

# 第4次 土浦市男女共同参画推進計画

～誰もが個性と能力を  
十分に発揮できる社会に向かって～



令和3年3月 土浦市





## は じ め に

我が国は世界に類を見ない速さで人口減少・超高齢社会が進行しており、経済や文化のグローバル化、AIの進歩やICT社会の進展など、社会情勢が大きく変化しております。

このような中、国においては、令和2年12月に「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」を閣議決定し、目指すべき社会として、公正で多様性に富んだ活力ある持続可能な社会、尊厳を持って個人が生きることのできる社会、男女が共に充実した社会生活や家庭生活を送ることができる社会、国際社会と協調する社会の4つを提示しております。



本市におきましては、平成23年3月に計画期間を10年とする「第3次土浦市男女共同参画推進計画」を策定し、平成24年4月に「土浦市男女共同参画推進条例」を施行、同年11月には「男女共同参画都市」を宣言するなど、男女共同参画社会の実現に向けて各種施策を推進してまいりました。しかしながら、働く場における女性の参画促進と能力向上支援、配偶者等からの暴力の防止をはじめとしたあらゆる人権侵害の根絶、男女共同参画の視点による防災・復興対策等、引き続き様々な課題への対応が求められております。さらに、新型コロナウイルス感染症の流行によって、社会のあり方は急激に変化しており、男女共同参画社会の推進にも大きな影響を及ぼすことが予想されます。

このような中、活力ある地域社会を築いていくためには、女性も男性も、互いにその人権を尊重しつつ、共に責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を形成することが、これまで以上に重要であると考えます。

本市では、こうした社会情勢の変化や第3次計画の成果と課題を踏まえ、今後10年間の男女共同参画社会づくりの行動指針として、「誰もが個性と能力を十分に発揮できる社会に向かって」をスローガンに「第4次土浦市男女共同参画推進計画」を策定しました。

本計画の策定にあたり、コロナ禍の中にも関わらず熱心にご審議いただきました土浦市男女共同参画推進委員会の委員の皆様をはじめ、市民意識調査での貴重なご意見、ご提案をいただきました市民の皆様に、心からお礼申し上げますとともに、本市における男女共同参画社会の実現のため、引き続きご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

土浦市長 安藤真理子



# 目次

第1部 基本構想.....	1
第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景.....	1
(1) 男女共同参画を取り巻く世界の動向.....	1
(2) 男女共同参画を取り巻く国や県の動向.....	2
(3) 我が国の社会経済情勢.....	3
2 計画策定の趣旨.....	4
3 計画の位置付けと性格.....	5
(1) 法的根拠等.....	5
(2) 本市の上位計画との関係.....	5
4 計画の期間.....	6
5 計画の策定体制.....	6
第2章 土浦市の現状.....	7
1 人口・世帯の状況.....	7
(1) 人口の状況.....	7
(2) 世帯の状況.....	10
2 就労・雇用環境や生活の状況.....	11
(1) 就労・雇用環境.....	11
(2) 婚姻・未婚の状況.....	15
3 市民意識調査結果.....	16
(1) 調査の概要.....	16
(2) 調査結果の概要.....	16
4 第3次計画の評価.....	24
(1) 第3次土浦市男女共同参画推進計画（後期計画）に基づく取組の状況.....	24
(2) 第3次土浦市男女共同参画推進計画（後期計画）の評価指標の状況.....	26
5 土浦市の男女共同参画を取り巻く課題.....	28
(1) 社会における男女共同参画の実現.....	28
(2) ワーク・ライフ・バランスの実現.....	28
(3) 働く場における女性の参画促進と能力向上支援.....	29
(4) 配偶者等からの暴力の防止をはじめとしたあらゆる人権侵害の根絶.....	29
(5) 庁内における男女共同参画推進の強化.....	29
(6) 大規模災害や新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた取組の推進.....	30

第3章 計画の基本的な考え方.....	31
1 計画の体系.....	32
2 基本理念とスローガン.....	34
(1) 基本理念.....	34
(2) スローガン.....	35
3 基本的視点と基本目標.....	36
(1) 基本的視点.....	36
(2) 基本目標.....	38
第2部 実施計画.....	41
第4章 施策の展開.....	41
基本目標1 男女の共同参画の実現に向かって.....	41
施策の方向性1 男女の社会参画の推進.....	41
施策の方向性2 職場における女性の活躍の促進.....	45
施策の方向性3 教育・学習の場における男女共同参画の推進.....	48
施策の方向性4 男女共同参画意識の形成.....	50
基本目標2 多様な働き方と持続可能な生活の実現に向かって.....	53
施策の方向性1 ワーク・ライフ・バランスの実現と働き方の見直しの推進.....	53
施策の方向性2 特に配慮・支援を要する男女を支える仕組みづくり.....	56
基本目標3 安心・安全の実現に向かって.....	61
施策の方向性1 配偶者等からの暴力の防止と被害者に対する支援.....	61
施策の方向性2 あらゆる人権侵害の根絶.....	64
施策の方向性3 防災における男女共同参画の実現.....	67
施策の方向性4 心と体の保護.....	68
第5章 計画の推進に向けて.....	71
1 総合的な推進体制の強化.....	71
(1) 市民・市民団体の参画.....	71
(2) 庁内組織の強化.....	71
(3) 国・県等関係機関との連携.....	71
2 計画の進行管理.....	72
3 計画の評価.....	73
(1) 評価指標.....	73
(2) 参考項目.....	74

資料編.....	75
資料1 男女共同参画のあゆみ .....	75
資料2 第4次土浦市男女共同参画推進計画に関する提言 .....	79
資料3 計画策定の経過 .....	80
資料4 男女共同参画社会基本法 .....	81
資料5 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 .....	84
資料6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 .....	90
資料7 土浦市男女共同参画推進条例 .....	97
資料8 土浦市男女共同参画推進条例施行規則 .....	100
資料9 土浦市男女共同参画推進委員会委員名簿 .....	101
資料10 土浦市男女共同参画庁内推進会議設置要綱.....	102
資料11 土浦市男女共同参画庁内推進会議委員名簿.....	103
資料12 用語解説.....	104
資料13 土浦市男女共同参画都市宣言文.....	106



# 第1部 基本構想

## 第1章 計画策定にあたって



# 1 計画策定の背景

女性も男性も、互いにその人権を尊重しつつ、共に責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することのできる“男女共同参画社会”の実現に向けて、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が制定されてから、既に20年以上が経過しました。この間、我が国では同法を踏まえた様々な取組が展開されており、女性の就業者数が大幅に増加したほか、子育て期の女性の就業率や第1子出産前後の妻の就業継続率が上昇するなどの変化が見られるようになりました。しかし、依然として政治・経済・社会における様々な分野において政策・方針決定過程への女性の参画が少ないこと、収入や正規雇用率など雇用分野における男女格差が大きいこと、仕事と子育て・介護等の両立に悩む人が少なくないことなど、私たちが取り組むべき課題は残されています。

## (1) 男女共同参画を取り巻く世界の動向

男女共同参画社会の形成は、国際社会における取組と密接な関係を有しています。国際的な男女共同参画の取組の規範となる「北京宣言及び行動綱領」が採択された平成7年(1995年)の第4回世界女性会議から20年後の平成27年(2015年)に、「第59回国連女性の地位委員会(北京+20)」が開催されました。同年には国連本部において「国連持続可能な開発サミット」が開催され、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このアジェンダの目標である「持続可能な開発目標(SDGs)\*<sup>1</sup>」では、17の目標のうちの1つとして、「ジェンダー平等を実現しよう」という目標が掲げられています。

グローバルかつ地域的な経済問題に取り組むために、政治、経済、学術等の各分野における指導者層の交流促進を目的とした独立・非営利団体である世界経済フォーラム(World Economic Forum)は、経済、教育、保健、政治の4分野のデータから各国の男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数を毎年公表しています。我が国の順位は世界的に見て低位の状態が続いており、令和元年(2019年)には、日本は153か国中121位と過去最低を更新しています。

本文中で\*マークのついた用語は、資料編の「用語解説」(104~105ページ)に掲載しています。

## (2) 男女共同参画を取り巻く国や県の動向

### ① 国の動向

我が国では、平成27年8月に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)に基づき、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るための施策が展開されており、国や地方公共団体、大企業を中心に行動計画の策定と女性の活躍に関する情報の公開が行われています。政府は、同法に基づき「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」を定めるとともに、女性の活躍を加速するために、毎年度「女性活躍加速のための重点方針」を決定して、施策を各府省の概算要求に反映させる仕組みを設けています。あわせて、政府は女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境をさらに整備するため、女性活躍推進法附則に基づく見直しの検討を実施し、一般事業主行動計画<sup>\*2</sup>の策定義務の対象拡大、情報公表の強化、ハラスメント対策の強化等の措置を講ずることを内容とする改正女性活躍推進法が令和元年5月に制定されました。

平成30年5月には、衆議院などの議員の選挙において男女の候補者数ができるかぎり均等になることを目指して行われること等を基本原則とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定されました。また、同年6月には、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保などの措置を講ずることを定めた「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が制定されました。

これらを踏まえ、政府は令和2年12月に「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」を閣議決定しました。同計画の基本的な方針においては、男女共同参画基本計画の“目指すべき社会”として、次の4点を掲げています。

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

### ② 県の動向

県においては、平成28年3月に策定した「茨城県男女共同参画基本計画(第3次)～人が変わる 組織が変わる 社会が変わる～」に基づき、県民・事業者・団体との連

携・協力のもと、様々な分野において施策を総合的に展開していきました。

同計画は令和2年度に最終年度を迎えることから、令和元年度に県民意識調査を実施し、令和3年3月に「茨城県男女共同参画基本計画（第4次）」を策定しています。

「茨城県男女共同参画基本計画（第4次）」では、「あらゆる分野における男女共同参画の推進」「安全・安心な暮らしの実現」「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」の3つを基本目標として、中長期的な展望に立った県の男女共同参画社会の実現に向けた取組の方向性を示しています。

また、県では男女共同参画社会の実現や女性活躍の推進のための拠点として、既存の茨城県女性プラザと男女共同参画支援室の機能を統合し、令和2年4月に「男女共同参画センター」を新設しました。さらに同年11月には、性別にとらわれず、誰もが個性と能力を発揮し、あらゆる分野で活躍できる人材の育成を推進するため、男女共同参画センターの名称を「ダイバーシティ推進センター」と変更しています。

### (3) 我が国の社会経済情勢

---

近年の我が国の社会経済情勢に目を向けると、世界に類を見ないスピードで「人口減少・超高齢社会」が進行した結果、経済規模の縮小など構造的な課題に直面しており、労働力人口の維持が喫緊の課題となっています。

一方、世帯構成を見ると共働き世帯、ひとり親世帯、単身世帯が増加しており、ワーク・ライフ・バランス<sup>\*3</sup>の推進と相まって、人々の働き方は多様化しています。企業が少子高齢化の中で人材を確保し、多様化する市場ニーズやリスクへの対応力を高める「ダイバーシティ・マネジメント<sup>\*4</sup>」を推進する上で、女性をはじめとする多様な人材の活躍は不可欠なものという認識が広がりつつあります。

多様な人材が能力を発揮しやすくするためには、柔軟な働き方ができる環境づくりが必要です。女性のみならず、男性の長時間労働の見直しなどを通して、働く人一人ひとりの置かれた事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現するとともに、より良い将来の展望を持てるようにすることを目指す「働き方改革」が進められています。

また、令和2年春以降、全世界的に新型コロナウイルスの感染が拡大しており、その感染を防ぐために都市部を中心に長期間の外出自粛や企業の休業等が行われました。このことは我が国の社会経済情勢に大きな影響を与えるほか、市が実施する各種事業についても、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」に対応することが求められます。さらに、外出自粛や休業といった状況下においては、生活不安やストレスによるDV<sup>\*5</sup>や性暴力被害等の増加・深刻化、非正規雇用者の女性を中心に雇用・収入が失われることによる生活困窮化、休校・休園等に伴う子育てや介護等の負担増加といった問題が発生しており、女性の生命と生活が脅かされています。医療・介護・保育の従事者などのいわゆるエッセンシャルワーカー<sup>\*6</sup>には女性が多く、処遇面や就労環境面で厳しい状況があることや、感染症による差別があることも課題となっています。

## 2 計画策定の趣旨

本市では、平成6年に「つちうら女性プラン21」を策定し、平成9年には、その活動拠点となる「女性センター」（平成17年に「男女共同参画センター」と改称）を開設しました。

さらに、平成14年には「第2次つちうら女性プラン21」、平成23年3月に「第3次土浦市男女共同参画推進計画」を策定し、平成24年4月には「土浦市男女共同参画推進条例」を施行しました。また、平成24年11月に「男女共同参画都市」を宣言して男女共同参画社会推進の土台を作り、平成28年3月に「第3次土浦市男女共同参画推進計画（後期計画）」を策定して、男女共同参画社会の実現に向けて各種施策を推進してきました。

現在の我が国は、少子高齢化の進行と人口減少時代の到来に加え、単身世帯の増加が進んでいます。今日では、子育てや介護は専ら家庭だけ・公的サービスだけが担うのではなく、地域でお互いに助け合い支え合いながら取り組むことが主流になるなど、社会環境が変化しつつあります。

少子高齢化で労働力人口の減少や生産年齢人口の減少が懸念される中で、女性の活躍は社会・経済の持続可能な発展のためにも重要です。女性が職場・家庭・地域等生活の様々な場面において、自信とやりがいをもって多様な役割を果たし活躍できる社会を築くことが求められています。

この度、第3次計画の後期計画期間が令和2年度をもって終了することから、これまでの取組状況の検証や社会情勢の変化等を踏まえ、新たな視点を加えた取組を示し、今後10年間の男女共同参画社会づくりの行動指針として「第4次土浦市男女共同参画推進計画」を策定します。



### 3 計画の位置付けと性格

#### (1) 法的根拠等

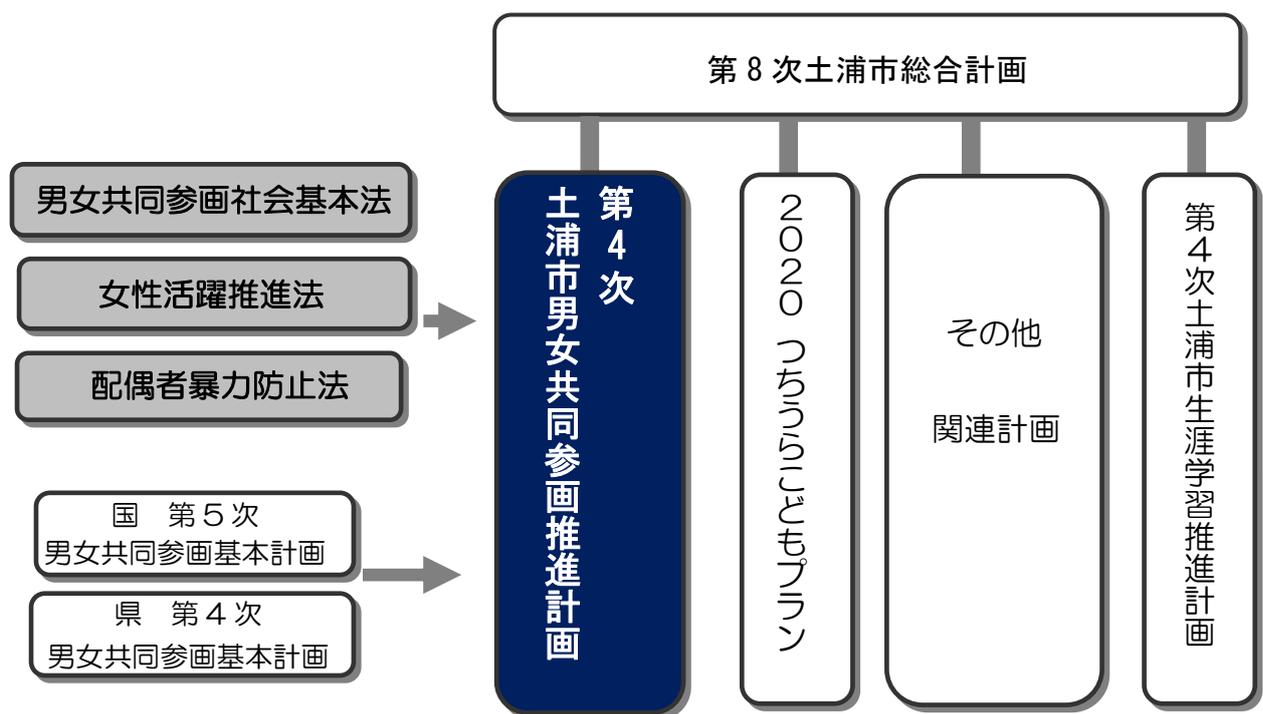
本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画として位置付けられるものです。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（配偶者暴力防止法）第2条の3第3項に規定する本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（市町村基本計画）に相当するとともに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定する本市における「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」（市町村推進計画）に相当するものです。

また、国の「第5次男女共同参画基本計画」、茨城県の「茨城県男女共同参画基本計画（第4次）」の内容を踏まえた計画です。

#### (2) 本市の上位計画との関係

本計画は、男女共同参画社会基本法の理念を踏まえた「土浦市男女共同参画推進条例（平成24年条例第13号）」第8条に基づく基本計画として位置付けられるものです。

また、第8次土浦市総合計画の基本計画の第1章第1節「「地域力」と「市役所力」が一体となった協働のまちづくり」の第5項「個性と能力が発揮できる男女共同参画の推進」として位置付けられており、上位計画である総合計画を下支えする計画として整合性を図っています。



## 4 計画の期間

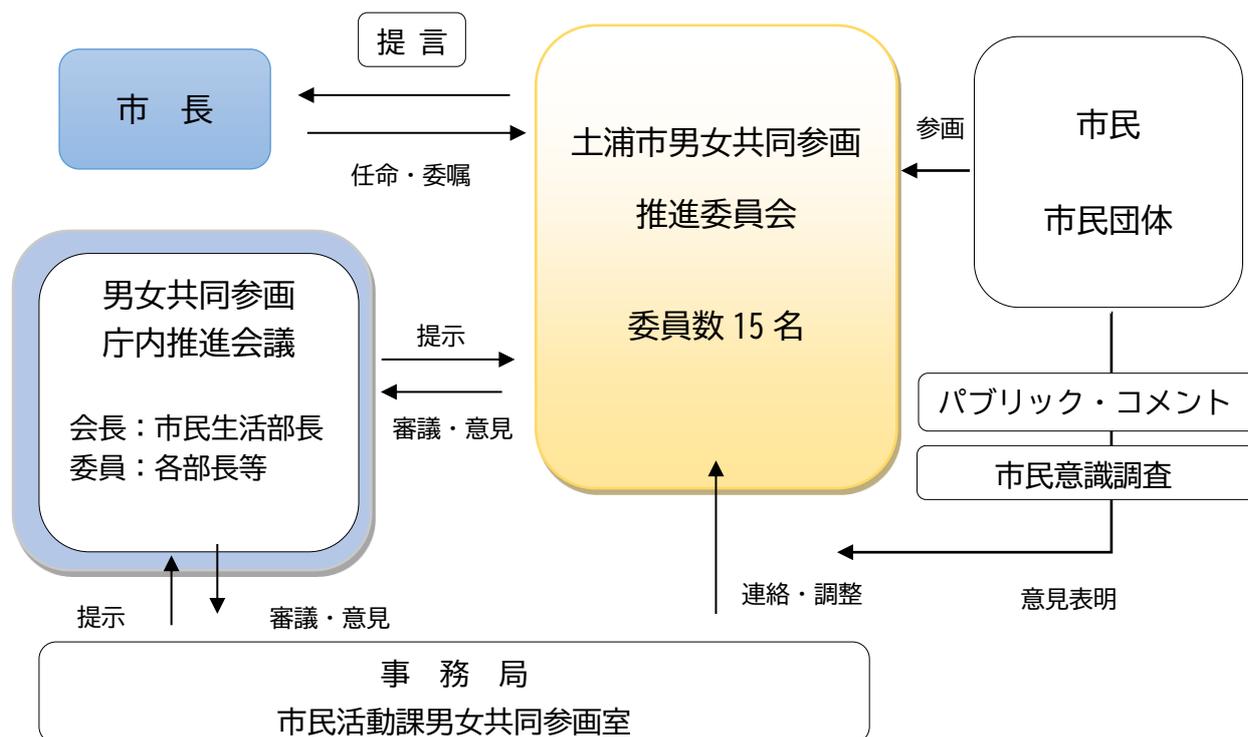
この計画の期間は、令和3年度～令和12年度の10年間とします。

中間年度である令和7年度には、事業の検証や評価を行った後、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により必要に応じ見直しを行い、「第4次後期計画」を策定するものとします。

令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
基本構想（令和3年度～令和12年度 10年間）										
前期計画（令和3年度～令和7年度 5年間）										
					見直し	後期計画（令和8年度～令和12年度 5年間）				

## 5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、令和元年度に市民意識調査「男女共同参画社会に関する調査」を実施し、本市の男女共同参画に関する市民の意識及び実態を把握しました。令和2年度は「土浦市男女共同参画推進委員会」（学識経験者をはじめ、議会代表者、関係機関代表者、各種団体の代表者などで構成）や「男女共同参画庁内推進会議」（庁内の関係部署の職員で構成）などにおいて計画案の内容を審議しました。



## 第2章 土浦市の現状

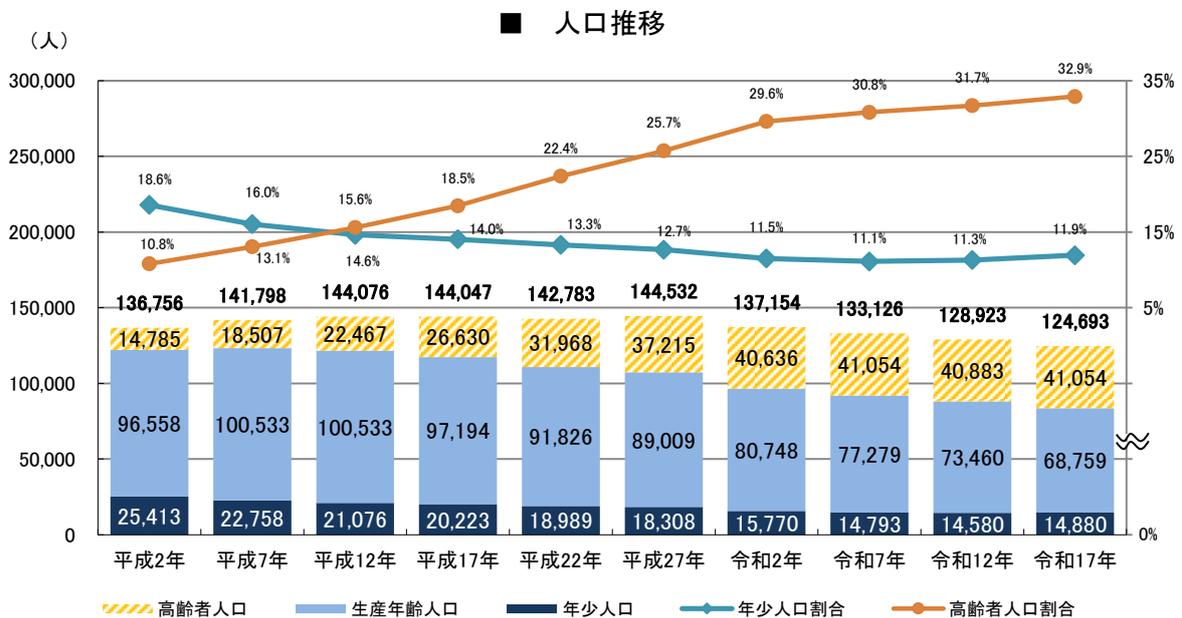


# 1 人口・世帯の状況

## (1) 人口の状況

本市の総人口は、平成27年をピークに減少傾向にあります。また、全国的な傾向と同様に、少子・高齢化が進んでおり、高齢者人口割合は上昇、年少人口割合は減少を続けています。

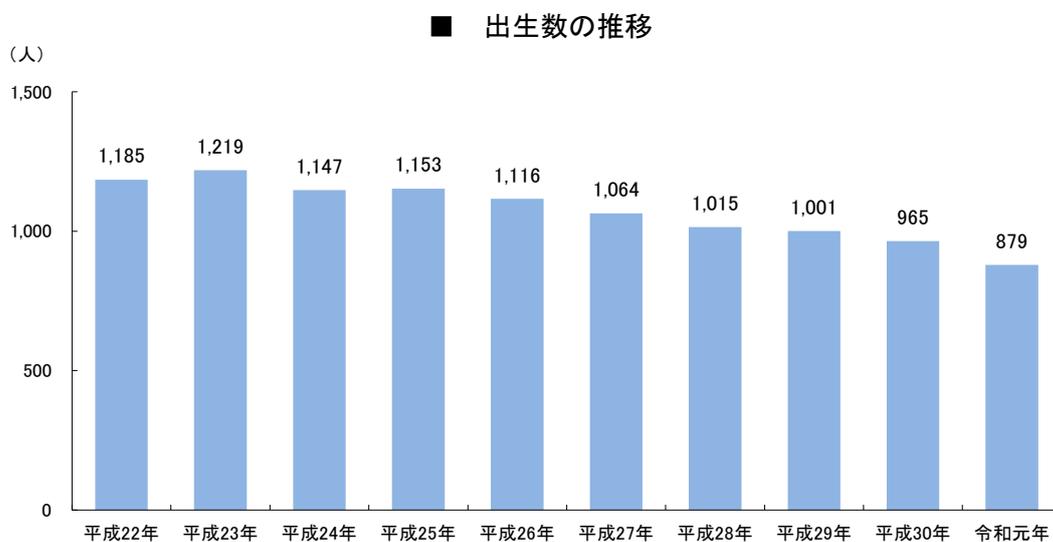
第2期土浦市まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」における人口推計によると、今後は総人口が減少を続け、令和12年には13万人を下回る見込みです。高齢者人口割合は引き続き増加を続け、令和7年に30%に達することが予測されています。



※ 平成27年以前は国勢調査。令和2年以降は第2期土浦市まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」における推計人口。

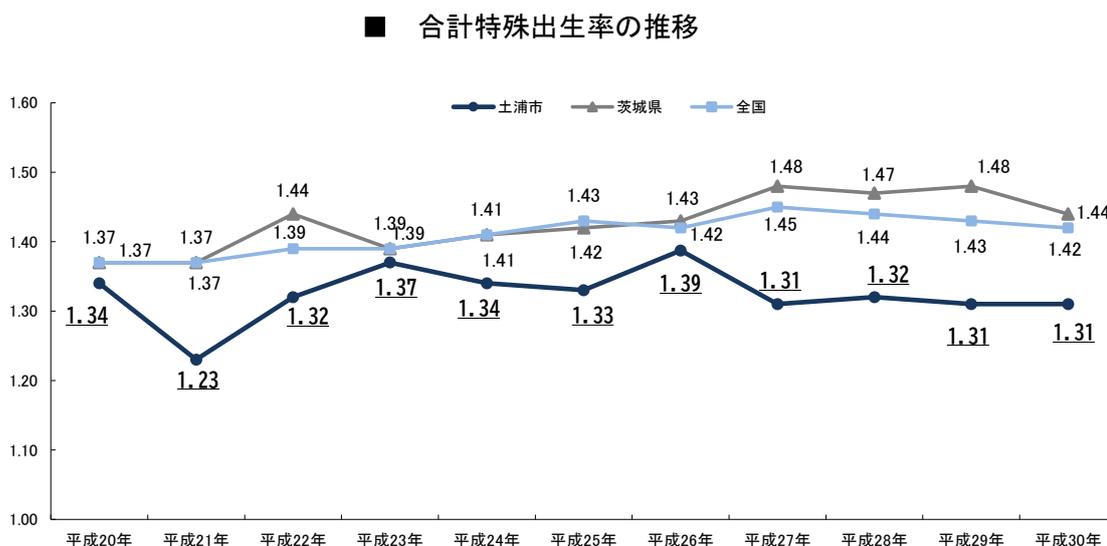
## 第2章 土浦市の現状

本市の出生数は平成 23 年の 1,219 人をピークとして以後は減少傾向にあります。平成 30 年以降は 1,000 人を下回っており、令和元年には 879 人となっています。



資料：厚生労働省「人口動態統計」（茨城県保健福祉統計年報）

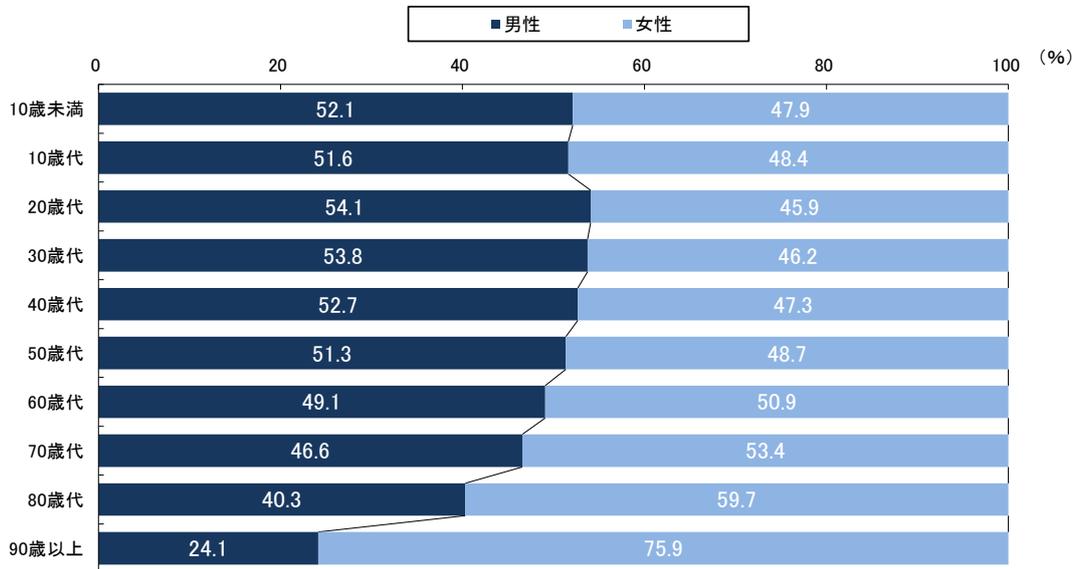
本市の合計特殊出生率\*7は年度により増減があるものの、おおむね横ばい傾向にあります。平成 30 年の本市の合計特殊出生率は 1.31 であり、平成 20 年以降、全国平均値及び茨城県平均値を一貫して下回っています。全国、茨城県、本市とも、人口を維持するために必要とされる 2.08 を大きく下回る状態が続いています。



資料：厚生労働省「人口動態統計」、土浦市資料

本市の令和2年4月1日時点の住民基本台帳人口について、世代別の男女構成比をみると、50歳代までは男性の割合が女性を上回っています。しかし、年代とともに女性の割合が増加し、60歳代以上では女性の割合が男性を上回っています。

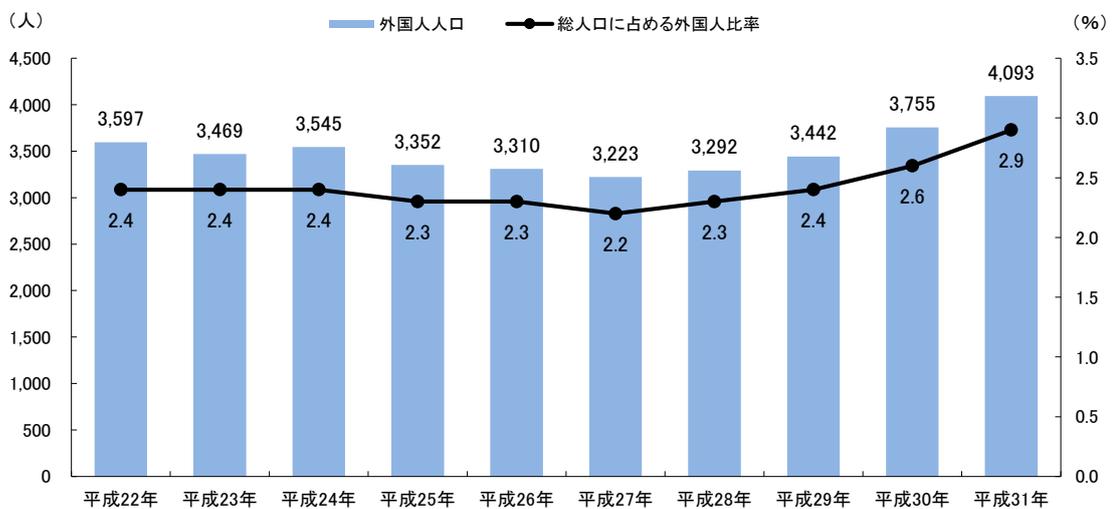
■ 世代別の男女構成比



資料：住民基本台帳

本市の外国人人口は平成28年以降増加を続けており、平成31年3月31日時点で4,093人となっています。総人口に占める外国人比率については、これまで2%台前半で推移してきましたが、近年は増加が続いており、平成31年時点で2.9%となっています。

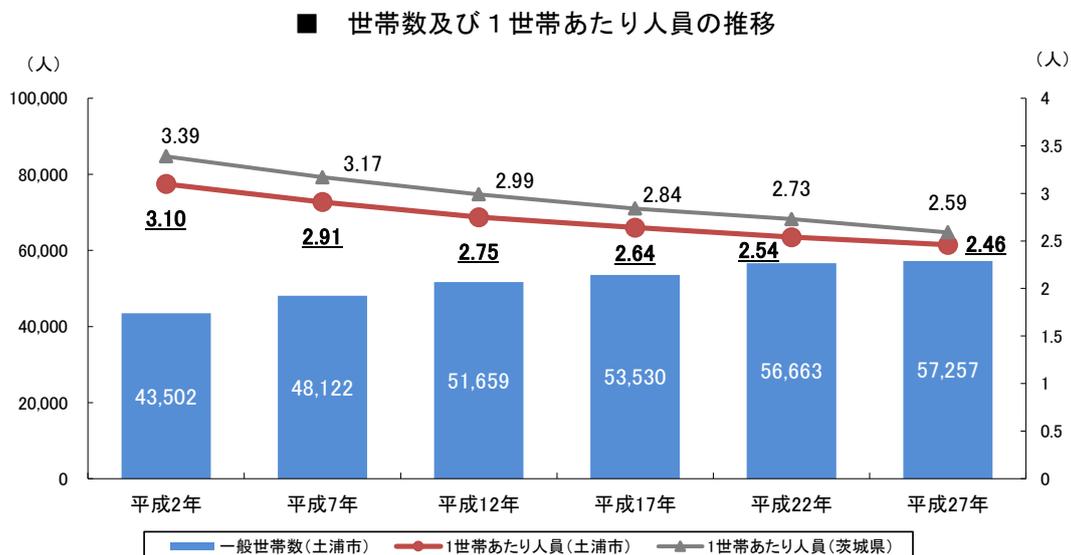
■ 外国人人口の推移



資料：土浦市

## (2) 世帯の状況

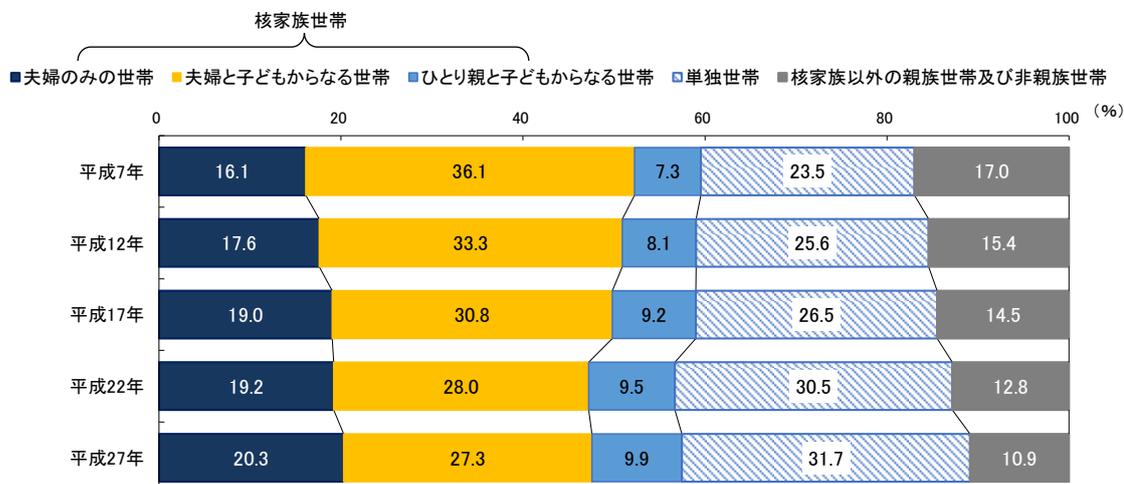
本市における一般世帯数は増加傾向にあります。1世帯あたり人員は茨城県平均と同様に減少傾向にあります。平成27年の本市の1世帯あたり人員は2.46人であり、県内44市町村のうち5番目に小さい数値となっています。



資料：国勢調査

本市の世帯の家族類型比率の推移を見ると、単独世帯の割合は平成7年から増加を続けており、平成22年以降は全体の3割強となっています。核家族世帯については平成7年から27年にかけて5割後半を占めていますが、内訳をみると夫婦のみ世帯、ひとり親と子どもからなる世帯が増加を続けている一方で、夫婦と子どもからなる世帯は平成7年から減少を続けており、平成22年以降は全体の3割を下回っています。近年、本市においては夫婦のみの世帯、ひとり親と子どもからなる世帯、単独世帯の割合が徐々に増加していることがわかります。

### ■ 世帯の家族類型比率の推移

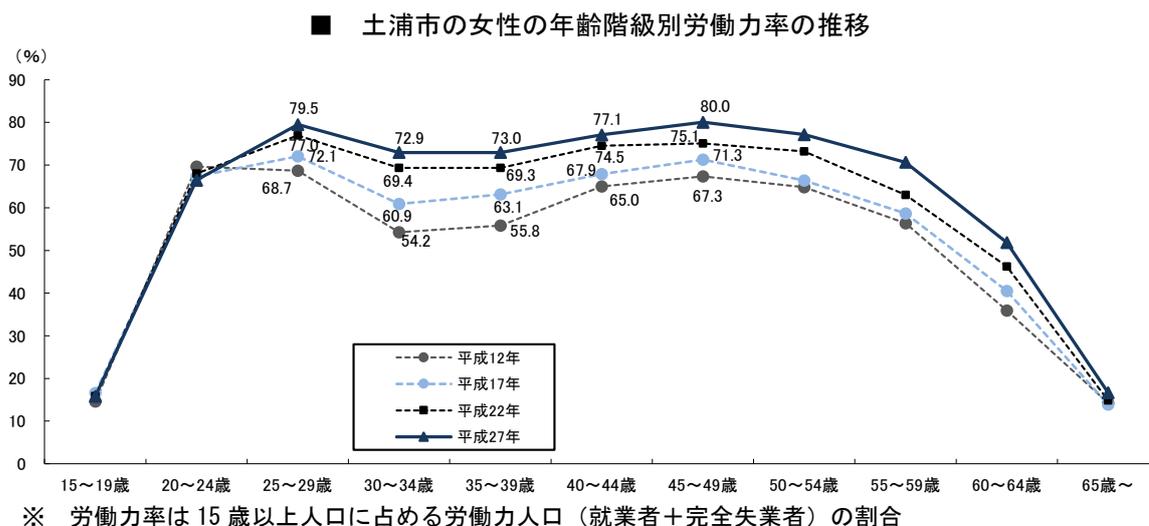


資料：国勢調査

## 2 就労・雇用環境や生活の状況

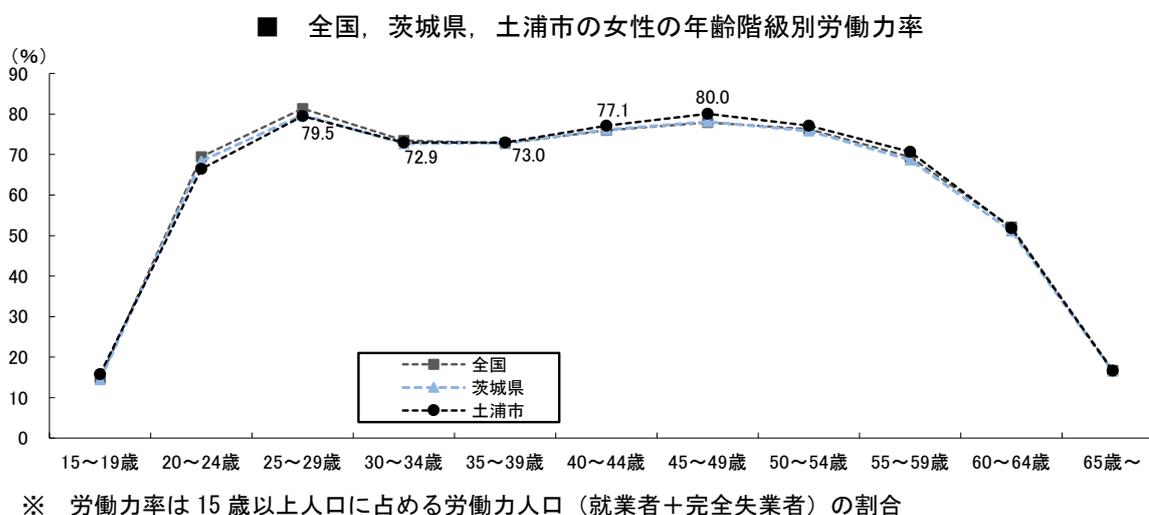
### (1) 就労・雇用環境

本市の女性の年齢階級別労働力率（M字カーブ）は、従来 30～34 歳を中心に比率が低下する形が特徴となっており、その背景に 30 歳前後で結婚や出産のために離職する傾向があるものと考えられてきました。しかし、近年はほとんどの年代で労働力率が上昇しており、M字の状態がほぼ解消しています。



資料：国勢調査

女性の年齢階級別労働力率（M字カーブ）は、全国、茨城県、本市ともほぼ解消されています。本市の女性の年齢階級別労働力率は、40 歳代から 50 歳代にかけて全国及び茨城県を上回っているものの、20 歳代では全国及び茨城県を、30 歳代では全国を下回っています。

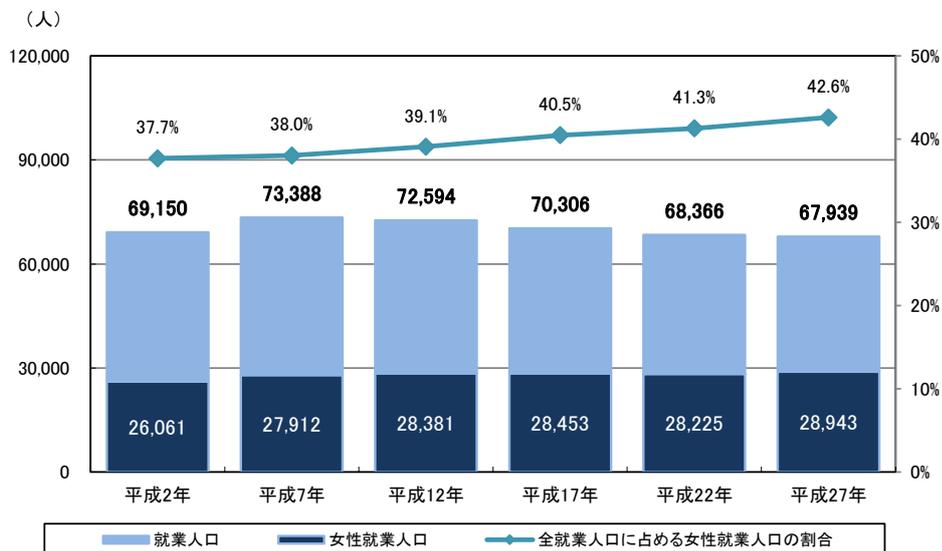


資料：国勢調査

## 第2章 土浦市の現状

本市の全就業人口は平成7年をピークに減少傾向にあるものの、女性の就業人口は増加傾向が続いており、平成17年以降は全就業人口に占める女性の就業人口の割合が4割を超えています。

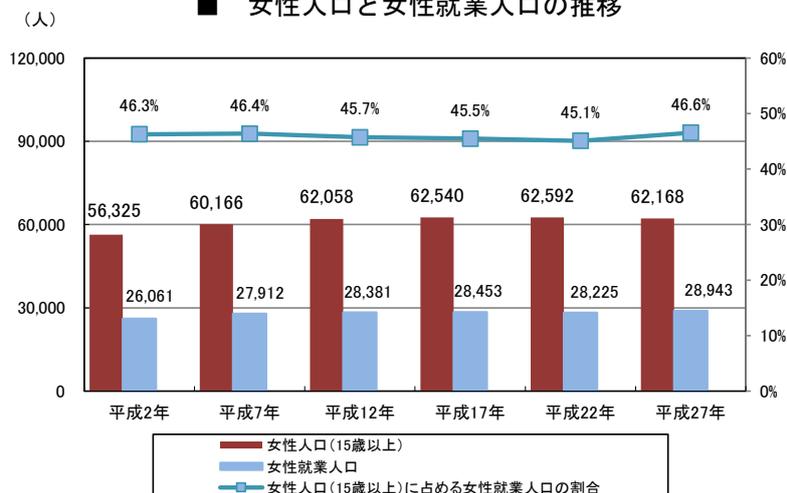
■ 女性就業人口の推移



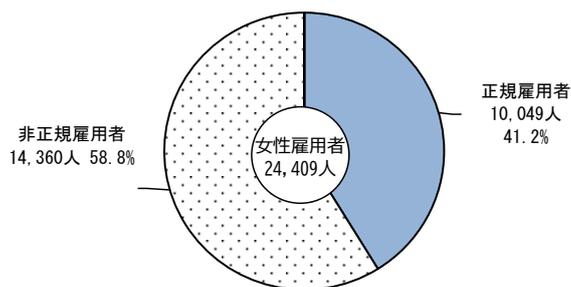
資料：国勢調査

本市の女性人口（15歳以上）に占める女性就業人口の割合を見ると、平成2年から27年にかけて増減があるものの、45～46%程度で推移しています。

■ 女性人口と女性就業人口の推移



■ 女性雇用者の従業上の地位

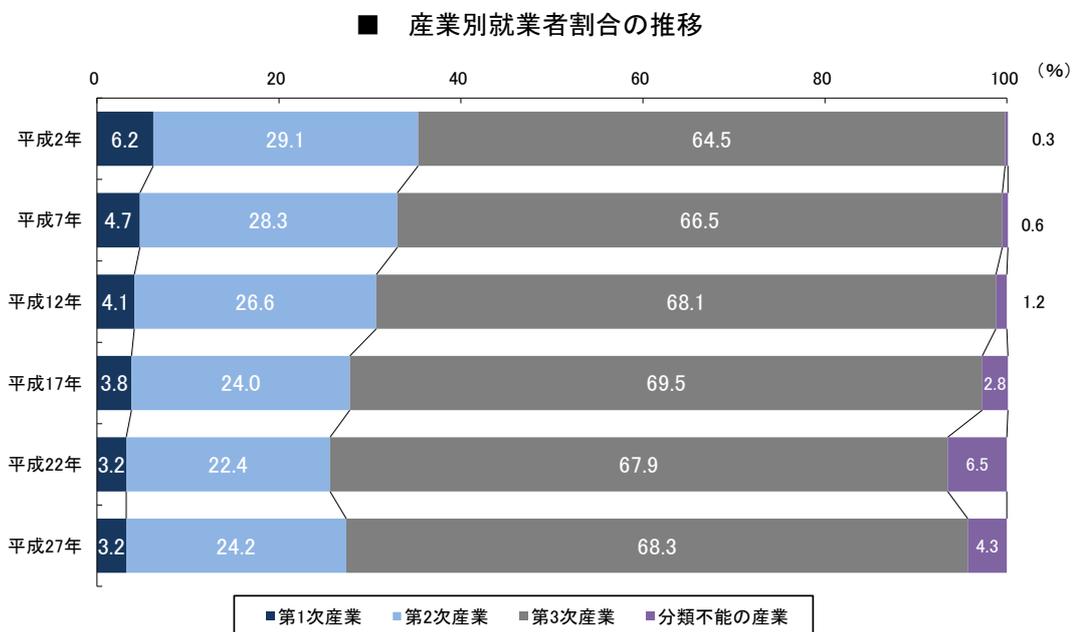


平成27年の本市の女性雇用者のうち、正規雇用者は10,049人、非正規雇用者は14,360人であり、女性雇用者全体の6割弱が非正規雇用であることがわかります。

資料：国勢調査

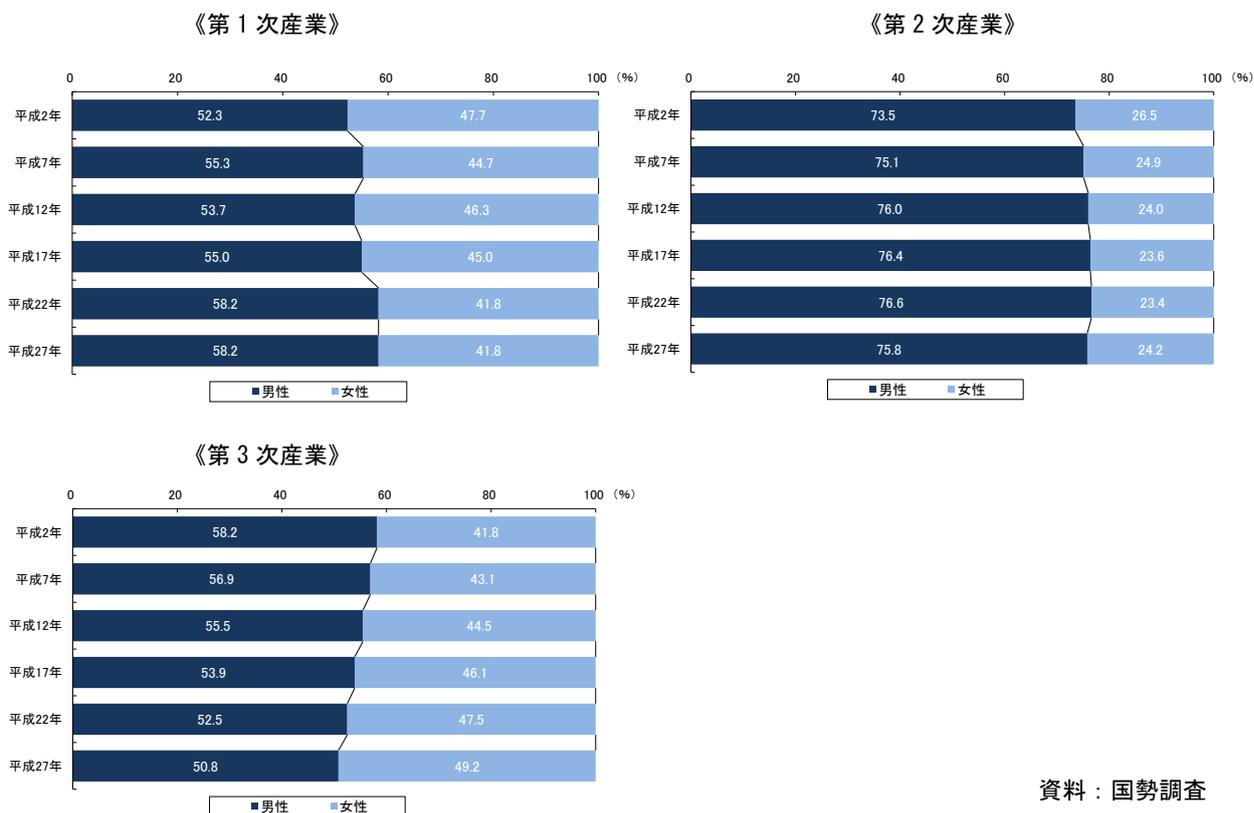
## 2 就労・雇用環境や生活の状況

本市の産業別就業者の割合を見ると、第3次産業が増加傾向にあり、全体の6割台を占めて多くなっています。第1次産業従事者に占める女性の割合は減少傾向、第3次産業に占める女性の割合は増加傾向にあります。



資料：国勢調査

### ■ 男女別・産業別就業者割合の推移



資料：国勢調査

## 第2章 土浦市の現状

本市の産業別（大分類）就業状況を見ると、製造業や卸売業、小売業への就業者が多数を占めており、医療、福祉や建設業がこれに続いています。女性の就業者数は卸売業、小売業や医療、福祉において多く、業種ごとの就業者に占める女性の割合は「医療、福祉」「宿泊業、飲食サービス業」で6割以上となっているほか、「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」で5割以上となっています。一方、「電気・ガス・熱供給・水道業」「建設業」では2割を下回っています。

■ 産業別就業者数と女性就業者数（平成27年）

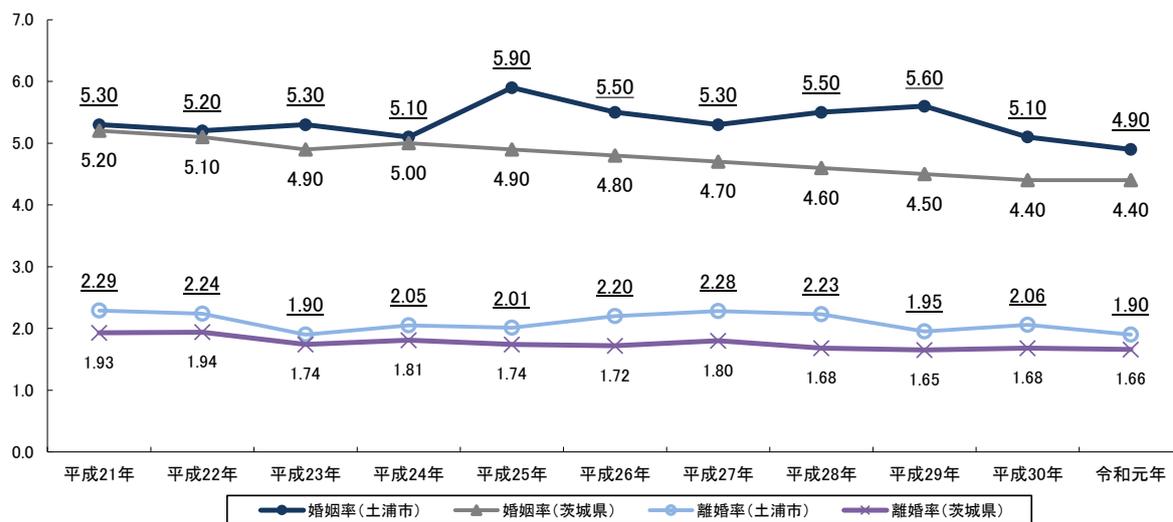
人口区分 産業区分		全就業人口		女性就業人口			
		人数(人) (A)	全就業人口に占める割合 (%) (A/AC)	人数(人) (B)	全就業人口に占める割合 (%) (B/AC)	女性就業人口に占める割合 (%) (B/BC)	業種別総数に占める割合 (%) (B/A)
総数 (C)		67,939	100.0	28,943	42.6	100.0	42.6
第一次	農業, 林業	2,192	3.2	918	1.4	3.2	41.9
	漁業	11	0.0	3	0.0	0.0	27.3
第二次	鉱業, 採石業, 砂利採取業	20	0.0	4	0.0	0.0	20.0
	建設業	4,694	6.9	827	1.2	2.9	17.6
	製造業	11,727	17.3	3,151	4.6	10.9	26.9
第三次	電気・ガス・熱供給・水道業	355	0.5	53	0.1	0.2	14.9
	情報通信業	1,254	1.8	298	0.4	1.0	23.8
	運輸業, 郵便業	3,950	5.8	900	1.3	3.1	22.8
	卸売業, 小売業	10,786	15.9	5,628	8.3	19.4	52.2
	金融業, 保険業	1,558	2.3	813	1.2	2.8	52.2
	不動産業, 物品賃貸業	1,254	1.8	507	0.7	1.8	40.4
	学術研究, 専門・技術サービス業	2,980	4.4	1,151	1.7	4.0	38.6
	宿泊業, 飲食サービス業	3,877	5.7	2,507	3.7	8.7	64.7
	生活関連サービス業, 娯楽業	2,632	3.9	1,553	2.3	5.4	59.0
	教育, 学習支援業	3,356	4.9	1,887	2.8	6.5	56.2
	医療, 福祉	7,102	10.5	5,300	7.8	18.3	74.6
	複合サービス事業	566	0.8	229	0.3	0.8	40.5
	サービス業(他に分類されないもの)	3,891	5.6	1,391	2.0	4.8	36.3
	公務	2,902	4.3	623	0.9	2.2	21.5
	分類不能の産業	2,892	4.3	1,200	1.8	4.1	41.5

資料：国勢調査

## (2) 婚姻・未婚の状況

本市の婚姻率，離婚率はいずれも茨城県平均を上回って推移しています。本市の婚姻率は平成24年から25年にかけて上昇しましたが，その後は増減しながら減少傾向にあります。離婚率については，増減を繰り返している状態です。

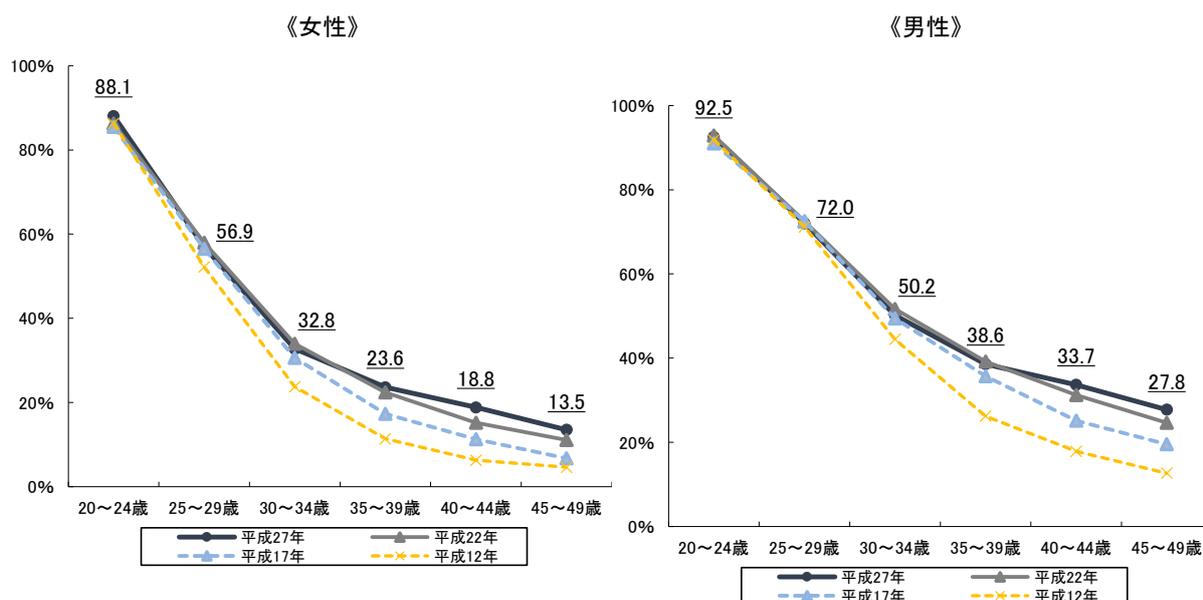
■ 婚姻率・離婚率の推移



資料：茨城県人口動態統計

本市の5歳階級別の未婚率を見ると，男女とも30歳以上について平成12年から27年にかけて割合が増加しており，非婚化・晩婚化の傾向が続いています。

■ 未婚率の推移



資料：国勢調査

### 3 市民意識調査結果

#### (1) 調査の概要

市では、「第3次土浦市男女共同参画推進計画（後期計画）」が令和2年度末で終了することから、新たな男女共同参画推進計画を策定するにあたり、市の現状や問題点の把握及び課題整理の基礎資料とすることを目的として、令和元年9月～11月に「土浦市男女共同参画社会に関する調査」を実施しました。調査及びその結果の概要は、以下のとおりです。

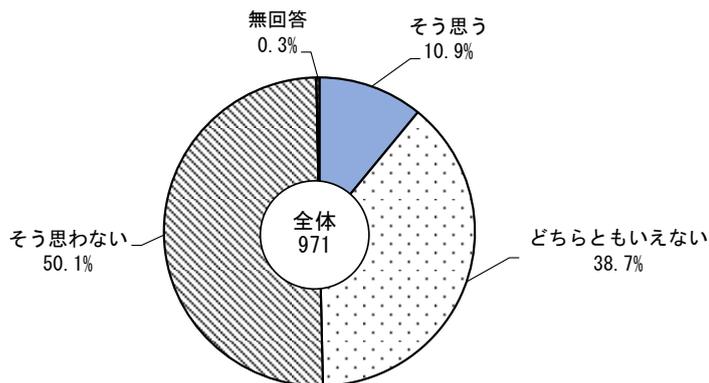
■ 調査の概要

調査地域	土浦市全域
調査対象	市内在住の20歳以上の男女3,000人（男女それぞれ1,500人ずつ）
抽出方法	住民基本台帳に基づく無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和元年9月下旬～11月中旬
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女の生き方や家庭生活について</li> <li>・仕事と生活の調和について</li> <li>・男女の地位の平等について</li> <li>・男女の人権について</li> </ul>
回収結果	有効回収数：971票（男性436，女性532，性別無回答3），有効回収率：32.4%

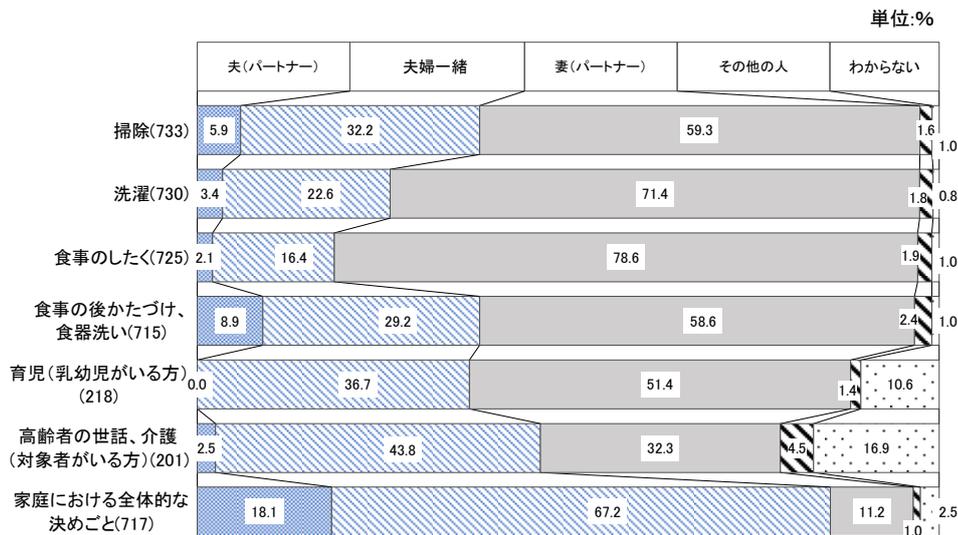
#### (2) 調査結果の概要

##### ① 男女平等に関する意識や家庭生活の実態

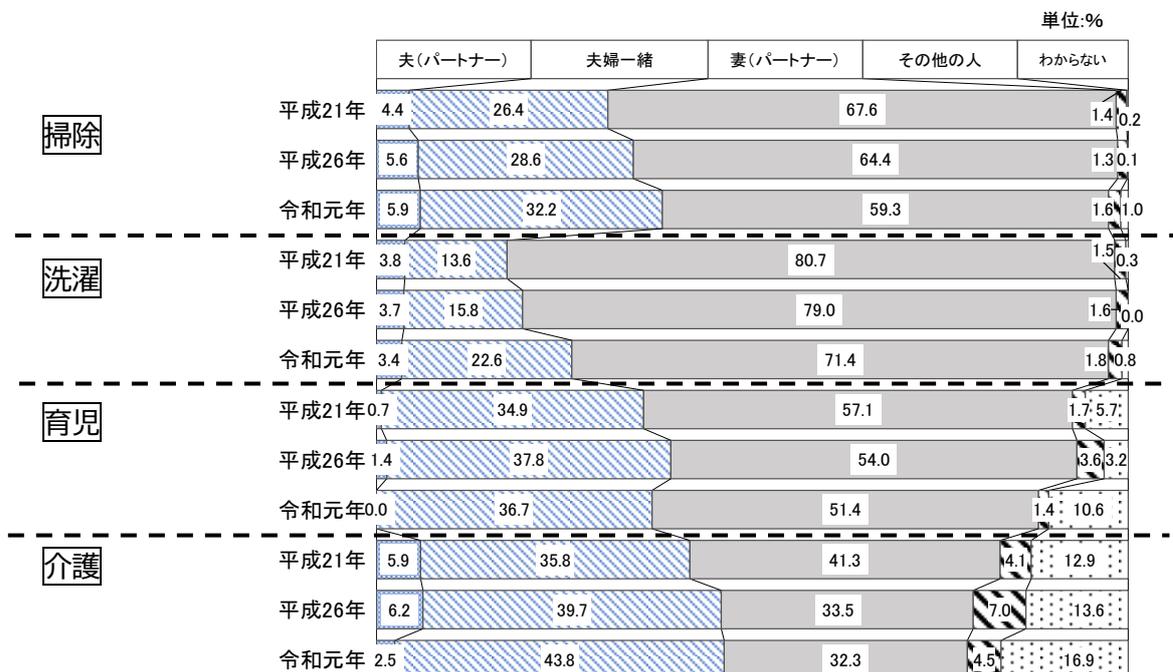
「男は仕事，女は家庭」という男女の固定的な性別役割分担についての考え方については、「そう思わない」が5割を占めており、「そう思う」（10.9%）を大幅に上回っています。



家庭内の仕事等の担当状況については、多くの分野について「妻(パートナー)」という回答が多くなっており、「食事のしたく」(78.6%)、「洗濯」(71.4%)では7割台となっています。「家庭における全体的な決めごと」については、「夫婦一緒」が67.2%を占めており、次いで「夫(パートナー)」が18.1%となっています。「夫(パートナー)」という回答は「家庭における全体的な決めごと」を除きいずれも1割未満であり、家庭内の仕事の多くが妻(パートナー)に偏っている傾向があることがわかります。

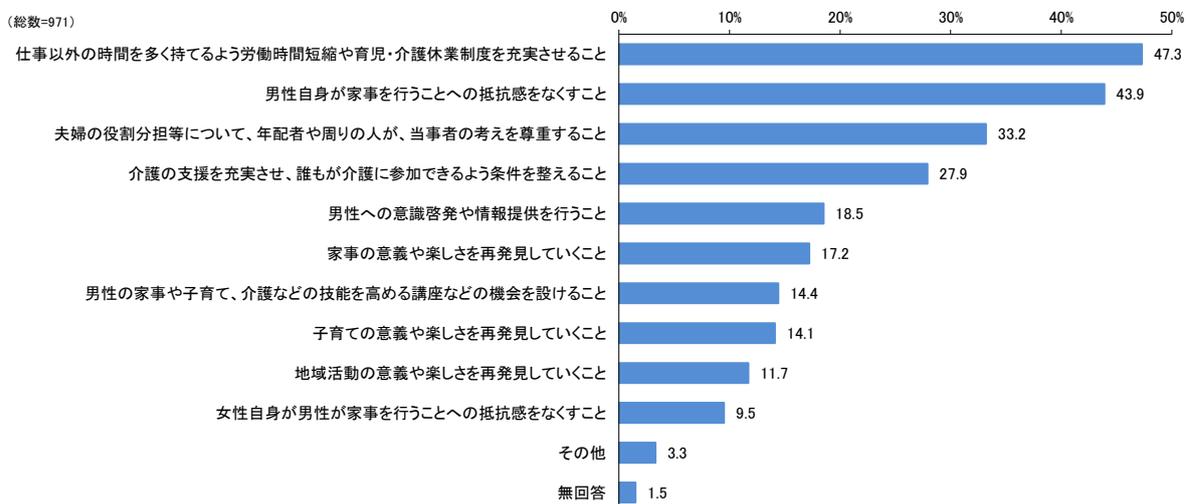


掃除、洗濯、育児、介護の各分野について経年変化を見ると、全ての分野において各年度とも「妻(パートナー)」の割合が「夫(パートナー)」を上回っています。しかし、「妻(パートナー)」の割合はいずれも減少傾向にあり、「夫婦一緒」の割合は増加傾向にあり、介護については平成26年以降、「夫婦一緒」が「妻(パートナー)」を上回っています。こうしたことから、本市において徐々に家庭内における男女共同参画の実践がなされていることがわかります。

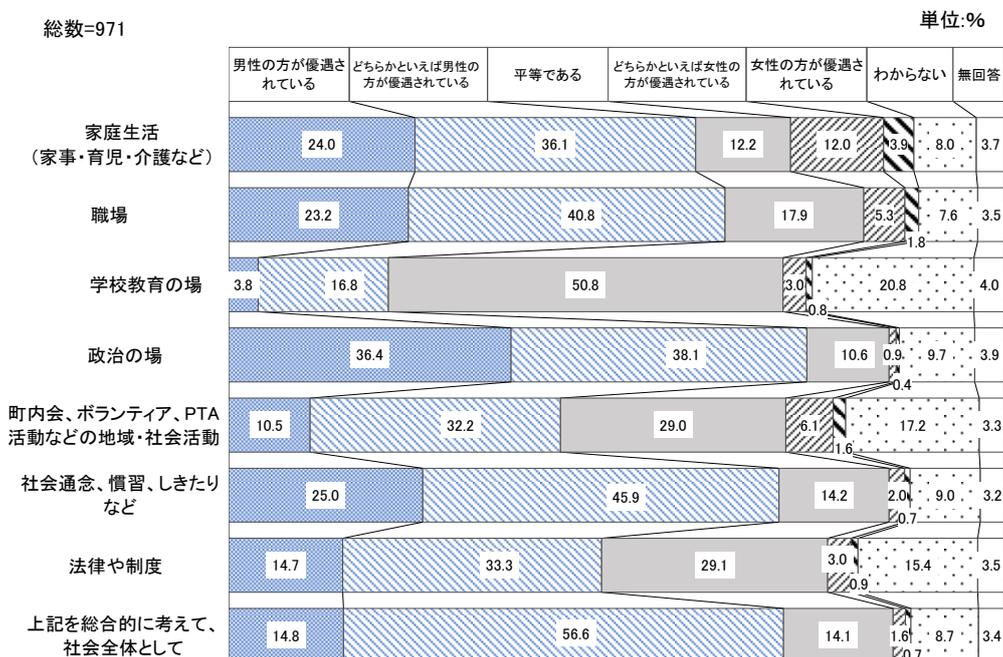


## 第2章 土浦市の現状

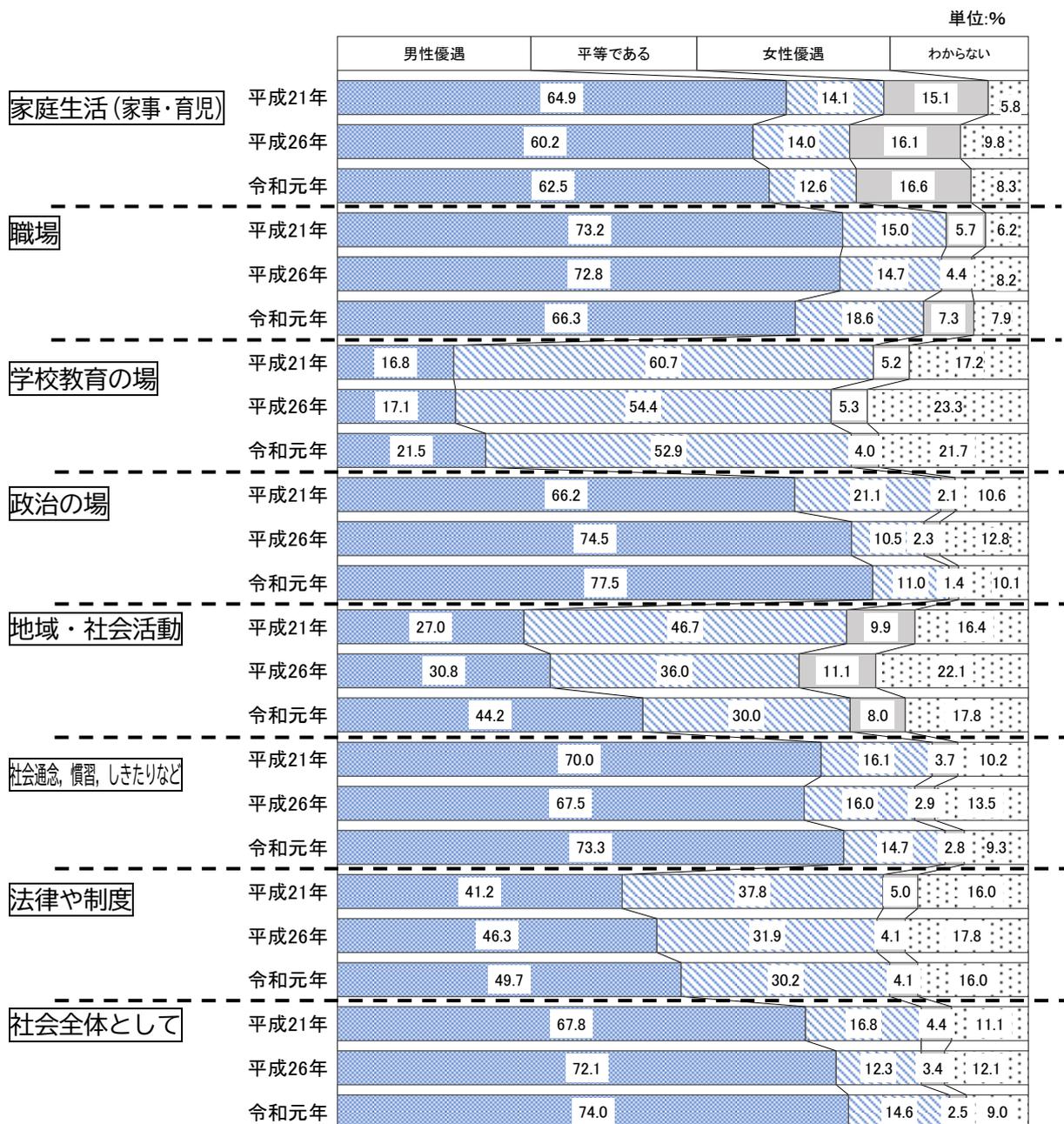
男性が家事、育児、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なこととしては、「仕事以外の時間を多く持てるよう労働時間短縮や育児・介護休業制度を充実させること」が47.3%で最も多く、「男性自身が家事を行うことへの抵抗感をなくすこと」(43.9%)、「夫婦の役割分担等について、年配者や周りの人が、当事者の考えを尊重すること」(33.2%)、「夫婦の役割分担等について、年配者や周りの人が、当事者の考えを尊重すること」(33.2%)が続いています。



各分野における男女の地位についての意識は、『学校教育の場』で男女が「平等である」が50.8%を占めており、『法律や制度』『町内会、ボランティア、PTA活動などの地域・社会活動』では「平等である」がほぼ3割となっています。多くの項目で“男性優遇”（「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）という認識が強く、『政治の場』『社会通念、慣習、しきたりなど』では7割強、『職場』『家庭生活（家事・育児・介護など）』では6割強と多くなっています。各分野を総合的にとらえて社会全体としても“男性優遇”が7割強となっており、市民の間で女性に比べて男性が優遇されており、男女平等とはいえない分野が多いという意識があることがわかります。

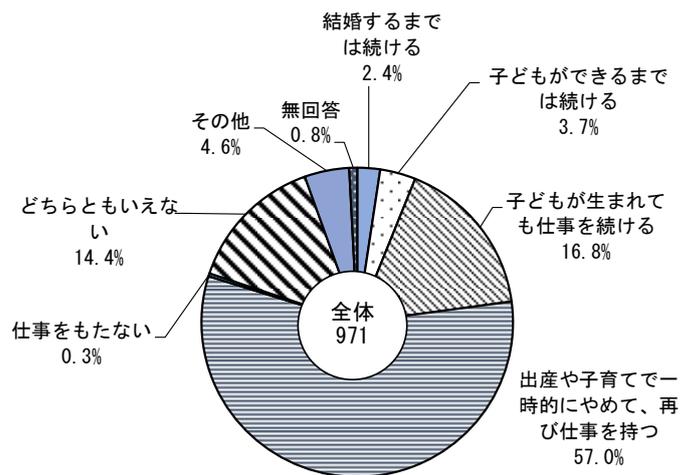


各分野について経年変化を見ると、『職場』については“男性優遇”の割合が減少し、「平等である」の割合が増加しているものの、これ以外の多くの分野において“男性優遇”の割合が増加し、「平等である」の割合が減少しています。特に『政治の場』『地域・社会活動』については平成21年から令和元年にかけて“男性優遇”の割合が10ポイント以上増加、「平等である」の割合が10ポイント以上減少しています。依然として多くの分野について男性優遇という意識が強いこと、近年男性優遇という意識が強くなっている分野があるという実態を正しく認識して、多くの市民が様々な分野について男女平等であると感じられる社会とすることが課題です。

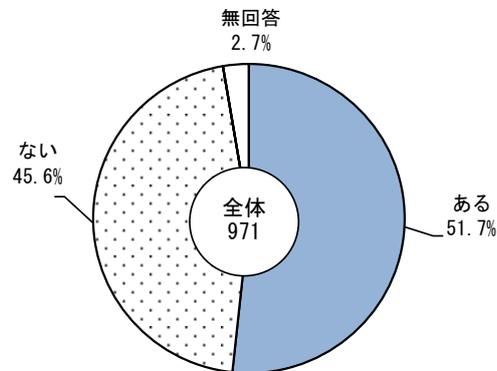


② 男女の働き方とワーク・ライフ・バランス

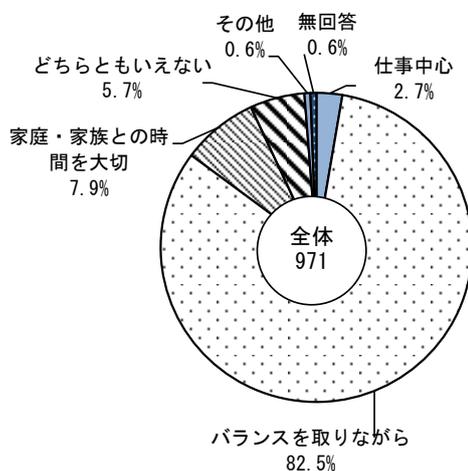
女性の働き方について、どのような形が望ましいと思うかという点については、「女性は出産や子育てで一時的に仕事をやめても、その時期が過ぎたら、再び仕事を持つ方がよい」が 57.0%で最も多くなっており、「女性は子どもが生まれても仕事を続ける方がよい」が 16.8%で続いています。本市においては出産や子育ての時期は一時的に離職することが望ましいという意識が強く、出産・子育て期であっても就労を継続することが望ましいという意識は主流とまでは言えません。



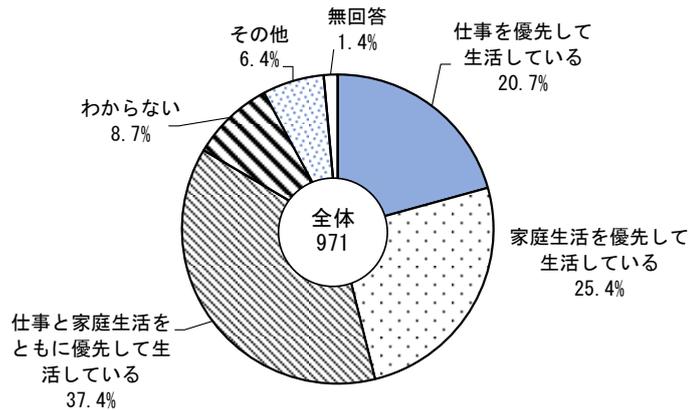
「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という言葉について、見たり聞いたりしたことがあるという回答は 51.7%であり、見たり聞いたりしたことがないという回答が 45.6%となっています。



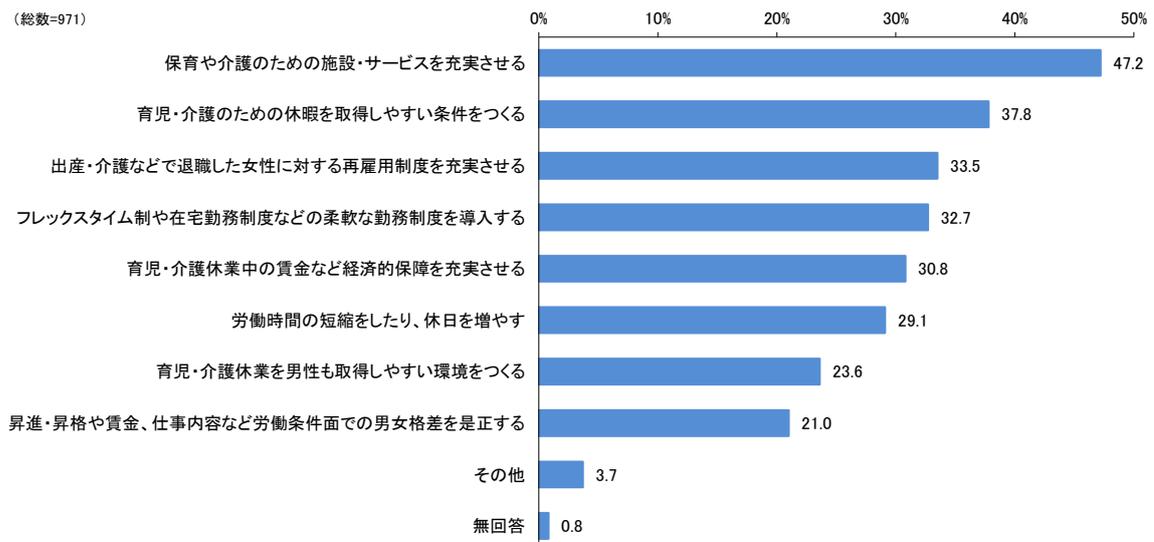
仕事に対する考え方について、どのような形が望ましいと思うかという点については、「男女問わず家庭・家族との触れ合いが充実することで仕事へも良い影響を与えらると思うから、うまくバランスを取りながら生活した方がよい」が 82.5%を占めています。



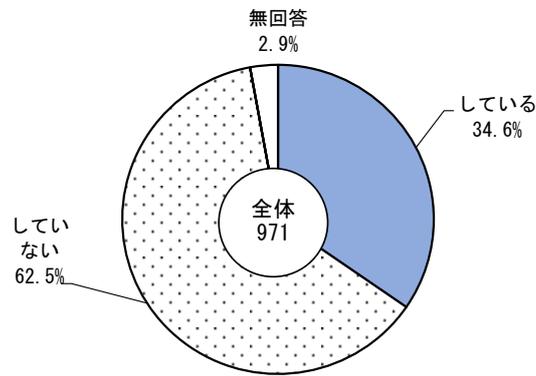
仕事と家庭生活の現実の関係としては、「仕事と家庭生活をともに優先して生活している」が 37.4%で最も多くなっており、「家庭生活を優先して生活している」(25.4%)、「仕事を優先して生活している」(20.7%)が続いています。大半の市民が仕事と家庭生活のバランスを取りながら生活することが望ましいと考えているものの、実際には仕事や家庭生活のいずれかを優先させているという例が少なくありません。市民のワーク・ライフ・バランスの実現に向けてさらなる支援が必要と考えられます。



男女とも働きやすい社会にするために必要なこととしては、「保育や介護のための施設・サービスを充実させる」が 47.2%で最も多く、「育児・介護のための休暇を取得しやすい条件をつくる」(37.8%)、「出産・介護などで退職した女性に対する再雇用制度を充実させる」(33.5%)が続いています。

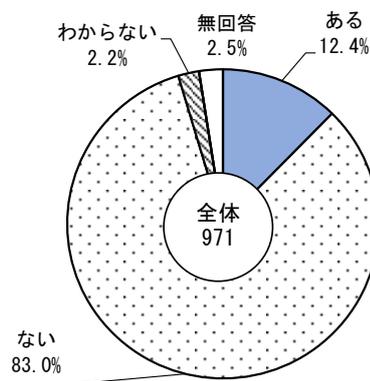


町内会やボランティアなどの地域・社会活動に参加しているという回答は34.6%であり、参加していないという回答が62.5%となっています。

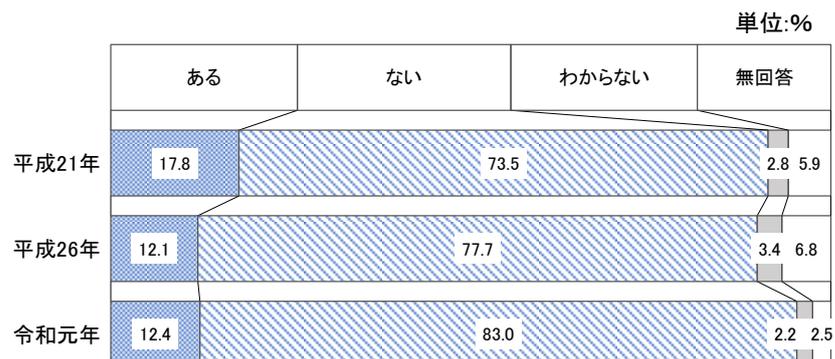


### ③ 人権について

配偶者（元配偶者を含む）や恋人（元恋人を含む）から、身体や精神面に対する暴力的な行為を受けた経験があるという回答が12.4%、ないという回答が83.0%となっています。



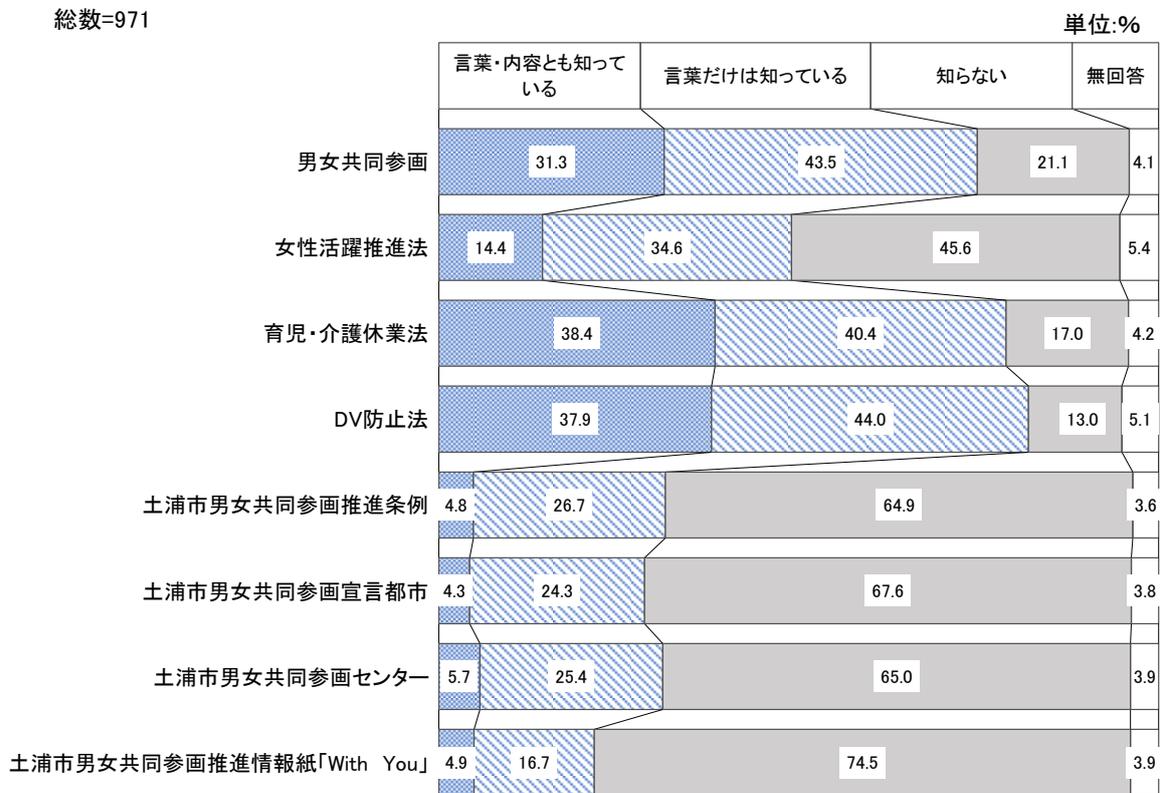
経年変化を見ると、被害を受けたことがあるという回答の割合は平成21年から平成26年にかけて減少し、平成26年から令和元年にかけては横ばいとなっています。今後もDV被害を根絶するため、各種施策を継続させる必要があります。



④ 男女共同参画に関する用語の認知度

男女共同参画に関する用語の言葉・内容の理解状況としては、『DV防止法』『育児・介護休業法』『男女共同参画』の“認知度”（「言葉・内容とも知っている」「内容は知らないが、言葉だけは知っている」）が7割以上となっています。これらの用語については、『男女共同参画』を除いて「言葉・内容とも知っている」の割合が4割弱となっています。

一方、『土浦市男女共同参画推進条例』『土浦市男女共同参画宣言都市』『土浦市男女共同参画センター』『土浦市男女共同参画情報紙「With You」』の“認知度”は3割台以下にとどまっており、「知らない」が6割以上を占めています。



## 4 第3次計画の評価

### (1) 第3次土浦市男女共同参画推進計画（後期計画）に基づく取組の状況

#### ① 主な取組の状況

平成28年3月に策定した第3次土浦市男女共同参画推進計画（後期計画）では、3つの基本目標とそれに基づく9つの重点目標に106の事業を位置付けて、各事業を計画的に実行してきました。

基本目標1「あらゆる手段による意識づくり（学び）」では、男女共同参画センターフェスティバルの開催、男女共同参画情報紙の発行や市民相談業務の充実など、すべての市民に対する意識づくりを図る取組を行ったほか、個を生かすキャリア教育<sup>\*8</sup>、いきいき出前講座の実施など、教育・学習の場での意識づくり、また、家庭生活セミナーの実施など、家庭生活における意識づくりを進めました。さらに、外国人のための日本語教室や外国語講座の充実など、世界に通じる意識づくりに努めました。

基本目標2「行動に移す環境づくり（実践）」では、審議会等への女性の参画促進や女性団体との連携及び活動支援など、地域・社会活動を推進しました。また、子育て交流サロン事業、延長保育事業、放課後児童クラブの充実、地域支援事業、ふれあいネットワーク事業、ひとり親家庭に対する自立支援など、仕事と家庭生活や地域活動との両立に向けた負担の軽減と支援の充実を図りました。

基本目標3「予防と保護の環境づくり（尊重）」では、子宮頸がん・乳がん・前立腺がん検診により心と身体の保護を図るとともに、児童虐待防止事業、母子・婦人等の一時保護、女性問題解決のための相談事業の実施により、あらゆる人権侵害の根絶に努めました。

#### ② 総括

令和元年度時点での進捗状況は、事業を実施したものが105事業、未実施が1事業となっています。各事業の進行達成度（5段階）をみると、「計画どおりに進行し、所期の目的を達成したため終了した」は2事業（全事業の1.9%）、「計画どおりに継続して進んでいる」は87事業（全事業の82.1%）、「計画どおりに進行しているが、見直す点もある」は16事業（全事業の15.1%）、「計画達成に向けて努力が必要である」は0事業、「その他」は1事業となっています。大半の事業が計画どおり進捗していることがわかります。

## ■ 第3次土浦市男女共同参画推進計画（後期計画）の事業の達成度（令和元年度）

項目	事業の進行達成度					合計	実施事業及び終了し目的を達成した事業	未実施事業
	計画どおりに継続して進んでいる。	計画どおりに進行しているが見直す点もある。	計画達成に向けて努力が必要である。	計画どおりに進行し、所期の目的を達成したため終了した。	その他			
基本目標1 あらゆる手段による意識づくり(学び)	26	4	0	0	0	30	30	0
重点目標1 すべての市民に対する意識づくり	10	1	0	0	0	11	11	0
(1) 意識啓発の推進	5	1				6	6	
(2) 相談体制の充実	5	0				5	5	
重点目標2 教育・学習の場における意識づくり	6	2	0	0	0	8	8	0
(1) 保育・教育現場における意識づくり	4	0				4	4	
(2) 自ら学ぶ人への支援	2	2				4	4	
重点目標3 家庭生活における意識づくり	4	1	0	0	0	5	5	0
(1) 家庭における男女共同参画の意識づくり	4	1				5	5	
重点目標4 世界に通じる意識づくり	6	0	0	0	0	6	6	0
(1) 国際理解の促進	6	0				6	6	
基本目標2 行動に移す環境づくり(実践)	45	8	0	2	1	56	55	1
重点目標1 社会参画の推進	16	2	0	0	0	18	18	0
(1) 政策立案・方針決定の場における男女平等推進	4	0	0			4	4	
(2) 誰もが参加できる地域・社会活動の推進	10	2	0			12	12	
(3) 防災における女性の視点の確保	2	0	0			2	2	
重点目標2 ワーク・ライフ・バランスの推進	25	4	0	2	1	32	31	1
(1) 安定して働ける職場づくり	2					2	2	
(2) 子育て支援の推進	13	2		1		16	16	
(3) 高齢者、障害者及び家族への支援	2	2				4	4	
(4) 援助の必要な家庭への支援	7			1	1	9	8	1
(5) 男性にとつての男女共同参画	1					1	1	
重点目標3 女性のキャリア支援	4	2	0	0	0	6	6	0
(1) 安定した就労に向けた支援	3	1				4	4	
(2) 女性の人材育成	1	1				2	2	
基本目標3 予防と保護の環境づくり(尊重)	16	4	0	0	0	20	20	0
重点目標1 心と身体の保護	10	2	0	0	0	12	12	0
(1) 生涯を通じた健康保持増進の支援	10	2				12	12	
重点目標2 あらゆる人権侵害の根絶	6	2	0	0	0	8	8	0
(1) あらゆる暴力・ハラスメントなどの予防・根絶	4	0				4	4	
(2) 被害者への支援	2	2				4	4	
合計	87	16	0	2	1	106	105	1
割合	82.1%	15.1%	0.0%	1.9%	0.9%	100.0%	99.1%	0.9%
平成30年度								
合計	86	17	1	2	0	106	105	1
割合	81.1%	16.0%	0.9%	1.9%	0.0%	100.0%	99.1%	0.9%

## (2) 第3次土浦市男女共同参画推進計画（後期計画）の評価指標の状況

第3次土浦市男女共同参画推進計画（後期計画）では、計画で掲げた基本目標の達成度合いを測るための客観的な目安として、7項目の目標指標を設定しました。令和元年度までの取組のうち、目標を達成したのはそのうちの3項目（「男女共同参画社会という用語の周知度」「土浦市男女共同参画センターの周知度」「男（女）だから」という決めつけは、その人の可能性を閉じ込めてしまうという考え方について）のみであり、令和2年度に達成が見込まれる「各種ハラスメント講習会の実施回数」を加えても4項目にとどまっています。

目標を達成できなかった項目は「育児を夫婦一緒に分担することについて」「審議会等の女性委員の登用率」「フェミニスト相談件数」であり、目標未達成に加え、いずれも後期計画策定前（平成26年度）の数値を下回っています。未達成の要因を分析するとともに、関連する事業の内容を十分に見直すことなどが求められます。

### ■ 評価指標の状況

#### ● 基本目標1「あらゆる手段による意識づくり（学び）」

目標指標	平成26年度	目標値	令和元年度
男女共同参画社会という用語の周知度	-	30%	74.8%
土浦市男女共同参画センターの周知度	17.5%	増加	31.1%
育児の分担について、夫婦一緒と回答した人の割合	37.8%	増加	36.7%
「男（女）だから」という決めつけは、その人の可能性を閉じ込めてしまうという考え方について、「そう思う」または「どちらかと言えばそう思う」と回答した人の割合	81.8%	増加	85.7%

#### ● 基本目標2「行動に移す環境づくり（実践）」

目標指標	平成26年度	目標値	令和元年度
審議会等の女性委員の登用率	26.5%	30%	26.3%

#### ● 基本目標3「予防と保護の環境づくり（尊重）」

目標指標	平成26年度	目標値	令和元年度
フェミニスト相談件数	174件	200件	122件
各種ハラスメント講習会の実施回数	0回	2回	1回*

※令和2年度に達成見込み

第3次土浦市男女共同参画推進計画（後期計画）では、本市における男女共同参画推進の状況把握のための参考として、10項目の参考項目を設定しました。令和元年度時点の状況は、次のとおりです。

■ 参考項目の状況

参考項目	平成26年度	令和元年度
男女の地位が平等であると感じている市民の割合	11.7%	14.1%
ワーク・ライフ・バランスという用語の周知度	38.4%	51.7%
男女共同参画推進条例の周知度	13.1%	31.5%
男女共同参画宣言都市の周知度	12.1%	28.6%
DVを受けたことがある人の割合	12.1%	12.4%
フェミニスト相談におけるDV相談件数	62件	55件
市議会議員に占める女性の割合	7.1%	12.5%
防災会議における女性委員の割合	15.6%	15.9%
学校教育の場における平等感	54.4%	50.8%
地域活動に参加している割合	30.0%	34.6%



## 5 土浦市の男女共同参画を取り巻く課題

本市を取り巻く現状や市民意識調査、第3次男女共同参画推進計画（後期計画）の取組状況を踏まえ、本市の男女共同参画を取り巻く課題を整理します。

### (1) 社会における男女共同参画の実現

本市では、少子高齢化の傾向が続くとともに、外国人人口の増加、世帯の小規模化、未婚化・晩婚化が進んでおり、市民が暮らす地域の姿が変容しつつあります。また従来、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が当然視されてきましたが、近年ではこうした考え方を否定する傾向が強くなっており、市民の間に男女共同参画意識が定着している状況がうかがえます。しかし、現実の社会においては、『政治の場』『社会通念、慣習、しきたりなど』『職場』『家庭生活』など、様々な分野で男女平等ではなく男性が優遇されているという意識が強くなっており、社会全体としても本市において男女共同参画の実現がなされているとは言い難い状況です。

こうした状況を踏まえ、男女共同参画の実現に向けた意識啓発等の取組をさらに進めるとともに、市民一人ひとりがそれぞれの立場から実践に努め、現状を変えていくことが必要です。

### (2) ワーク・ライフ・バランスの実現

「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を見聞きしたことがあるという市民の割合が半数を超えているほか、仕事と家庭生活とをうまくバランスを取りながら生活した方がよいと考える市民が多数を占めているなど、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の意義が十分に理解されていることがわかります。しかし、その一方で現実には仕事と家庭生活のいずれか一方を優先させているという例が少なくありません。ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、家庭内のことを女性（妻）のみが負担するのではなく、男女が協力し合いながら取り組むことが不可欠ですが、現実には女性（妻）のみに負担が集中しているというケースが見られます。また、本市では少子高齢化と晩婚化が進行していることから、今後は家庭で育児と高齢者の介護に同時に直面するケースの増加が予想されます。このような中で、仕事と生活のバランスを維持できずに離職せざるを得なくなることや、女性（妻）のみが過大な負担を強いられることが懸念されます。

こうした状況を踏まえ、家庭における男女共同参画の実践を促すとともに、保育や介護のためのサービスの充実、育児や介護のための休業・休暇を取得しやすくするための環境整備など、市民のワーク・ライフ・バランスの実現を支えるためのさらなる支援が必要です。

### (3) 働く場における女性の参画促進と能力向上支援

少子高齢化が進む本市において、今後は生産年齢人口の急速な減少が見込まれます。一方、未婚化・晩婚化の傾向が続く中で、就労者に占める女性の割合は増加傾向にあり、働く場における女性の存在はこれまで以上に重要となります。従来、電気・ガス・熱供給・水道業や建設業の職場では女性就業者の割合が低い状態となっていました。今後はこうした女性が就労することが少なかった業種についても、女性の就労が進むことが考えられます。このような中で、令和元年に女性活躍推進法が改正され、これまで事業主行動計画の策定義務の対象とされていなかった小規模な事業者（従業員101人～300人）についても、今後は事業主行動計画の策定と、それに基づいた取組が必要となります。本市では女性の働き方として、出産や子育ての時期に一時的に離職することが望ましいという意識が強くなっていますが、今後は出産・子育て期であっても就労を継続するという意識が強まることも考えられます。本市の女性の年齢階級別労働力率は20～30歳代で全国や県平均を下回っており、今後この年代の女性が十分に就労できるようにすることが課題です。

これらの状況を踏まえ、市内の事業者が女性活躍推進法の趣旨を適切に理解し、必要な取組を行うことを市として支援することや、就労する女性の能力向上に向けた支援、出産や子育てによって一時的に離職した女性に対する再就職支援などの取組が必要です。

### (4) 配偶者等からの暴力の防止をはじめとしたあらゆる人権侵害の根絶

本市における配偶者等からの暴力の被害経験者の割合は、長期的に見て減少傾向にあるものの、依然として回答者全体の1割強を占めています。DV相談の件数が一定規模で推移していることを考えると、今後もDV被害を根絶するための取組が必要です。その際、暴力被害が潜在化しやすいこと、被害者は女性のみに限らないことに十分留意する必要があります。また、DVだけではなく、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待、性犯罪、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント<sup>\*9</sup>など、今日の社会に存在する様々な人権侵害について意識することが必要です。

こうした状況を踏まえ、暴力・人権侵害の防止に向けた意識啓発や教育の充実によって被害の発生を防ぐとともに、各種相談窓口の充実や職員の資質向上等、支援体制の強化が必要です。

### (5) 庁内における男女共同参画推進の強化

第3次土浦市男女共同参画推進計画（後期計画）については、計画に位置付けた大半の事業が計画通り進捗したものの、一部の評価指標は未達成となっており、「審議会等の女性委員の登用率」「フェミニスト相談件数」などについては目標未達成に加え、計画策定前（平成26年度）の数値をも下回る結果となりました。特に、審議

会等の女性委員の登用については、市の方針決定に多様な市民、とりわけ男女双方の視点を反映させて施策を的確に実施する上で不可欠なことです。取組が後退しないようにすることは当然として、目標の達成を強く意識した取組が求められます。また、市女性職員の管理職への登用のための取組や、ワーク・ライフ・バランスの確保に向けた取組など、市役所が市内の民間事業者の模範となるための取組を展開することが必要です。

### (6) 大規模災害や新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた取組の推進

平成23年の東日本大震災以後、平成28年の熊本地震をはじめとして、全国各地で災害が起きています。令和元年には相次ぐ台風による風水害により、本市を含む茨城県内で大きな被害が発生しました。こうした中で、全国各地の被災地では防災対策や災害発生時の避難所において男女共同参画の視点に欠けた運営がなされ、被災した人々のうち、特に女性が困難を抱えたという問題が生じました。本市においても、今後起こりうる大規模な災害の発生に備え、男女共同参画の視点による防災・復興対策、特に防災・復興の政策・意思決定段階や現場レベルでの女性の参画を進めることが急務であると言えます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、我が国では令和2年春に全国を対象とした緊急事態宣言の発令、それに伴う長期間の外出自粛や企業の休業等が行われました。また、こうした未曾有の状況の中で、社会を支える必要不可欠な仕事として、医療機関とともに、保育所をはじめとした子育て支援サービスの重要性が多くの人に再認識されました。令和2年の冬には本市においても新型コロナウイルス感染症の流行がみられるなど、本計画策定時点においても引き続き感染拡大について警戒を要する状態にあります。今後、新型コロナウイルス感染症の世界的流行を経た後の社会の姿を見据え、市が実施する各種事業のあり方や運営方法等についても見直しを進め、状況の変化を絶えず注視しながら最適な形を追求することが必要です。また、新型コロナウイルス感染者・医療従事者等に対する偏見や差別の防止、外出自粛や休業といった状況下において発生しがちな生活不安、ストレスによるDV被害等の増加、深刻化などに対応するための仕組みの整備も必要です。

## 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 計画の体系

目指すべき  
社会

男女共同参画社会の  
実現

### 基本構想

#### スローガン

誰もが個性と能力を  
十分に発揮できる社会に向かって

#### 基本理念

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度または慣行についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的協調

#### 基本的視点



## 実施計画

### 基本目標

I  
男女の共同参画の実現に  
向かって

II  
多様な働き方と  
持続可能な生活の実現に  
向かって

III  
安心・安全の実現に向かって

### 施策の方向性と施策

#### 1 男女の社会参画の推進

- 1 政策立案・方針決定における男女平等の実現
- 2 誰もが参加できる地域・社会活動の推進

#### 2 職場における女性の活躍の促進

- 1 女性が活躍する職場づくりの支援
- 2 女性の就労支援、起業支援

#### 3 教育・学習の場における男女共同参画の推進

- 1 保育・教育現場における意識づくり
- 2 生涯学習分野における意識づくり

#### 4 男女共同参画意識の形成

- 1 家庭における男女共同参画の実現に向けた意識づくり
- 2 市による推進施策の充実・強化
- 3 国際理解の推進

#### 1 ワーク・ライフ・バランスの実現と働き方の見直しの推進

- 1 安心して働ける職場づくりの推進
- 2 男性にとっての男女共同参画

#### 2 特に配慮・支援を要する男女を支える仕組みづくり

- 1 仕事と子育てとの両立支援の推進
- 2 働きながら高齢者、障害者を介護する家族に対する支援
- 3 生活上の困難を有する男女に対する支援

#### 1 配偶者等からの暴力の防止と被害者に対する支援

- 1 暴力の予防と啓発
- 2 被害者の早期発見と保護、自立支援

#### 2 あらゆる人権侵害の根絶

- 1 様々な人権侵害の防止と被害者の支援

#### 3 防災における男女共同参画の実現

- 1 防災・災害発生時の対応への女性の視点の反映

#### 4 心と体の保護

- 1 生涯を通じた健康保持増進の支援

## 2 基本理念とスローガン

### (1) 基本理念

この計画は、多様な生き方を認め合うことを前提として、お互いについての理解を深めながら、慣習や制度として歴史的・文化的につくられてきた社会的性別による偏見や差別を解消し、お互いを認め合い、人がひとりの人間として個性と能力を最大限に発揮していくことができる男女共同参画社会の構築を目指すものです。

この計画の基本理念は、本市が目指すべき男女共同参画社会の姿を表すものであり、土浦市男女共同参画推進条例第3条に定める基本理念とも趣旨を共有しています。そのため、次の5つを基本理念とします。

#### ① 男女の人権の尊重

本市で暮らす誰もがお互いの特質を認めつつ、人としてお互いを思いやり、個人としての尊厳を重んじる社会を目指します。また、偏見や差別をなくし、「男性」「女性」である以前に一人の人間として能力を発揮し、多様な生き方を選択できる社会づくりを進めます。

#### ② 社会における制度または慣行についての配慮

社会の制度や慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響は、できる限り中立なものとなるように配慮されなければなりません。具体的には、男女が性別にとらわれることなく、能力や個性を発揮できる生き方を自らの意思で選択できるよう、また、少子高齢化、核家族化、就労する女性の増加、未婚化・晩婚化、単身世帯の増加などの家族形態の変化やライフスタイルの多様化に対応できるように、社会の制度や慣行の見直しに努めます。

#### ③ 政策等の立案及び決定への共同参画

誰もが社会の対等な構成員として、行政や地域などあらゆる場において、政策や方針などの決定に共同して参画できるようにします。

#### ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が家庭生活において、お互いを思いやり、互いに協力し合うことで、共に家族の一員としての役割を果たしながら良好な家庭を築き、同時に仕事や学習、地域活動に参画できるようにします。

## ⑤ 国際的協調

男女共同参画の取組は、特に女性の地位向上に係る国際的な動きと連動し、影響を受けながら進んでいることから、国際理解を深め、国際的協調を進める必要があります。特に、平成 27 年（2015 年）に国際連合で採択された持続可能な開発目標（SDGs）を意識し取組を進めることは、今日の私たちに課された責務の一つであるとも言えます。本市において外国人市民が増加する中で、共に地域に生きる人として理解・交流・協力を進めるとともに、男女共同参画に関わる国際的な潮流に沿った規範の獲得を進め、世界に通じる意識づくりと実践に努めます。



## (2) スローガン

第 3 次土浦市男女共同参画推進計画では、市民一人ひとりの行動を喚起するため、《「意識」から「行動」へ ともに創ろう男女共同参画社会》をスローガンとして、よりよい男女共同参画社会の実現を目指してきました。

本計画においては、近年の社会情勢の変化や本市を取り巻く状況、政府や茨城県の動向、本市が計画期間を通じて目指すべき社会の姿をわかりやすく伝えるため、次のスローガンを設定します。

誰もが個性と能力を  
十分に発揮できる社会に向かって

## 3 基本的視点と基本目標

### (1) 基本的視点

第3次土浦市男女共同参画推進計画では、国の「第3次男女共同参画基本計画」における「改めて強調すべき視点」を踏まえて、本市としての基本的視点を定めました。本計画では、国の第4次男女共同参画基本計画（平成27年度閣議決定）における「4次計画において改めて強調している視点」や「SDGs実施指針<sup>\*10</sup>」（令和元年12月一部改定）、第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月閣議決定）など、近年の男女共同参画を取り巻く動向を考慮した以下の6つの視点を「基本的視点」とします。

ここで掲げる基本的視点は、本計画の各施策の方向性、施策において共通して心掛けるべき考え方となります。

#### 視点1 あらゆる人が活躍する社会の実現

持続可能で活力ある社会を次世代に引き継いでいくためには、男女共同参画・女性活躍が分野横断的な価値として不可欠な位置付けにあります。市が施策を展開するあらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保し、施策に反映することが必要であり、このことはSDGs（持続可能な開発目標）の達成にもつながります。今後、指導的地位<sup>\*11</sup>に占める女性の割合が上昇し、SDGsにおいて目標年とされている2030年には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す必要があります。そのためには、人材登用・育成といった取組の強化が不可欠です。

#### 視点2 家庭生活と地域活動への参画

町内会や自治会活動、PTA活動、ボランティア活動等の地域活動は、地域の中での住民同士の支え合いや関係づくりに資するほか、活力ある豊かな地域社会の構築に向けて重要な取組であると言えます。しかし、様々な理由を背景として、本市においては地域活動への参画が少ない状況が続いています。男女とも地域活動に参画することで家庭生活の充実を図り、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）につなげる必要があります。特に、女性に比べて男性の家庭生活や地域活動への参画が少ないことから、男性の意識や働き方の見直しを意識して取り組むことが重要です。

また、町内会長など地域のリーダーとなる女性が少ないことから、リーダーとなる女性の育成も必要です。

### 視点3 健康で安心・安全な暮らしの実現

我が国は世界有数の長寿社会を迎えています。今後は“人生100年時代”を見据えて、男女が若年のうちから健康について意識するとともに、仕事と家事・育児・介護を両立しながら生活していくことが必要となることから、こうした生活を可能とする環境の整備を進めることが重要です。また、近年頻発する風水害や地震等の大規模災害の経験も踏まえ、男女共同参画の視点による防災・復興対策の整備が不可欠です。特に、防災・復興の政策・方針決定段階や現場における女性の参画をさらに進めることが必要です。

### 視点4 多様な生き方の尊重

本市で暮らす誰もが個性と能力を十分に発揮でき、公正で多様性に富んだ活力ある社会を形成するためには、一人ひとりが個性を理解・尊重し、多様な生き方を可能な限り尊重することが必要です。性別や年齢、障害の有無、国籍などの多様性を受け入れる「ダイバーシティ」の考え方を意識した取組を展開することが重要です。また、こうした観点から、地域で多様な困難を抱える人々に対するきめ細かな支援を行うことが必要です。

### 視点5 あらゆる暴力の根絶

暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。近年、暴力をめぐる状況が多様化していることから、最新の動向に的確に対応しつつ、あらゆる暴力の根絶に向けた取組を強化することが必要です。

### 視点6 推進体制の整備・強化

本市における男女共同参画社会の実現のためには、本市の実情、特性を踏まえた市としての主体的な取組が必要です。加えて、本市の男女共同参画センターが核となり、地域の様々な組織・団体が相互に連携・協働する形で取組を進めるなど、推進体制をより一層強化することが必要です。

なお、国の「第5次男女共同参画基本計画」では、世界の人々が新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けて歴史的な転換点に直面していること、感染症が収束したポストコロナの時代を見据え、「新たな日常」の実現に向けて取り組むことの必要性を示すとともに、性別による影響やニーズの違いを踏まえて政策課題を把握し、今後の政策立案につなげていくことが肝要である旨を指摘しています。本市としても、新型コロナウイルス感染症の状況や、世界的流行を経た後の社会のあり方について十分に注視しながら対応することが必要です。

### (2) 基本目標

基本理念の実現に向けて、計画を推進するための基本的な方向性としての3つの基本目標を設定します。また、それぞれの基本目標をより具体化させたものとして、施策の方向性及び施策を掲げます。

#### 基本目標1 男女の共同参画の実現に向かって

本市の人口に占める男性、女性の割合はいずれも半数程度となっており、家庭や職場、地域活動の場、教育の場など、私たちを取り巻くあらゆる場所に男女双方が対等な立場で参画し、支え合いながら活動を行うことは、今日の社会では自然なことであり、あるべき姿であると考えます。しかし、現実には依然として「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的性別役割分担意識があり、女性に比べ男性が優遇されているという意識が強い傾向が見受けられます。本市の審議会等委員に占める女性の割合も半数を大幅に下回る状態が続いています。

こうしたことから、男女双方が社会に参画できるようにするための取組、職場における女性の活躍の促進、教育の場における幼少期からの男女平等教育の充実、市による男女共同参画意識の啓発などの取組を進め、性別を問わず誰もが希望する形で参画できる暮らしやすい社会づくりを図ります。

#### 基本目標2 多様な働き方と持続可能な生活の実現に向かって

従来、結婚や出産を機に女性が離職することが当然視される中で、女性の労働力率が出産・育児期に落ち込むというM字カーブの状態であることが課題とされてきました。近年では企業における取組や市による育児支援策、社会の変化等を背景として、結婚や出産にかかわらず就労を続ける女性が増加し、本市においてもM字カーブの状態はほぼ解消した状態にあります。しかし、本市では依然として女性は出産・育児の時期に一時離職することが望ましいという意識が強い傾向が見受けられます。

仕事は私たちの生活の経済的基盤であるとともに、自己実現につながる存在でもあります。働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できるということは、個人の幸福(well-being)の根幹をなすものであります。また、生涯にわたって自立した持続可能な生活を維持するためには、誰もが仕事と家事・育児・介護に主体的に関わることが有効です。さらに、仕事以外に個人としての多様な活動に参加し、仕事以外の活動の場や役割を持つことは、生涯にわたり豊かな人生をもたらすと考えられています。

こうしたことを念頭に、安心して働ける職場づくりと働き方の見直しの推進、仕事と育児・介護等の両立支援の推進、生活上の困難を抱える人々に対する支援を進め、その人に合った多様な働き方と持続可能な生活ができる環境整備を図ります。

### 基本目標3 安心・安全の実現に向かって

私たちが生活を送る上で、大規模災害の発生や新型コロナウイルス感染症などの疾病、人権を侵害する暴力など、様々な形態の危険と隣り合わせの状態であるとも言えます。こうした危険に対しては、市民一人ひとりが意識を持つことが重要ですが、今日の行政には、市民誰もが安心・安全に暮らすことができるまちづくりを推進することが求められています。

とりわけ、大規模災害の発生や感染症の流行は、すべての人の生活を脅かすと同時に、女性や脆弱な状況にある人々が特に深刻な影響を受けることが懸念されます。そこで、平常時からあらゆる施策に男女共同参画の視点を含めることが重要となります。

こうしたことを念頭に、配偶者からの暴力（DV）の防止と被害者への支援、あらゆる人権侵害の根絶、防災における男女共同参画、心と体の保護に努め、誰もが安心・安全な生活を送ることができる社会づくりを進めます。





## 第2部 実施計画

### 第4章 施策の展開



## 基本目標1 男女の共同参画の実現に向かって

### 施策の方向性1 男女の社会参画の推進

#### 現状と課題

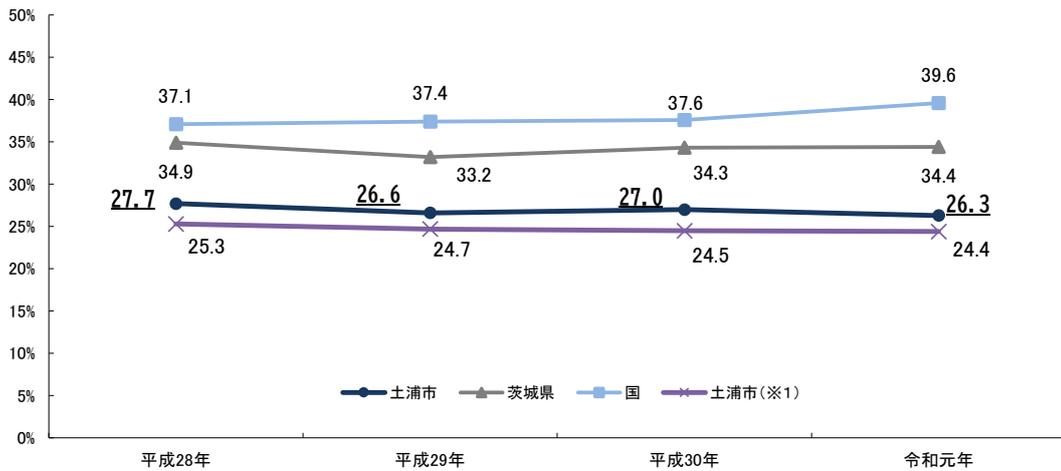
令和2年4月1日現在の本市の総人口は14万1,655人であり、男女いずれも7万人台となっています。また、本市の就業者数に占める女性の割合は4割強となっており、この割合は増加を続けています。政治、経済、地域活動など、社会のあらゆる分野に男女が対等な関係で参画するということは、男女共同参画社会を実現させるうえで不可欠なことであり、女性の活躍が進むことは、女性のみならず、男女がともに暮らしやすい社会の実現につながります。

しかし、本市における女性委員の審議会等への参画状況は、十分とは言えません。平成31年4月1日現在の女性委員の登用率は26.3%であり、本市が第3次計画で令和2年度の目標としていた30%を下回るとともに、全国平均、県平均値を下回る状態が続いています。市民意識調査においても、社会全体としての男女の地位について、回答者の7割強が男性優遇であると認識しており、男女平等であるという回答は全体の1割強にすぎません《18ページ》。男女が社会の平等な構成員として、市の政策立案及び方針決定の場において参画を進め、市政に男女双方の意見や考え方を反映させていくことが課題となっています。

また、豊かで活力ある地域づくりのためには、町内会・自治会やPTA活動をはじめとした地域・社会活動に様々な人が参加し、多様な考え方を地域社会に反映させることが必要です。

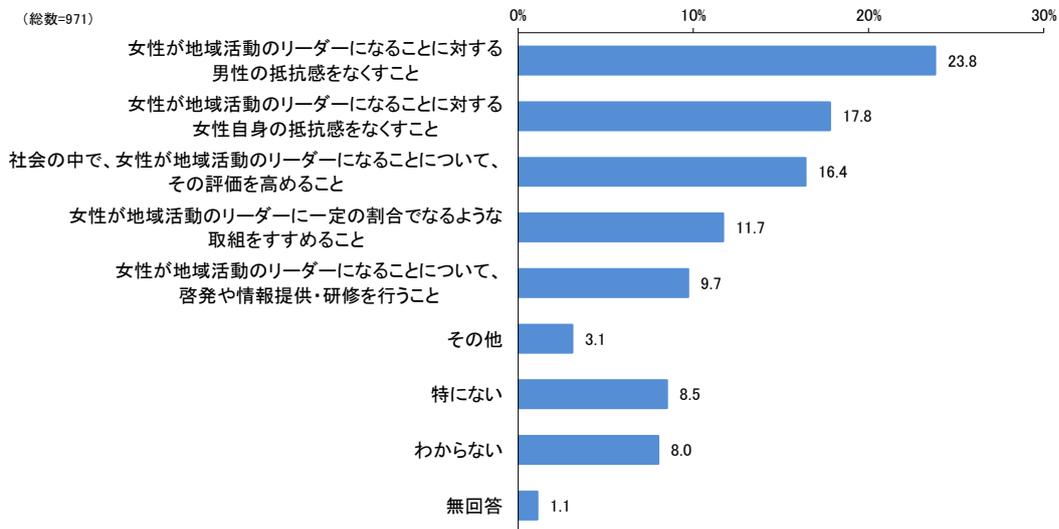
市民意識調査においては、女性が地域活動のリーダーになるために必要なこととして、「男性の抵抗感をなくすこと」が2割強で最も多くなっており、「女性自身の抵抗感をなくすこと」が続いています。女性が地域活動のリーダーになることについて、男女双方とも抵抗感を抱えていることが見受けられるため、男女双方の意識の変革を促し、誰もが自身の希望に応じて活動に参加できる社会とすることが必要です。

■ 女性委員の参画状況



※1：法令及び条例に基づく審議会等の女性委員の割合であり，規則・要綱に基づく委員会を含まない。

■ 女性が地域活動のリーダーになるために必要なこと



資料：土浦市男女共同参画社会に関する調査

## 【施策1】政策立案・方針決定における男女平等の実現

本市の審議会等の女性委員登用率 30%の早期達成に向けて、市内の各審議会等所管部署への働きかけを強化するとともに、女性委員が活躍しやすい環境を整備します。

### ○事業

番号	事業名・担当課	取組内容
1	審議会等への女性の参画促進 【市民活動課及び関係課】	各種審議会や委員会における女性委員の構成割合の目標を 30%以上とし、政策の立案・方針決定の場への女性の参画を推進します。また、女性の参加のないすべての審議会・委員会に女性委員の登用を図り、女性登用ゼロの審議会等の解消を目指します。
2	民間企業や各種団体等での女性登用の啓発 【市民活動課】	企業や各種団体に対して、方針決定の場への女性の登用について積極的に働きかけます。
3	女性の管理職能力向上セミナー 【市民活動課】	企業の中堅女性社員に対し、仕事に対する意欲を促すとともに、能力の向上に向けた研修を実施し、女性管理職の育成を目指します。

## 【施策2】誰もが参加できる地域・社会活動の推進

ボランティアの育成や地域コミュニティ活動を推進して、地域・社会活動に男女双方が参加することを支援するとともに、活動における意思決定の場への女性の参画を促すなど、女性が十分に活動できるよう意識の啓発に努めます。

### ○事業

番号	事業名・担当課	取組内容
4	女性団体との連携及び活動支援 【市民活動課】	女性団体と緊密に連携するとともに、その活動に対して支援を行うことにより、市民協働で地域における男女共同参画社会の実現に向けた活動を促進します。
5	若者交流支援セミナー 【市民活動課】	若い男女が共同作業を通して互いの感性を高め、豊かな人間関係を築くための講座を開催します。

## 第4章 施策の展開

番号	事業名・担当課	取組内容
6	地域コミュニティ活動の推進 【市民活動課】	土浦市民憲章に則り組織された「土浦市まちづくり市民会議」及び各中学校区を単位とした8つの「地区市民委員会」を中心に、市民自らの手によるまちづくり活動を推進します。
7	防犯活動の推進 【生活安全課】	「安心・安全なまちづくり」を目指すため、町内会ごとに自主防犯組織結成を推進し、「自らの街の安全は自ら守る」という防犯意識の高揚と防犯灯設置などにより、犯罪の起きにくい環境整備を図ります。
8	生きがい対応型デイサービス事業 【高齢福祉課】	市内の60歳以上の人を対象に、地域住民やボランティア等の協力のもとで空き家や空き店舗等を活用し、趣味活動や創作活動を通して、生きがいづくりや健康づくりの場を提供する「生きがい対応型デイサービス」を運営する団体に運営費の補助を行います。
9	茨城県スポーツ推進委員協議会研修委員会への女性の参画促進 【スポーツ振興課】	スポーツ推進委員協議会研修委員会への女性参画を促進し、県内の女性を含めたスポーツ推進委員の情報交換や相互の交流により資質向上を図ります。
10	女性農業委員の交流事業 【農業委員会】	女性農業委員の活動強化に向けた相互研鑽、交流会に参加します。
11	ボランティアサークルへの活動支援 【社会福祉協議会】	土浦市ボランティアサークル連絡協議会に所属する19のボランティアサークルに対して、自主活動を財政的に支援するために活動費の一部を助成します。



## 施策の方向性2 職場における女性の活躍の促進

## 現状と課題

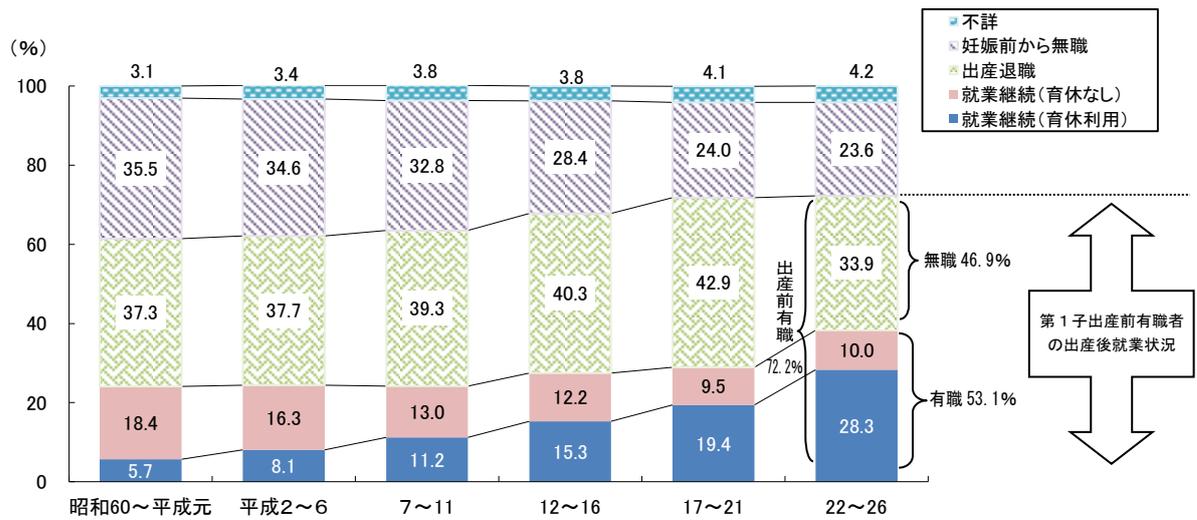
本市においては、近年女性の労働力率が上昇傾向にあり、年齢階級別労働力率のM字カーブの状態が解消しつつあります《11 ページ》。このことから、女性の働き方について、結婚・出産を契機とした離職が主流であった時代から、結婚・出産後も就労を継続することが主流の時代に移行していることがうかがえます。

しかし、本市の女性の望ましい働き方として、「女性は子どもが生まれても仕事を続ける方がよい」は2割弱にとどまっています《20 ページ》。また、本市の女性雇用者に占める正規雇用者の割合は4割強にとどまっており、男性(80.5%)を大幅に下回っている《12 ページ》ほか、我が国では第1子出産後に離職する女性が5割弱を占めている実態があることから、本市においても女性が出産後も安定した雇用形態で就労を継続する環境が不十分であると考えられます。今後、女性が育児等で離職しなくてもよい環境を整備するとともに、育児を終えて再び就職しようとする人や離職者、転職者が再チャレンジできるような支援の充実が必要です。

我が国の就労の場における女性の地位は、国際的に見て低い状態となっています。日本の管理的職業従事者(会社役員、企業の課長相当職以上等)に占める女性の割合は14.8%(令和元年)であり、3割から4割台を占めている欧米諸国の水準を大幅に下回っています。このことの要因の一つとして、女性が出産を契機として離職する例が多いという事情が考えられるため、企業において女性の就労継続を支援することが必要です。

令和元年5月に改正された女性活躍推進法により、令和4年4月からは一般事業主行動計画の策定や情報公表の義務について、常時雇用する労働者数が301人以上の事業主から、101人以上の事業主まで拡大されます。このことに伴い、市として新たに対応が必要となる市内企業への支援の必要性が高まると考えられます。

■ 子どもの出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴

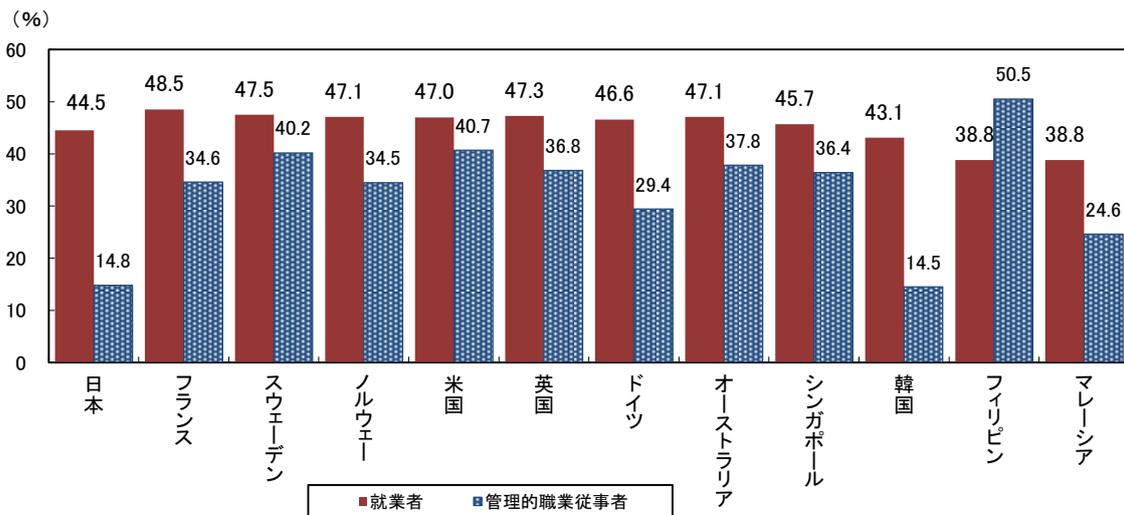


- ※ 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」より作成
- ※ 第1子が1歳以上15歳未満の子を持つ初婚同士夫婦について集計
- ※ 出産前後の就業経歴

就業継続(育休利用) ー妊娠判明時就業～育児休業取得～子ども1歳時就業  
 就業継続(育休なし) ー妊娠判明時就業～育児休業取得なし～子ども1歳時就業  
 出産退職 ー妊娠判明時就業～子ども1歳時無職  
 妊娠前から無職 ー妊娠判明時無職

資料：令和2年版男女共同参画白書

■ 就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合(国際比較(令和元年))



- ※ 管理的職業従事者の定義は国によって異なるほか、一部の国では調査時点が異なる。

資料：令和2年版男女共同参画白書

## 【施策1】女性が活躍する職場づくりの支援

女性活躍推進法の趣旨及び内容を広く周知するとともに、同法に基づく一般事業主行動計画が未策定である事業主に対する啓発に努めます。

### ○事業

番号	事業名・担当課	取組内容
12	《新規》 一般事業主行動計画策定の啓発 【市民活動課】	企業における女性活躍を推進するため、雇用環境の整備や多様な労働条件の整備に関する一般事業主行動計画の策定を促進する啓発を行います。
13	各種ハラスメント防止の啓発 【市民活動課】	企業等に対して、各種ハラスメントが起こらない安心して働ける職場環境づくりのための啓発を行います。
14	家族経営協定の締結促進 【農林水産課】	家族で取り組む農業経営について、経営の方針や経営における家族一人ひとりの役割、就業条件などについて家族全員で話し合い、働き甲斐のある環境にするためのルールづくりをしていきます。
15	女性農業者セミナー等への参加 【農林水産課】	農家の経営環境の整備、女性農業者の連携、女性起業活動のための技術と経営管理等の能力向上を図ります。

## 【施策2】女性の就労支援，起業支援

就労を希望する女性が能力を十分に発揮できるようにするため、子育てや介護等により離職した後の再就職支援、育児休業からのスムーズな復帰を図るための支援を進めます。

女性のキャリアアップのための能力育成、女性自身の意欲を高め能力を開発できるような学習機会の充実を図るとともに、起業する女性に対する支援を進めます。

### ○事業

番号	事業名・担当課	取組内容
16	女性の起業支援セミナー 【市民活動課】	起業の心得や支援情報などの起業に必要な知識を学び、女性の起業に向けた支援を行います。
17	復職支援セミナー 【市民活動課】	男女共同参画社会の実現に向け、妊娠、出産、子育てをしながら働く人を支援するため、企業人事担当者、復職者、復職を目指している人を対象とした復職支援セミナーを開催します。
18	《新規》 中心市街地新規出店者育成支援事業 【商工観光課】	女性を含めた新規創業者の育成と中心市街地エリアの空き店舗への開業誘導を図るため、「土浦市中心市街地開業支援事業」を活用した新規創業セミナーを開催します。

## 施策の方向性3 教育・学習の場における男女共同参画の推進

### 現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、家庭や保育所、幼稚園、学校における幼少期からの教育・学習が重要な位置付けにあります。次世代を担う子どもたちが男女平等意識をもち、男女がともに協力し合うことの大切さを理解できるように取り組む必要があります。そのためには、教職員をはじめ、子どもと関わる大人が男女共同参画について十分に理解し、教育現場において男女共同参画を図ることが重要です。

市民意識調査では、学校教育の場で男女が平等であるという回答は前々回調査から今回調査にかけて減少を続けているものの、他の分野に比べて最も高い割合となっています《19ページ》。

また今日、学校教育の場のみならず、家庭教育や社会教育の重要性が高まっています。こうした場においても男女共同参画社会形成に向けた教育・学習活動を展開し、男女共同参画の視点に立って生涯学習を進めることが重要です。

### 【施策1】 保育・教育現場における意識づくり

個人の尊厳や男女平等の理念、他者への思いやりといった教育や学習の一層の充実を図り、一人ひとりの「違い」を受け入れて認め、個々の能力が十分に発揮できるような教育を引き続き推進します。

教職員に男女平等意識を定着させるための研修を実施します。

### ○事業

番号	事業名・担当課	取組内容
19	学校教育活動における人権教育 【総務課，指導課】	各教科の指導，道徳，学級活動，その他学校教育活動全体の中で，常に人権を尊重する意識や態度の醸成を図ります。
20	乳幼児ふれあい交流促進事業 【こども包括支援課】	思春期である中学生を対象に，乳幼児とふれあい，生命の尊さや家庭の大切さを学び，親としての役割を考える機会とし，将来親となる準備教育を実施します。
21	個を生かすキャリア教育 【指導課】	性別にとらわれず，児童生徒一人ひとりの能力や適性を重視したキャリア教育の推進に努めます。
22	指導者に対する男女平等や性教育研修 【指導課】	県教育委員会，教育研修センター主催の人権教育（男女平等も含む）や性教育に関する研修会への教職員の積極的な参加を図ります。

番号	事業名・担当課	取組内容
23	学校教育における性教育 【指導課】	小・中・義務教育学校における体育科，保健体育科を中心とする各教科，道徳，特別活動に示されている命の大切さや親になることの責任感を育むことなどを含む「性に関わる内容」についての指導計画を作成し，教育課程に位置付けて実施します。

## 【施策2】生涯学習分野における意識づくり

女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画でき，また，男女が多様な生き方を選択できるようにするため，社会教育の場において学習機会を提供します。

### ○事業

番号	事業名・担当課	取組内容
24	市民の平和意識と人権思想の普及高揚 【総務課】	人権と平和について市民一人ひとりが深く考える機会を提供することにより，人権・平和に関する意識の高揚を図ることを目的として，広島市の平和記念式典での体験報告と人権講演会を開催します。
25	いきいき出前講座 【生涯学習課】	市職員が講師となり，行政の仕組みや事業の内容について説明・講義を行います。社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに柔軟に対応し，講座のメニューのさらなる充実を図ります。
26	人材バンク事業 【生涯学習課】	市民が講師となり，これまで身につけ・学んだことを教えることを通して，市民の生涯学習活動を支援します。
27	家庭教育学級 【生涯学習課】	市内の小・中・義務教育学校の家庭教育学級開設を希望する保護者が，子どもの発達段階に応じた家庭教育のあり方について1年間学習するものです。「家庭教育のつどい」を開催し，成果発表を行います。

## 施策の方向性4 男女共同参画意識の形成

### 現状と課題

社会の制度や慣行の中には、性別による優遇や差別があったり、男女の平等な参画を阻んだりするものが根強く残っています。

市民意識調査からは、政治の場、社会通念や慣習、しきたりなどを中心に、多くの分野について男女平等ではなく男性が優遇されているという意識が強いことがわかります《18 ページ》。社会全体として男女共同参画意識の形成は途上であり、男女平等の実現に向けてより一層の意識改革が必要です。

また、市民意識調査では、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識を肯定する回答が1割強、否定する回答が5割となっており、こうした考え方が本市においては既に少数派となっていることがわかります《16ページ》。しかし、日常の家庭内の仕事の分担状況を見ると、多くの分野について妻（パートナー）が行っているという回答が多くなっており、家庭内においては依然として女性に負担が偏っている実態が見受けられます《17 ページ》。固定的な性別役割分担意識を解消し、真に家庭内における男女共同参画を実現するためには、男性も女性も、誰もが男女共同参画を自らの課題であると認識し、意識的に習慣を変えることが必要です。

また、男女共同参画は国際社会の取組と密接に関係していることから、本市としても国際的な動向を踏まえた施策を推進するとともに、国際社会における男女共同参画の推進に関する取組や状況を周知し、市民の理解を深めていくことが重要です。2030年までに達成を目指す国際的な目標であるSDGsを意識し、17の目標の1つである「ジェンダー平等を実現しよう」の達成を目指す必要があります。

### 【施策1】 家庭における男女共同参画の実現に向けた意識づくり

男女がそれぞれの家庭において対等な立場で共同参画することの重要性について、様々な機会をとらえて意識啓発や学習機会の提供に努めます。

#### ○事業

番号	事業名・担当課	取組内容
28	家庭の生活セミナー 【市民活動課、各地区公民館、各地区コミュニティセンター】	家庭における男女共同参画促進のため、家事等の家庭生活に関する講座を開催し、固定的性別役割分担意識の解消を図ります。
29	父と子のクッキング講座 【市民活動課】	家庭生活における男性の家事参画を進めるとともに、親密で良好な親子関係を築くため、小中学生の子どもと父親を対象としたクッキング講座を開催します。

番号	事業名・担当課	取組内容
30	親力アップ講座 【生涯学習課】	家庭での教育力の再生を図るため、乳幼児期の子どもを持つ保護者、小学校（前期課程）入学前・中学校（後期課程）入学前の子どもを持つ保護者に対し子育てについての講話を実施するものです。
31	ブックスタート事業 【図書館】	絵本が入ったブックスタートパックの配布とともに、ボランティアによる読み聞かせを行い、子どもと保護者に読み聞かせの大切さと、楽しい時間を一緒に分かち合うことの必要性を伝えます。

## 【施策2】市による推進施策の充実・強化

男女が自らの意思によって多様な生き方を選択し、社会のあらゆる分野で個性や能力を発揮できるよう、効果的な意識啓発や情報提供を行うとともに、施策推進の担い手である市職員の意識を高めるための取組の充実に努めます。

男女共同参画センターは、本市の男女共同参画を進める上での拠点であり、男女がともに生き生きと暮らせる社会の実現を目指すための学習・活動・交流の場としての機能を有しています。市内で男女共同参画の推進活動に取り組んでいる団体等とも連携しながら、本市における男女共同参画社会実現に向けた各種取組を実施します。

市職員の女性活躍推進に関しては、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画<sup>\*12</sup>である「土浦市役所女性職員活躍推進プラン（& “新”土浦市役所子育て支援プラン）」に基づき、管理監督職員（主査級以上）に占める女性職員の割合を30%以上にするなど目標達成を目指します。

### ○事業

番号	事業名・担当課	取組内容
32	男女共同参画の視点に立った広報紙等の作成 【広報広聴課】	人権意識啓発のため、広報つちうら・ホームページなどに各種相談や各種の男女共同参画情報等を掲載します。
33	《新規》 市職員の女性活躍推進に関する取組 【人事課】	職員一人ひとりが性別にかかわらず意欲を持ち能力が発揮できる環境や職場づくりを進め、女性活躍の指針である特定事業主行動計画を推進し、市内における一般事業主の率先垂範となる取組に努めます。
34	男女共同参画に関する情報提供 【市民活動課】	男女共同参画情報紙、市民活動課ホームページ、男女共同参画センター内の資料室における図書等の閲覧・貸出等により、市民に対し男女共同参画に関する情報提供を行います。

番号	事業名・担当課	取組内容
35	《新規》 男女共同参画センターの活用 【市民活動課】	本市の男女共同参画推進の拠点となる男女共同参画センターの活動を市民へ広く周知し、学習・交流の場として提供し、活性化を図ります。
36	男女共同参画に関する研修・講演・会議等への参加促進 【市民活動課】	男女共同参画推進に関する国・県等の専門研究機関における研修や講演会への市民参加を促し、男女共同参画意識のさらなる醸成を図ります。
37	《新規》 市職員対象の男女共同参画研修の実施 【市民活動課】	市職員が男女共同参画の視点を持って各種事業に取り組み、課題解決や目標達成を図るため、市職員を対象とした男女共同参画に関する研修を実施します。
38	《新規》 市民との協働促進事業 【市民活動課】	地域における男女共同参画を推進するため、「協働のまちづくりシンポジウム」「男女共同参画センターフェスティバル」を統合して一層の啓発を図ります。

### 【施策3】 国際理解の推進

男女共同参画に関する国際的な動向についての理解が深まるよう、情報収集や情報提供を行います。また、多文化共生に関する学習機会や交流を充実させ、国際的視野からの男女平等意識の理解を促します。

#### ○事業

番号	事業名・担当課	取組内容
39	中学生交換交流事業 【市民活動課】	中学生の海外派遣などを通してホームステイや学校訪問などを行い、異文化を体験し国際理解を深めます。
40	国際理解教室「世界の友達と話そう」事業 【市民活動課】	外国人留学生等を講師として小中学校や社会婦人学級・家庭教育学級に派遣し、講師からの自国の文化紹介を通じて、市民の異文化への適応力や文化的感受性を高めます。
41	外国語講座 【市民活動課】	市民が諸外国の言語を学習することにより、地域在住外国人とのコミュニケーションを深めるためのきっかけづくりにするとともに、国際理解の促進に寄与するため、土浦市国際交流協会と協力して語学講座を行います。
42	異文化交流事業 【市民活動課】	諸外国の文化理解及び地域における国際交流リーダーを養成するため、土浦市国際交流協会と協力して中学生と外国人との食文化交流や海外ボランティア活動報告会などの交流事業を実施します。

## 基本目標2 多様な働き方と持続可能な生活の実現に向かって

### 施策の方向性1 ワーク・ライフ・バランスの実現と働き方の見直しの推進

#### 現状と課題

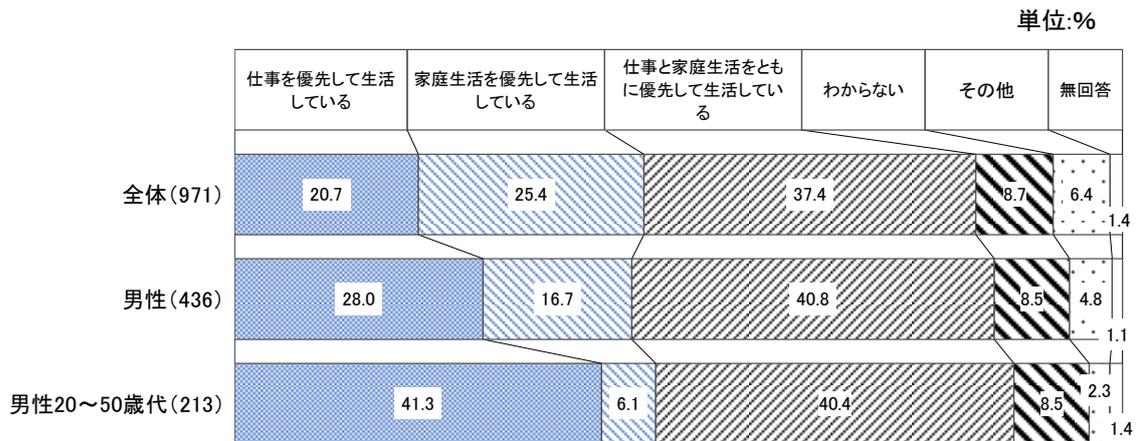
誰もが個性と能力を十分に発揮して社会のあらゆる活動に参画していくためには、働きたい人すべてが、仕事と生活(家事・子育て・介護などの家庭生活, 地域でのボランティア活動など)との二者択一を迫られるのではなく、多様で柔軟な働き方を通じた仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現できるようにすることが大切です。

市民意識調査によると、仕事と家庭生活の調和に関して、「仕事と家庭生活をともに優先して生活している」は4割弱にとどまっており、主に企業等で就労している世代である20～50歳代の男性では「仕事を優先して生活している」が4割強を占めています《21 ページ》。市民のワーク・ライフ・バランス実現は道半ばであるといえます。また、家庭内の仕事(家事等)の担当は「妻(パートナー)」という回答が多数を占めており、男性の参加が十分ではない実態があります《17 ページ》。男性のワーク・ライフ・バランス実現のためには、職場における支援制度とともに、男性自身の意識改革が重要です。

近年、政府が推進している「働き方改革」は、働く人々が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で「選択」できるようにするための改革です。その中でも、長時間労働の是正は個人のワーク・ライフ・バランスの改善に結び付くことから、誰もが自らが希望する働き方・生き方を選択し、理想に応じた調和のとれた生活を送ることができるようになるためには、職場におけるワーク・ライフ・バランス実現のための取組や、テレワーク\*<sup>13</sup>(在宅勤務)をはじめとした働き方改革に対応した就労環境整備が重要です。

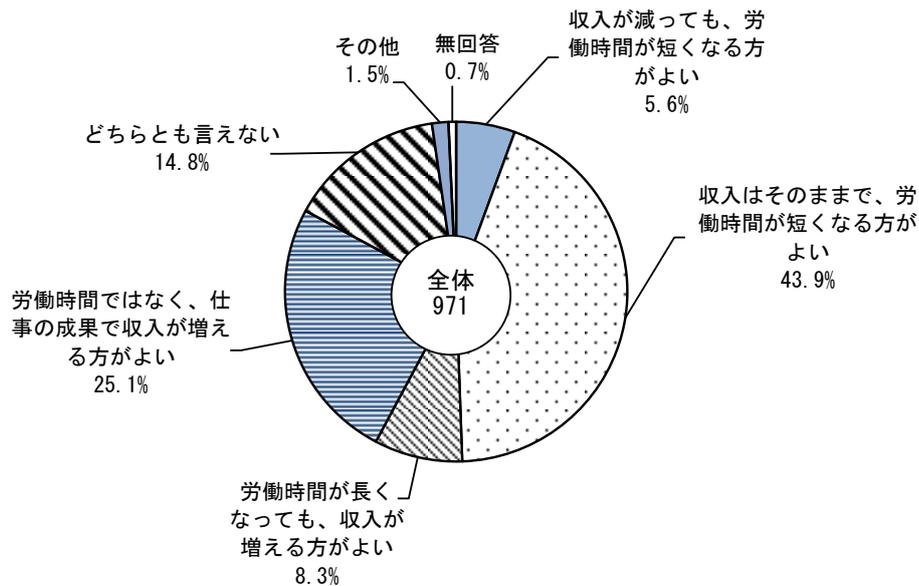
令和2年春の新型コロナウイルス感染症の拡大防止を契機として、テレワーク(在宅勤務)が急速に普及してきました。こうした働き方の多様化は、仕事と生活との両立に有効であるとともに、男性の家事・育児等への参画を促す契機となることが考えられ、個人のライフスタイルに応じた自由な働き方の実現により、社会生活に潤いと豊かさがもたらされると考えられます。

■ 仕事と家庭生活の現実の関係（男性，20～50 歳代男性）



資料：土浦市男女共同参画社会に関する調査

■ 収入と労働時間の関係



資料：土浦市男女共同参画社会に関する調査

## 【施策1】安心して働ける職場づくりの推進

市内の事業者及び就労する市民に対して、仕事と生活の調和の実現と、働き方改革関連の新たな制度や法令等についての情報を提供するとともに、柔軟で多様な働き方の導入に向けた啓発を行うことを通して、職場における男女共同参画が図られ、誰もが働きやすい職場づくりがなされるように努めます。

### ○事業

番号	事業名・担当課	取組内容
43	労働問題相談事業 【商工観光課】	非正規労働者、派遣労働者の増加による就業形態の多様化に伴う職場問題、整理解雇・不当解雇、賃金の不払い等の労働問題に関する相談会を開催します。中小企業勤労者の経済的地位の向上と福祉向上対策として、融資相談会を開催します。
44	男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の広報・啓発 【商工観光課】	雇用条件や職務内容の男女平等を実現し、真に働きやすい職場にするため、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の制度が職場で十分活かされるよう、広報・啓発に努めます。

## 【施策2】男性にとっての男女共同参画

男性が仕事のみならず家事、育児、介護等の多様な経験を得ることは、職場において多様な価値観を認め合い、視野が広がることにつながるため、自身のマネジメント力の向上に資することが期待できます。こうしたことを念頭に、男性にとっての男女共同参画の理解促進に努めるとともに、男性中心型労働慣行を見直し、男女が互いに責任を分かち合いながら家事、育児、介護等に参画し、ワーク・ライフ・バランスが実現して暮らしやすい社会を目指します。

### ○事業

番号	事業名・担当課	取組内容
28	家庭の生活セミナー（再掲） 【市民活動課、各地区公民館、各地区コミュニティセンター】	家庭における男女共同参画促進のため、家事等の家庭生活に関する講座を開催し、固定的性別役割分担意識の解消を図ります。
29	父と子のクッキング講座（再掲） 【市民活動課】	家庭生活における男性の家事参画を進めるとともに、親密で良好な親子関係を築くため、小中学生の子どもと父親を対象としたクッキング講座を開催します。

## 施策の方向性2 特に配慮・支援を要する男女を支える仕組みづくり

### 現状と課題

誰もがあらゆる分野に参画し、安心して子どもを生み育てるためには、男女がともに子育てに参加することに加え、身近な地域で子育て支援サービスを利用できることが必要です。また、高齢化が進行する中で、働きながら家族の介護をする人の増加とともに、仕事と家族の介護の両立に悩んで仕事を辞めざるを得なくなる「介護離職」の増加が懸念されます。さらに、晩婚化・晩産化により育児と介護を同時期に担う「ダブルケア」に直面する人の増加も課題となります。

こうした問題に対応するためには、長時間労働を前提とした男性中心型の労働慣行を改めるとともに、短時間勤務、在宅勤務制度、育児・介護のための休暇・休業の取得促進など、職場における支援の充実と柔軟な働き方の整備を進めることが重要です。

市民意識調査では、男性も女性も働きやすい社会にするために必要なこととして、「保育や介護のための施設・サービスを充実させる」「育児・介護のための休暇を取得しやすい条件をつくる」が多くなっています《21 ページ》。また、男性が家事・育児・介護・地域活動に積極的に参加していくために必要なこととして、「仕事以外の時間を多く持てるよう労働時間短縮や育児・介護休業制度を充実させること」が最も多くなっており《18 ページ》、育児休業や介護休業制度、保育や介護のためのサービスに対する強いニーズがあることがわかります。

市内にはひとり親家庭、高齢者や障害者、外国人、貧困状態にある人など、様々な困難を抱えながら生活している人がおり、その中には女性（男性）であることを理由とした複合的な困難を抱えているケースもあります。本市で暮らす誰もが安心して生活できるようにするため、一人ひとりの状況に応じた支援が必要です。

### 【施策1】仕事と子育てとの両立支援の推進

「2020 つちうらこどもプラン」に基づき、病児保育や延長保育など保護者のニーズに応じた保育サービスの充実を図るとともに、仕事と子育ての両立にかかる負担を軽減するため、地域における子育て支援策を充実させます。

#### ○事業

番号	事業名・担当課	取組内容
45	つちうらライフサイクルバランス事業 【市民活動課】	若い時から仕事と生活の調和を図り、安心して妊娠・出産・子育てをしつつ、息の長い現役生活が送れるように、切れ目ない支援を行います。

基本目標2 多様な働き方と持続可能な生活の実現に向かって

番号	事業名・担当課	取組内容
46	放課後等デイサービス 【障害福祉課】	就学している障害児が授業終了後や休業日に児童発達支援センター等に通い、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。
47	子育て交流サロン事業 【保育課】	乳幼児とその保護者が気軽に集い、子育てに関する不安や悩みを相談したり、情報提供を行い、子育て中の親の不安の解消を図ります。
48	地域子育て支援センター事業 【保育課】	核家族化の進行や少子化の影響による子ども同士の交流や地域の人とのふれあいの減少及び育児不安の解消等に対応するため、地域全体で連携して子育てを支援することを目的に、保育所を中心として事業を展開します。
49	延長保育事業 【保育課】	就労形態の多様化に伴い、保育所の終了時間を延長し、市民の仕事と子育ての両立を支援します。
50	一時預かり事業 【保育課】	保護者が仕事の都合や病気、通院、看護、求職活動等のため保育を必要とする場合、一時的あるいは一定期間継続的に保育ができないときなどに、子どもを預かることにより、子育てを支援します。
51	認可外保育施設に対する助成 【保育課】	多様な保育サービスを提供している認可外保育施設に対し、一定の保育条件を満たしている場合に助成を行い、保育内容の充実及び向上を図ります。
52	放課後子ども教室推進事業 【保育課】	放課後や週末等に小学校の施設等を活用して、子どもたちの安心・安全な活動拠点(居場所)を設け、地域住民の参画を得て、体験学習やスポーツ、文化活動等を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。
53	放課後児童クラブ事業 【保育課】	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1～6年生の児童に、放課後、遊びや生活の場を提供して児童の健全育成を図るとともに、女性の就労の増加や少子化が進行する中、仕事と子育ての両立を支援します。
54	チャレンジクラブ事業 【保育課、各地区公民館】	学校週5日制を踏まえて、子どもたちの社会性の発達と郷土に対する理解と愛着を深めることを目的に、各中学校地区において、小中学生を対象とした、様々なグループ活動を実施します。

番号	事業名・担当課	取組内容
55	ファミリーサポートセンター事業 【社会福祉協議会】	多様化している子育てのニーズに対応するため、住民同士の助け合いにより、安心して子育てする環境づくりを行い、保護者の子育てを支援します。
56	《新規》 子ども食堂に対する支援 【社会福祉協議会】	地域の子どもに手作りの食事を提供し、家庭的な雰囲気のもとで安心して過ごせる居場所でもある子ども食堂について、地域住民や団体が主体となり、各地域で開催できるよう支援します。

## 【施策2】働きながら高齢者，障害者を介護する家族に対する支援

仕事と介護の両立にかかる負担を軽減するため、介護サービスや障害福祉サービスの充実を図るとともに、現在、市で実施している家族介護支援事業に加え、電話等による相談体制の拡充、地域に出向いた相談会の実施など、家族等に対する相談・支援体制の強化を図ります。

### ○事業

番号	事業名・担当課	取組内容
57	障害者居宅介護等事業 【障害福祉課】	在宅の障害者（児）の家庭にホームヘルパーを派遣して、介護や家事援助等を行い、円滑な日常生活を支援します。
58	障害者一時介護事業 【障害福祉課】	在宅の障害者（児）の介護者が外出等で介護が困難になった場合に、障害者（児）を施設で預かり、個別に介護します。
59	日中一時支援事業 【障害福祉課】	在宅の障害者（児）の介護者等の都合により、一時的に施設介護が必要となる場合に、障害者（児）を一時的に預かり、集団介護を行います。
60	障害者短期入所事業 【障害福祉課】	在宅の障害者（児）の介護者が、疾病・出産・介護疲れ等の理由により介護困難となった場合に、障害者（児）を預かり介護して、介護者の社会参加の促進や円滑な日常生活を支援します。
61	地域包括ケアシステム事業 【高齢福祉課】	地域の自主的な介護予防等に資する活動等に対する支援を行います。主な取組として「包括的支援事業」、「権利擁護・認知症施策」、「在宅介護・医療の連携強化」、「介護支援ボランティアの育成」及び「生活支援体制の整備」などがあり、これらを充実させ、地域で安心して生活できるような環境を整備し、高齢者だけでなく、高齢者を支える家族の負担軽減を図ります。

番号	事業名・担当課	取組内容
62	家族介護者交流事業 【高齢福祉課】	家族を日々介護する人の多くが介護に悩み、精神的・肉体的疲労等により厳しい状況に置かれていることを考慮し、このような人を一時的に介護から解放し、観光や施設見学などの行楽の機会を通じて、介護者相互の交流、心身の回復を図ることにより、家族の介護を支援します。
63	地域介護教室事業 【社会福祉協議会】	次世代を担う中学生以上の市民を対象に、高齢者や認知症への理解を深めるとともに、地域や家庭内での介護力の向上を目指し、介護教室を実施します。

### 【施策3】 生活上の困難を有する男女に対する支援

ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するため、各種支援制度の情報提供や自立支援のための経済的支援の充実に努めます。

高齢者や障害者、外国人、貧困状態にあるなど困難を抱えている人が地域社会の一員として安心して暮らし続けることができるようにするため、身近な地域での支援体制の整備や相談体制の充実など、必要な支援に努めます。

#### ○事業

番号	事業名・担当課	取組内容
64	市民相談業務 【広報広聴課】	市政に対する要望、苦情の処理及び法律的な相談の助言・指導を行います。他の専門機関と連携を図り、早期の問題解決につなげます。
65	外国人のための日本語教室 【市民活動課】	日本語や日本の生活習慣になじみの薄い市内在住の外国人に対し、ボランティアによる日本語と日常生活習慣などを習得する学習の場と、仲間づくりの場を提供します。
66	外国人への情報提供 【市民活動課】	外国人市民へ各種情報の提供、国際交流事業への参加を促しながら、地域住民と外国人との良好な関係づくりを図ります。
67	《新規》 生活困窮者自立支援事業 【社会福祉課】	失業や非正規雇用、低収入などの生活困窮者に対して、自立相談支援や住宅確保給付金の支給、子どもを対象としたつちまる学習塾などを実施し、包括的・個別的な支援を行い、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図ります。

## 第4章 施策の展開

番号	事業名・担当課	取組内容
68	ふれあいネットワーク事業 【社会福祉課，社会福祉協議会】	職員を地域ケアコーディネーターとしてコミュニティセンターに配置し，地域の地区長，民生委員，ボランティア等と連携し，要援護者等への支援を図ります。さらに，保健・医療・福祉等の関係者を加えた「ふれあい調整会議」等により，適切で迅速なサービスの提供を実現します。
69	医療福祉制度による医療費助成事業【国保年金課】	妊産婦・小児・母子家庭の母子・父子家庭の父子及び重度心身障害者等の健康の保持促進を図るため，その医療費の一部を助成し，生活の安定と福祉の向上に努めます。
70	遺児手当支給事業 【こども政策課】	父母またはその一方が死亡した義務教育修了前の児童を養育している人に対して手当を支給し，遺児の健全な育成を図ります。
71	ひとり親家庭に対する各種制度の情報提供と自立支援 【こども政策課】	社会的，経済的，精神的に不安定な状態に置かれがちなひとり親家庭への各種の情報提供や手当の支給など，施策の充実を図ります。
72	ひとり親家庭高等技能訓練促進費等助成事業 【こども政策課】	ひとり親家庭の父または母が就職に有利で生活の安定に役立つ資格を取得するため，養成機関などで2年以上修学する場合に給付金を支給します。
73	《新規》 子育て世代包括支援センター事業 【こども包括支援課】	妊娠届出時面談及び出産後電話相談において，妊産婦及び乳幼児の健康状態，生活・養育環境を把握し，妊娠・出産・育児に関する相談・助言・情報提供を行います。必要に応じて支援プランを策定します。
74	早期療育支援事業 【こども包括支援課】	発達に配慮が必要な幼児・児童に対し，専門相談員による相談や療育指導を実施します。
75	心配ごと相談事業 【社会福祉協議会】	くらし，住まい，家族関係など身近な悩みから，財産・法律・福祉・教育等に関する問題まで市民の困りごと相談に応じ，住民の福祉増進を図ります。
76	友愛サービス事業 【社会福祉協議会】	「誰もが安心して暮らせるまちづくり」をめざして，会員制による家事援助等のサービスを提供するものです。一般市民が「協力会員」となり，虚弱な高齢者や障害者が「利用会員」となり，サービスを受けることができる事業です。
77	交通遺児奨学資金制度 【社会福祉協議会】	父親または母親が交通事故により死亡した遺児に対し，小・中学校卒業時に就学奨励金を，高校進学者には奨学資金を交付します。
78	ひとり親家庭親子ふれあいの集い 【社会福祉協議会】	親と子の絆を深めるとともに，ひとり親世帯相互の交流と親睦を図り，母子父子福祉の増進を図ります。
79	ひとり親家庭新入学お祝いの集い 【社会福祉協議会】	土浦市母子寡婦福祉連絡協議会との共催で，ひとり親家庭の小学校新入学児童の新しい門出を祝福し，茨城県母子寡婦福祉連合会と土浦市社会福祉協議会から祝い品を贈呈します。

## 基本目標3 安心・安全の実現に向かって

### 施策の方向性1 配偶者等からの暴力の防止と被害者に対する支援

#### 現状と課題

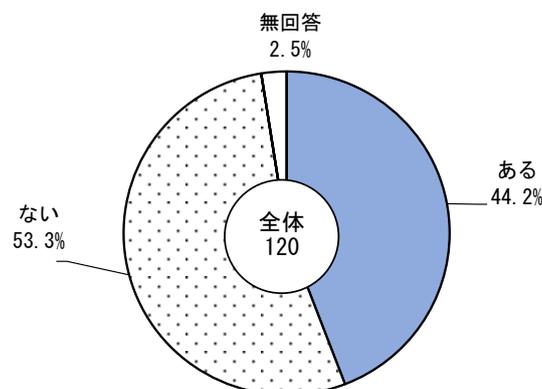
配偶者・パートナーとの間の暴力(DV,ドメスティック・バイオレンス)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DVは主に家庭内という外部からの発見が困難な場所で起きやすいという特性があるため、被害の深刻化と潜在化が懸念されます。また近年、若年者における交際相手からの暴力(デートDV<sup>\*14</sup>)の問題も深刻化しており、子どものころからの暴力防止教育の必要性が高まっています。

市民意識調査によると、配偶者や恋人などから身体や精神面に対する暴力を受けたことのある市民は1割強となっています《22ページ》。被害者のうち、被害を相談したことがあるのは4割台半ばであり、相談先としては「家族・親戚」や「知人・友人」といった身近な人を挙げる例が多く、市の相談窓口という回答は相談した人全体の1割強にとどまっています。

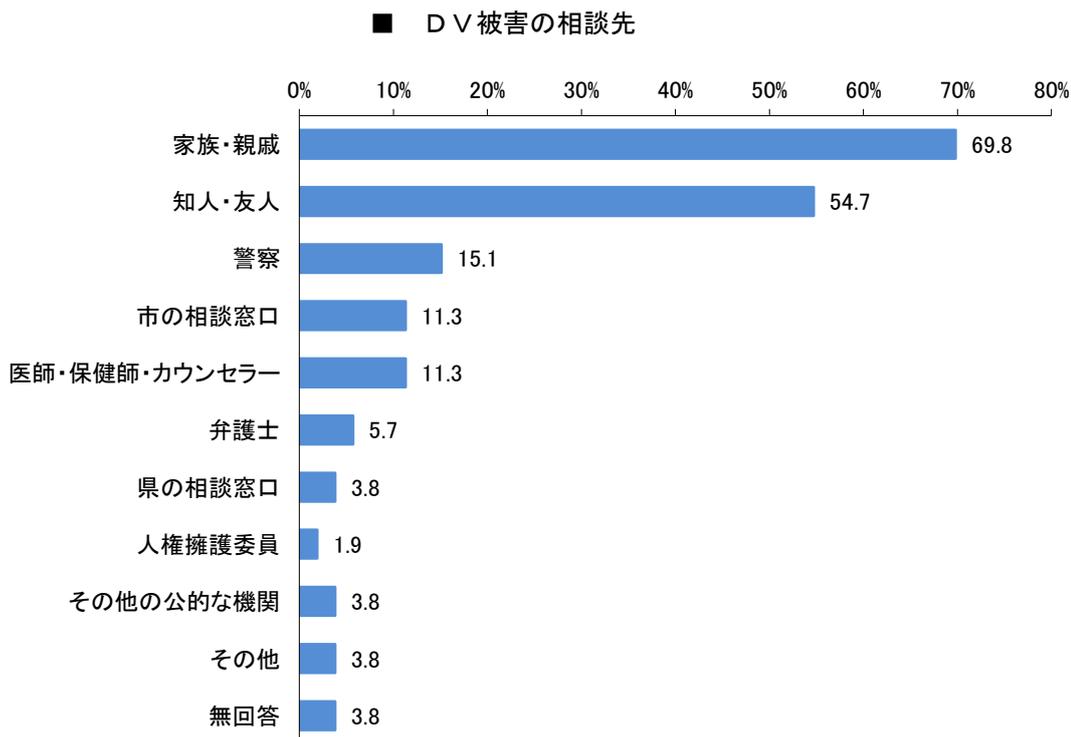
DV被害者の身体の安全を確保し、安心して生活できるようにするためには、被害者を早期に保護し、生活再建まで一貫した支援を提供することが重要です。そのためには、庁内の関係部署や警察、配偶者暴力相談支援センターとの情報共有・連携を強化することが求められます。

令和2年の新型コロナウイルス感染症対策のための緊急事態宣言が発令された中では、外出の自粛の影響等からDV被害が深刻化したことが社会的な問題となりました。暴力の根絶に向けた社会の意識を高めるとともに、暴力の予防に努め、被害者支援などの取組を推進していく必要があります。

■ DV被害の相談の有無



資料：土浦市男女共同参画社会に関する調査



資料：土浦市男女共同参画社会に関する調査

## 【施策1】暴力の予防と啓発

DVは家庭の問題ではなく、男女共同参画社会の実現を阻害する重大な人権侵害であることを周知し、社会全体で問題に対処するための機運を高めます。

デートDVに関しては、市民に対する啓発とともに学校における人権教育の充実を通して、予防に向けた取組を行います。

■ 女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク（内閣府男女共同参画局）



### ○事業

番号	事業名・担当課	取組内容
80	《新規》 DV防止の啓発 【市民活動課】	広報紙やホームページなどにDVに関する記事を掲載し、「女性に対する暴力をなくす運動」期間にはパープルリボンツリーの設置やパネル展示等を行い、DVに対する認識を深め、DV防止に向けた啓発に努めます。

番号	事業名・担当課	取組内容
81	《新規》 デートDVの理解と防止の啓発 【市民活動課】	若年層に被害者が多いデートDV・JKビジネスについて、正しい理解のための情報提供と、DV防止に向けた啓発に努めます。 中・高校生を対象にした出前講座の開催に向けて学校と協議します。
82	《新規》 性暴力・性犯罪防止の啓発 【市民活動課】	性暴力・性犯罪防止のための啓発と、被害者を包括的に支援するワンストップ支援センター等の相談機関の周知啓発に努めます。

## 【施策2】被害者の早期発見と保護，自立支援

市の相談窓口など、DV被害者の相談を受け付ける場所について被害者を含む市民への周知を進め、被害者が公的な窓口で相談しやすい雰囲気形成に努めます。

相談窓口については、相談員の資質向上などを行って支援体制の強化を図り、DV被害者が安心して相談できる状態を目指します。あわせて、被害者の個々の状況に応じた適切な支援の実施に努めます。

### ○事業

番号	事業名・担当課	取組内容
83	DV相談グループ検討会 【市民活動課】	市に寄せられるDVなどの相談事例について、行政内部の関係者及び関連機関の意見を交えつつ検討を行い、情報の共有化や各部署間の連携を深めます。
84	《新規》 相談員のスキル向上研修の実施 【市民活動課】	相談員や相談に携わる職員の相談業務に必要な知識やスキル向上を図るための研修を実施します。
85	《新規》 DV相談事業 【こども包括支援課】	DVに関する相談を受け、必要に応じて関係機関と連携を図り、被害者の自立を支援します。
86	被害者の一時保護 【こども包括支援課】	配偶者の暴力から逃れるため、緊急に保護が必要になる被害者を、関係機関と緊密に連携しつつ、女性相談センターなどを利用した一時保護を実施します。

## 施策の方向性2 あらゆる人権侵害の根絶

### 現状と課題

市民一人ひとりの人権が尊重されることは、本市が目指す男女共同参画社会の前提であるといえます。我が国では児童虐待防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法といった各種法令に基づき、虐待の防止に向けた取組が展開されていますが、近年でも痛ましい虐待事件が報道され社会問題となっている実態があります。このほか、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、職場等における各種ハラスメントも深刻な問題です。また、困難を抱えた人々を助け合う社会に向けた取組を推進することも必要です。市にはこうした状況に的確に対応して、誰もが安心・安全に暮らすことのできるまちづくりを進めることが求められています。

特に、性犯罪・性暴力に関しては、政府は「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を定め、令和2年度から4年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として実効性ある取組を推進することとしています。性犯罪・性暴力は被害者の心身を著しく傷つけ、尊厳を踏みにじる行為であることから、被害者のプライバシーの保護に十分に配慮した支援が必要です。

また、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントといったハラスメントは、男女共同参画社会の実現を阻害する行為です。こうした行為が働く場で行われる場合、被害者の就労継続が阻害される場合もあります。令和2年6月に施行された改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）においては、事業主に対しパワー・ハラスメントの防止対策の措置を講じることが義務付けられました。こうした近年の法改正の内容を周知し、ハラスメントのない働きやすい職場環境の構築を促すことが必要です。

## 【施策1】 様々な人権侵害の防止と被害者の支援

人権相談や女性の人権に関する各種相談窓口の充実に努めるとともに、共生社会に向けて、困難を抱える人を助け合い、相談しやすい体制づくりを進めます。

職場や教育の場、地域における各種ハラスメントの防止対策を推進するため、事業者や市民に対する啓発に努めるとともに、市役所や学校等におけるハラスメント防止対策を進めます。

虐待や性暴力被害者を発見した場合は、速やかに安全な場所に保護するとともに、被害者の生活再建に向けた支援を行います。

### ○事業

番号	事業名・担当課	取組内容
87	人権施策推進基本計画の推進 【総務課】	人権尊重社会の実現を目指すため、各分野別計画の人権に関する施策の基本的方向を示し、人権施策の総合的な推進を図ります。
88	生活相談所 【総務課】	地域住民の生活相談及び人権相談に対する助言・指導を行い、必要に応じて関係機関と連携を図り相談者の支援をします。
89	特設人権相談所 【総務課】	人権擁護委員が人権などの相談を受け、アドバイスをします。
90	《新規》 市職員のハラスメント防止の取組 【人事課】	すべての職員が働きやすい職場にするため、ハラスメント防止に関するガイドラインを推進します。
91	問題解決のための相談事業 【市民活動課】	離婚、DV、セクシュアル・ハラスメント、子育てなどの女性の生き方、処し方に関し、女性の人権の尊重を第一に考えた相談を行い、悩みの自発的解決を図ります。
92	防犯活動の推進(防犯教室・講座・診断) 【生活安全課】	女性が被害者となりやすい、おいせつ・ひったくり事案等の予防のための防犯教室・講座・診断を開催します。
93	若年層対象の消費生活講座 【消費生活センター】	インターネットトラブルに巻き込まれがちである若年層を対象に、被害の未然防止を目的とした啓発事業を実施します。

## 第4章 施策の展開

番号	事業名・担当課	取組内容
94	障害者虐待の防止 【障害福祉課】	「土浦市障害者虐待防止センター」を設置し、24時間体制で障害者の虐待に関わる通報の受理、虐待をうけた障害者の保護や相談及び助言、障害者虐待防止の普及啓発を行い、虐待の防止に努めます。
95	高齢者虐待の防止 【高齢福祉課】	高齢者（65歳以上）に対して、身体的虐待、介護、世話の放棄・放任（ネグレクト）、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待及びセルフネグレクト（自己放任）があった場合に高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた人に対する適切な支援を行います。
96	高齢者緊急短期入所事業 【高齢福祉課】	養護者による虐待を受けていたり、基本的な生活習慣等の指導や調整が必要である高齢者等を短期入所生活介護施設に一時的に宿泊させ、生命及び身体の安全を確保し、高齢者の権利利益の擁護を図ります。
97	児童虐待の防止 【こども包括支援課】	児童に関する様々な相談に応じています。養育支援の必要な児童等の保護や支援を適切に行うため、関係機関が協議する要保護児童対策協議会を運営します。
98	社会環境浄化のための活動の充実 【生涯学習課】	青少年の健全育成のため、有害社会環境の浄化活動を推進します。
13	各種ハラスメント防止の啓発（再掲） 【市民活動課】	企業等に対して、各種ハラスメントが起こらない安心して働ける職場環境づくりのための講習会を開催します。



## 施策の方向性3 防災における男女共同参画の実現

### 現状と課題

我が国に未曾有の大規模被害をもたらした平成23年の東日本大震災以降、平成28年の熊本地震、令和元年の台風上陸に伴う風水害など、近年の我が国では様々な自然災害が発生しています。こうした大規模災害は、すべての人の生活を脅かしますが、とりわけ女性や子ども、困難な状況にある人々がより多くの影響を受けます。非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、家事・育児・介護等の負担が女性に集中することや、DVや性被害・性暴力が生じる危険性が高まるとされているほか、東日本大震災等の避難所では、女性の視点に欠ける運営がなされたことに伴い、女性が様々な苦痛を抱えたという実態があります。

こうした問題に対処するためには、防災対策に女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮した男女共同参画の視点を反映することが必要です。本市の人口の半分を占める女性の視点を取り入れた防災体制は、非常時に女性のみならず、子どもや障害者、高齢者といった人々を守ることもつながり、地域の防災力を高めることにもつながります。

本市の防災会議における女性委員の割合は15.9%(平成31年4月現在)、市内の自主防災組織の会長に占める女性の割合は0%となっています。こうした場への女性の参画を進め、女性の視点を十分に反映させることが必要です。

### 【施策1】 防災・災害発生時の対応への女性の視点の反映

防災にかかわる意思決定の場に女性が参画し、リーダーとして活躍できるようにするため、意識の啓発に努めます。また、自主防災組織への女性の参画を促します。

平常時から防災における男女共同参画について意識し、災害発生時の避難所の運営に女性の視点を取り入れるための準備を進めます。

### ○事業

番号	事業名・担当課	取組内容
99	防災における女性参画の啓発・促進 【防災危機管理課, 市民活動課】	地域における防災・復興活動を「共助」の観点から支える自主防災組織への女性加入を促し、防災における女性参画の啓発・促進を図ります。
100	防災訓練や救命講習会への女性参画の促進 【防災危機管理課, 消防本部警防救急課】	防災訓練や救命講習の開催により、地域の防災強化と救命率を高めるための自主救護能力の向上を図ります。
101	女性消防吏員の採用 【消防本部総務課】	女性消防吏員を継続的に採用するとともに、女性が働きやすい職場環境づくりに努めます。

## 施策の方向性4 心と体の保護

### 現状と課題

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会を形成する上での前提であると言えます。また、男女が生涯にわたり健康でいきいきと自らの個性や能力を発揮するためには、心身の健康について正しい情報を入手し、自ら主体的に健康づくりに取り組むことが必要です。特に、女性の心身の状態は、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といったライフステージごとに大きく変化するという特性があり、妊娠・出産や不妊、乳がんや子宮頸がんなど、女性特有の健康問題があることを男女とも理解するとともに、男性とは異なる健康上の配慮を行う必要があります。

また、妊娠や出産などの生殖や性に関して本人の意思が尊重されることや、心身ともに健康であるということは、誰もが自分らしく充実した人生を送る上で重要なことです。リプロダクティブ・ヘルス/ライツ<sup>\*15</sup>（性と生殖に関する健康と権利）の視点を持って取組を進めるとともに、こうした考え方の普及啓発を引き続き行う必要があります。

### 【施策1】生涯を通じた健康保持増進の支援

男女が生涯にわたり健康で自立した生活を営むために、健康に関する学習機会や情報提供に努めるとともに、「第3次健康つちうら21（土浦市健康増進計画・食育推進計画）」に基づいた健康づくりの事業を実施し、市民の健康づくりを促進します。

また、男女の身体の特徴や性差についての理解を広め、特に女性のライフステージに応じた健康づくりを支援します。

### ○事業

番号	事業名・担当課	取組内容
102	生涯を通じた女性の健康支援 【市民活動課】	女性の人権尊重と母体保護の視点から、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の重要性を認識するための広報活動や情報提供など普及・啓発に努めます。
103	こころの相談 【障害福祉課】	こころの病気で悩んでいる人及びその家族の相談・助言を行い、地域生活を支援します。

番号	事業名・担当課	取組内容
104	介護予防事業 【高齢福祉課】	主に要支援・要介護状態となるおそれがある高齢者に介護予防に資するサービスを提供します。介護予防・生活支援サービス事業や介護予防の啓発事業、地域での介護予防活動への支援事業などを通じて、誰もが身近な地域で介護予防に取り組めるよう努め、高齢者の健康づくりを推進します。
105	各種健康診査・生活習慣病・ライフサイクル対策などの推進 【国保年金課，健康増進課】	疾病の早期発見・早期治療のために、各種健康診査・がん検診を実施します。あわせて、生活習慣病の予防のために健康教育・健康相談を実施します。
106	子宮頸がん・乳がん・前立腺がん検診 【健康増進課】	子宮頸がん・乳がん・前立腺がんの早期発見・早期治療を目的に検診を実施します。
107	骨粗鬆症検診 【健康増進課】	高齢者の骨折やその原因となる骨粗鬆症を防ぐため、要注意者を早期に発見し、運動や食生活の改善を図ることを目的に骨密度の検診及び指導を行います。
108	運動普及推進員の育成 【健康増進課】	市民の健康づくりに寄与するため、運動普及推進員養成講習会を開催し、推進員の養成を図ります。また、市内各地域における運動普及推進活動を効果的に実施するため、運動普及推進員連絡協議会に対して支援を行います。
109	食生活改善推進員の育成 【健康増進課】	市民の健康づくりの推進に寄与するため、食生活改善推進員養成講習会を開催し、推進員の養成を図ります。また、市内各地域における食生活改善推進活動を効果的に実施するため、食生活改善推進員協議会に対して支援を行います。
110	マタニティ教室 【こども包括支援課】	妊婦に対し妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及を図り、妊婦の健康の保持、増進に努めるために、妊婦や夫などの家族を対象に健康教育を実施します。
111	健康づくり・体力づくりに関する各種運動講座 【生涯学習課】	健康な心身の維持について学ぶ健康づくり、体力づくり講座を実施します。

## 第4章 施策の展開

番号	事業名・担当課	取組内容
112	かすみがうらマラソン兼国際ブラインドマラソン 【スポーツ振興課】	「甦れ 霞ヶ浦 水はスポーツの源」「体験する福祉・ノーマライゼーションの実践」をテーマに、男女共同参画の促進と男女の体力向上を図ることを目的とした大会を開催します。霞ヶ浦の浄化運動を行い、視覚障害者ランナーが健常者と同じコースを一緒に走るなど、福祉の充実及び環境保全の啓発を図ります。
113	生涯スポーツの推進 【スポーツ振興課】	子どもから高齢者までの誰もが、いつでも、どこでも、自分の好みや能力に合わせて、気軽に楽しむ「生涯スポーツ」への関心が高まっていることから、生涯スポーツの目的にあった、より親しみやすく爽快感を味わえる「ニュースポーツ」を推進します。
88	生活相談所（再掲） 【総務課】	地域住民の生活相談及び人権相談に対する助言・指導を行い、必要に応じて関係機関と連携を図り相談者の支援をします。
75	心配ごと相談事業（再掲） 【社会福祉協議会】	くらし、住まい、家族関係など身近な悩みから、財産・法律・福祉・教育等に関する問題まで市民の困りごと相談に応じ、住民の福祉増進を図ります。



## 第5章 計画の推進に向けて



## 1 総合的な推進体制の強化

---

### (1) 市民・市民団体の参画

---

本市における男女共同参画社会の実現に向けて、市民一人ひとりが男女共同参画を自身の問題として認識し、家庭や職場、地域社会において主体的に行動することが期待されます。

このため、市は市民や市民団体、各種グループに対して本計画の広報、啓発を図るとともに、施策の進捗状況を定期的に公開します。また、学識経験者をはじめ、議会代表者、関係機関代表者、各種団体の代表者などからなる「土浦市男女共同参画推進委員会」に対して定期的に施策の進捗状況を報告します。これらの取組を通して市民と行政が相互にパートナーとして協働し、さらなる施策の充実を図ります。

### (2) 庁内組織の強化

---

本計画に位置付けた男女共同参画社会の実現に向けた施策は、市が所管する各分野にわたっており、これを着実に推進するためには、男女共同参画センターを所管する市民活動課男女共同参画室による取組はもとより、全庁的な行政課題として庁内のあらゆる部署が意識的に取り組むことが必要です。

このため、本市が男女共同参画行政関係の総合的な推進を図るために組織した「男女共同参画庁内推進会議」（事務局：市民活動課男女共同参画室）が中心となって、関係各課のより一層の連携を促します。

あわせて、本市の男女共同参画社会の実現に向けた施策を中心となって推進する市職員一人ひとりが社会における固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）<sup>\*16</sup>の存在を十分に意識し、適切な対応をとることができるよう、研修の機会の充実に努めます。

### (3) 国・県等関係機関との連携

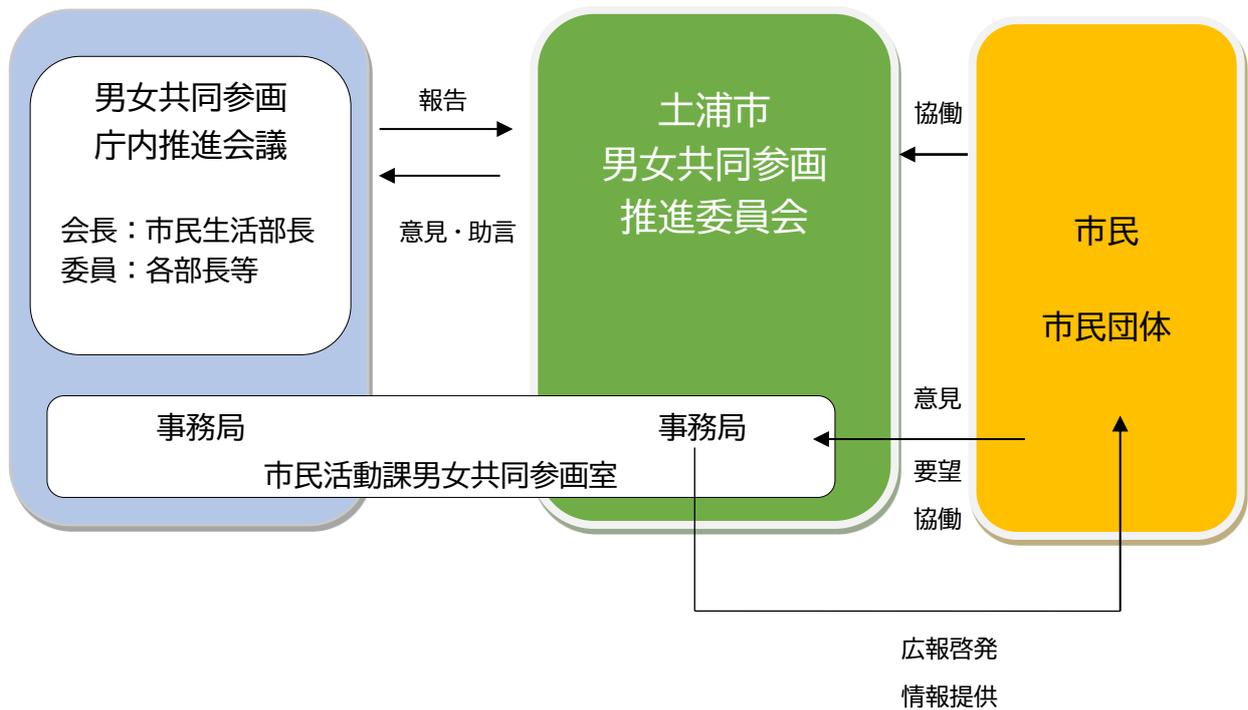
---

男女共同参画の実現に向けた施策は、本市のみならず近隣市町村、県、国も主要な課題として取り組んでいます。また、法律や制度などは、国や県の施策に負うものも多くあります。このため、国や県、近隣市町村や関係機関とのネットワークの維持・強化に努め、広く男女共同参画に関する情報収集を行うとともに、講演会やセミナー、研修会、啓発事業等を協力して行う体制づくりに努めます。

## 2 計画の進行管理

本計画は、庁内組織である「男女共同参画庁内推進会議」において施策の進捗状況の確認・協議を行うとともに、「土浦市男女共同参画推進委員会」において施策の進行状況の点検や進行管理を定期的に行います。

これらの結果は広く市民に公開して意見や要望を募り、以後の施策推進に反映させます。



### 3 計画の評価

本計画で掲げた3つの基本目標の達成度合いを図るための客観的な目安として、市民意識調査結果や事業実績などから評価指標項目を選定し、目標を設定します。

また、男女共同参画推進の状況把握のための参考項目を選定し、数値の推移を定期的に確認します。

#### (1) 評価指標

目標	指標名	現状値	目標値
1	①審議会等の女性委員の登用率	26.3%	30.0%
	②社会全体としての男女の地位が平等であると感じている市民の割合 【市民意識調査】	14.1%	20.0%
	③土浦市男女共同参画センターの認知度 【市民意識調査】	31.1%	45.0%
2	①仕事と家庭生活をともに優先している市民の割合 【市民意識調査】	37.4%	45.0%
	②保育所の待機児童数	2人	0人
	③家庭の生活セミナー・父と子のクッキング講座を受講した人数	52人	100人
3	①DV被害者のうち、被害を相談したことがある人の割合 【市民意識調査】	44.2%	50.0%
	②性被害者相談窓口の認知度	—	20.0%

(2) 参考項目

目標	項目名	現状値
1	男女共同参画という用語の周知度	74.8%
	男女共同参画推進条例の周知度	31.5%
	市議会議員に占める女性の割合	12.5%
	市職員の管理職に占める女性の割合	19.0%
	学校教育の場における平等感	50.8%
	地域活動に参加している割合	34.6%
	「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対する市民の割合	50.1%
	育児を夫婦一緒に分担している市民の割合	36.7%
	家庭における全体的な決めごとを夫婦一緒に担当している市民の割合	49.6%
	2	ワーク・ライフ・バランスという用語の周知度
仕事と家庭生活のバランスを取りながら生活した方がよいと考える市民の割合		82.5%
市の男性職員の育児休業の取得率		30.8%
3	フェミニスト相談件数	122件
	市内自主防災組織の会長に占める女性の割合	0%
	女性消防団員数	18人



## 資料編



## 資料1 男女共同参画のあゆみ

年	世界的な動き、全国的な動き	県の動き	土浦市の動き
1975 (昭50)	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議（メキシコシティ）「世界行動計画」採択		
1976 (昭51)	「国連婦人の十年」開始（1985年まで）		
1977 (昭52)	国内行動計画策定		
1978 (昭53)		婦人問題を担当する課として生活福祉部に青少年婦人課を設置	
1979 (昭54)	第34回国連総会「女子差別撤廃条約」採択		
1980 (昭55)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン） ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択		
1981 (昭56)	「国内行動計画後期重点目標」策定		
1985 (昭60)	・「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 ・「男女雇用機会均等法」の公布 ・「労働基準法」の一部改正 ・「女子差別撤廃条約」批准		
1987 (昭62)	「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	県立婦人教育会館設置	
1991 (平3)	「育児休業法」公布	・「いばらきローズプラン21」策定 ・いばらきローズプラン21推進委員会、茨城県女性対策推進本部設置	・「女性行政係」を土浦市教育委員会女性青少年課に設置 ・土浦市婦人団体連絡協議会が設立
1993 (平5)	世界人権会議（ウイーン）、女性に対する暴力撤廃宣言		機構改革により、「教育委員会女性青少年課女性行政係」から「企画部企画課女性行政室」へ

年	世界的な動き、全国的な動き	県の動き	土浦市の動き
1994 (平6)	総理府に男女共同参画室・男女共同参画審議会・男女共同参画推進本部設置		「つちうら女性プラン21」策定
1995 (平7)	・第4回世界女性会議—平等、開発、平和のための行動（北京）「北京宣言、行動綱領」採択 ・「育児休業法」を「育児休業・介護休業法」への改正		
1996 (平8)	「男女共同参画2000年プラン」策定	県が取り組むべき女性施策の指針「いばらきハーモニープラン」策定	機構改革により、企画課から独立して市長公室女性行政課が新設
1997 (平9)	・男女共同参画審議会設置（法律） ・「介護保険法」公布	県立婦人教育会館の名称を「茨城県女性プラザ」に変更	・女性センター開設 ・機構改革により「女性行政課」から「女性センター」に改称
1998 (平10)			・「つちうら女性プラン21」後期計画を策定 ・「土浦市婦人団体連絡協議会」から「土浦市女性団体連絡協議会」に改称
1999 (平11)	「男女共同参画社会基本法」公布、施行		
2000 (平12)	・国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク） ・ミレニアム開発目標（MDGs）設定 ・「男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「ストーカー規制法」公布、施行		
2001 (平13)	・内閣府に男女共同参画会議、男女共同参画局を設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	・「茨城県男女共同参画条例」制定 ・茨城県男女共同参画審議会設置	
2002 (平14)		「茨城県男女共同参画基本計画」策定	「第2次つちうら女性プラン21」策定
2003 (平15)	・「少子化社会対策基本法」公布、施行 ・「次世代育成対策推進法」公布、施行		

年	世界的な動き、全国的な動き	県の動き	土浦市の動き
2004 (平 16)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正		
2005 (平 17)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連「北京+10」閣僚級会合（ニューヨーク）</li> <li>・男女共同参画基本計画（第2次）閣議決定</li> <li>・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定</li> </ul>	女性プラザ男女共同参画支援室開設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性センター」を「男女共同参画センター」に改称</li> <li>・機構改革により、「女性センター」から「男女共同参画課」に改称</li> </ul>
2006 (平 18)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第2次つちうら女性プラン21」後期計画を策定</li> <li>・新治村が、土浦市に編入合併</li> </ul>
2007 (平 19)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正</li> <li>・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> </ul>		
2009 (平 21)	「育児・介護休業法」改正		「男女共同参画社会に関する調査」実施
2010 (平 22)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）</li> <li>・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定</li> <li>・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> </ul>	「茨城県男女共同参画基本計画（第2次）」策定	
2011 (平 23)	UN Women 正式発足		「第3次土浦市男女共同参画推進計画」策定
2012 (平 24)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択</li> <li>・『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画～働くまでしこ大作戦～」策定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「土浦市男女共同参画推進条例」施行</li> <li>・「男女共同参画都市」宣言</li> </ul>
2013 (平 25)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正（平成26年1月施行）		

年	世界的な動き、全国的な動き	県の動き	土浦市の動き
2014 (平26)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第58回国連女性の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択</li> <li>・「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAW! Tokyo2014)開催(以降毎年開催)</li> </ul>		「男女共同参画社会に関する調査」実施
2015 (平27)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連「北京+20」記念会合(第59回国連女性の地位委員会(ニューヨーク))</li> <li>・UN Women 日本事務所開設</li> <li>・「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)採択</li> <li>・「女性活躍加速のための重点方針2015」策定(以降毎年策定)</li> <li>・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布(翌年全面施行)</li> <li>・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> </ul>		
2016 (平28)		「茨城県男女共同参画基本計画(第3次)」策定	「第3次土浦市男女共同参画推進計画(後期計画)」策定
2017 (平29)			機構改革により、「男女共同参画課」から「市民活動課男女共同参画室」へ
2018 (平30)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行</li> <li>・「働き方改革関連法」公布</li> </ul>		
2019 (平31/令元)	女性活躍推進法改正		「土浦市男女共同参画社会に関する調査」実施
2020 (令2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連「北京+25」記念会合(第64回国連女性の地位委員会(ニューヨーク))</li> <li>・「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> </ul>	「男女共同参画センター」設置。同センターの名称を「ダイバーシティ推進センター」に変更。	

## 資料2 第4次土浦市男女共同参画推進計画に関する提言

令和3年3月29日

土浦市長 安藤真理子 殿

土浦市男女共同参画推進委員会  
委員長 横山博子

### 第4次土浦市男女共同参画推進計画（案）について（提言）

土浦市男女共同参画推進委員会は、この度、第3次計画の後期計画期間が令和2年度をもって終了することから、これまでの取組状況の検証や社会情勢の変化等を踏まえ、新たな視点を加えた取組を示し、今後10年間の男女共同参画社会づくりの行動指針として「第4次土浦市男女共同参画推進計画（案）」を作成いたしましたので提言いたします。

計画の取りまとめについては、「第3次土浦市男女共同参画推進計画」の基本理念を引き継ぎ、市民意識調査の結果などの市民意見等を反映しながら、令和2年7月から延べ4回にわたり審議・検討を重ねてまいりました。

本計画（案）では、近年の社会情勢の変化や本市を取り巻く状況、政府や茨城県の動向、本市が計画期間を通じて目指すべき社会の姿をわかりやすく伝えるため、本市における男女共同参画の推進状況を鑑み、「誰もが個性と能力を十分に発揮できる社会に向かって」をスローガンとして、基本理念、視点のもと、3つの基本目標を掲げております。

推進委員会は、本計画（案）の提出に当たり、市が基本理念や基本目標を念頭に置き、「施策の方向性」に沿って、積極的かつ効果的に事業を推進されるよう要望いたします。

なお、当市の審議会における女性委員の割合に関して、より一層、積極的な女性委員の登用、また女性への啓発などの施策展開を図り、女性の参画率向上にご尽力いただきたい旨を申し添えます。

## 資料3 計画策定の経過

日程	内容
令和元年 9～11月	・「土浦市男女共同参画社会に関する調査」実施
令和2年 6月25日	第1回 土浦市男女共同参画庁内推進会議 (1) 第3次土浦市男女共同参画推進計画（後期計画）の総括について (2) 土浦市男女共同参画社会に関する調査結果について (3) 第4次土浦市男女共同参画推進計画策定案について
7月22日	第1回 土浦市男女共同参画推進委員会 (1) 第3次土浦市男女共同参画推進計画（後期計画）の総括について (2) 土浦市男女共同参画社会に関する調査結果について (3) 第4次土浦市男女共同参画推進計画策定案について
8月21日	第2回 土浦市男女共同参画庁内推進会議 (1) 第4次土浦市男女共同参画推進計画 骨子（案）について
10月6日	第2回 土浦市男女共同参画推進委員会 (1) 第4次土浦市男女共同参画推進計画 素案（案）について
10月30日	第3回 土浦市男女共同参画庁内推進会議 (1) 第4次土浦市男女共同参画推進計画 素案（案）について
12月25日	第3回 土浦市男女共同参画推進委員会 (1) 第4次土浦市男女共同参画推進計画 素案（案）について
令和3年 1月12日～ 2月2日	第4次土浦市男女共同参画推進計画（案）のパブリック・コメント
2月16日	第4回 土浦市男女共同参画庁内推進会議 (1) 第4次土浦市男女共同参画推進計画（案）について
3月24日	第4回 土浦市男女共同参画推進委員会 (1) 第4次土浦市男女共同参画推進計画（案）のパブリック・コメント実施結果について (2) 第4次土浦市男女共同参画推進計画 最終案について

## 資料4 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

最終改正：平成11年12月22日法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

(目的)

**第一条** この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。  
(男女の人権の尊重)

**第三条** 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保され

ることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

**第四条** 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。  
(政策等の立案及び決定への共同参画)

**第五条** 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。  
(家庭生活における活動と他の活動の両立)

**第六条** 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。  
(国際的協調)

**第七条** 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。  
(国の責務)

**第八条** 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。  
(地方公共団体の責務)

**第九条** 地方公共団体は、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。  
(国民の責務)

**第十条** 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。  
(法制上の措置等)

**第十一条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措

置を講じなければならない。

(年次報告等)

**第十二条** 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

**第十三条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

**第十四条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

**第十五条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

**第十六条** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

**第十七条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

**第十八条** 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

**第十九条** 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

**第二十条** 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第三章 男女共同参画会議

(設置)

**第二十一条** 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

**第二十二条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要がある

と認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

**第二十三条** 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

**第二十四条** 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

**第二十五条** 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

**第二十六条** 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

**第二十七条** 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

**第二十八条** この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 附 則 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

**第二条** 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

**第三条** 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置か

れた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

#### 附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

**第三条** この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

**第三十条** 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

#### 附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

## 資料5 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日法律第64号)

最終改正：令和元年6月5日法律第24号

### 第一章 総則

(目的)

**第一条** この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

**第二条** 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

**第三条** 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一

項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

**第四条** 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

### 第二章 基本方針等

(基本方針)

**第五条** 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
  - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
  - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
    - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
    - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
    - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。  
(都道府県推進計画等)

**第六条** 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」

という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

**第七条** 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

**第八条** 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にあ

る労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

**第九条** 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

**第十条** 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

**第十一条** 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

**第十二条** 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

**第十三条** 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

**第十四条** 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

**第十五条** 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

**第十六条** 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

**第十七条** 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

る。

(一般事業主に対する国の援助)

**第十八条** 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

**第十九条** 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

**第二十条** 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職

業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいづれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

**第二十一条** 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

## 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

**第二十二条** 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

**第二十三条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

**第二十四条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活

における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

- 第二十五条** 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

- 第二十六条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

- 第二十七条** 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

- 第二十八条** 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

- 第二十九条** 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

- 第三十条** 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

- 第三十一条** 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

- 第三十二条** 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

- 第三十三条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

- 第三十四条** 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 第三十五条** 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

- 第三十六条** 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

- 第三十七条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若し

くは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

**第三十八条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

**第三十九条** 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

**附 則 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

**第二条** この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

**第三条** 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

**第四条** 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一

項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

**第三十四条** この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第三十五条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

**第五条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第六条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

**第七条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## 資料6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

最終改正：令和元年6月26日法律第46号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

(定義)

**第一条** この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

**第二条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

**第二条の二** 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

**第二条の三** 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画

## 6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

**第三条** 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

**2** 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

**3** 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者とその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

**4** 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

**5** 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

**第四条** 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

**第五条** 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

**第六条** 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受

けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

**2** 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

**3** 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

**4** 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

**第七条** 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

**第八条** 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和三十二年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

**第八条の二** 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

**第八条の三** 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和三十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

**第九条** 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その

他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

**第九条の二** 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(保護命令)

**第十条** 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

**2** 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3** 第一項本文に規定する場合において、被害者とその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者とその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4** 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者とその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該

## 6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

**第十一条** 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

**第十二条** 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供

述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

**第十三条** 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

**第十四条** 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

**第十五条** 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

**第十六条** 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因

となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令も取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。  
(保護命令の取消し)

**第十七条** 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

**第十八条** 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者

の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

**第十九条** 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

**第二十条** 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

**第二十一条** この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

**第二十二条** この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

**第二十三条** 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

**第二十四条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

## 6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(調査研究の推進等)

**第二十五条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

**第二十六条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

**第二十七条** 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

**第二十八条** 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

### 第五章の二 補則

(この法律の準用)

**第二十八条の二** 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄

に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

### 第六章 罰則

**第二十九条** 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第三十条** 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

### 附 則 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

**第二条** 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援

助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

**第三条** この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

**附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

**第二条** この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

**第三条** 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

**附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

**第二条** この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

**附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄**

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日

**附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

**第十九条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日(その他の経過措置の政令への委任)

**第四条** 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

**第八条** 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 資料7 土浦市男女共同参画推進条例

(平成24年3月22日条例第13号)

本市は、日本国憲法にうたわれている個人の尊重と法の下  
の平等や男女共同参画社会基本法の理念に基づき、市民一人  
ひとりが幸福な生活を営むことができるよう、男女が互いに  
人権を尊重し、性や世代にとらわれず、多様な個性と能力を  
十分に発揮できる社会づくりを目指しています。

本市では、これまで、平成6年に「つちうら女性プラン21」  
を策定し、実施するとともに、平成9年には「土浦市女性セ  
ンター」を開設するなど、男女共同参画の推進に向けた施策  
に、積極的に取り組んでまいりました。

しかし、依然として、性別による固定的な役割分担意識に  
基づく制度や慣習が、社会の様々な分野に根強く残っており、  
男女共同参画社会の実現には、なお一層の取組が必要です。

また、少子高齢化の進行、国際化の進展、家族形態や男女  
の働き方等の社会環境の急激な変化が、私たちの暮らしに大  
きな影響を与えています。こうした社会の変化にも対応して  
いかなければなりません。

男女共同参画社会の実現は、安心・安全で住みやすく、市  
民一人ひとりが生き生きと希望を持って暮らし、誇りと愛着  
が持てるまちづくりを推進する本市にとって最重要課題の一  
つです。

ここに、市民、事業者、市が一体となり、男女共同参画の  
推進に取り組むことを決意し、この条例を制定します。

### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この条例は、男女共同参画社会の実現に関し、基本理念  
を定め、土浦市(以下「市」という。)、市民及び事業者の責  
務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施  
策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会  
の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、そ  
れぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員とし  
て、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活  
動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治  
的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することがで  
き、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の  
格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいづ  
れか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをい  
う。
- (3) 市民 市内に居住する者又は通勤し、若しくは通学す  
る者をいう。

(4) 事業者 市内において事業を行う個人及び法人その他  
の団体をいう。

(5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等に対する身  
体的、性的、心理的、社会的又は経済的暴力(言動によ  
るものを含む。)をいう。

(6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相  
手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方  
の対応に起因して、当該相手方に不利益を与える行為を  
いう。

(基本理念)

**第3条** 男女共同参画社会の実現は、次に掲げる基本理念に基  
づき推進する。

- (1) 男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、  
個人としての尊厳が重んじられ、個性及び能力を発揮す  
る機会が確保されること。
- (2) 男女が、社会における制度又は慣行によってつくられ  
た性別による固定的役割分担意識にとらわれることなく、  
個性及び能力を十分発揮し、多様な生き方を自らの意思  
で選択できるよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市の政策又は事業  
者、地域の団体その他の団体における方針の立案及び決  
定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、互いに協力し合い、さらに社  
会支援の下に、子の養育、介護その他の家庭生活におけ  
る活動について、共に家族の一員としての役割を果たし  
ながら、良好な家庭を築き、かつ、仕事、学習、地域活  
動その他の活動に参画できるよう配慮されること。
- (5) 男女共同参画の推進に向けた取組が、国際社会におけ  
る取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際理  
解を深め、国際的協調の下に行われること。

### 第2章 責務

(市の責務)

**第4条** 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付  
け、前条に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)に基  
づき、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、総合的かつ  
計画的に実施する責務を有する。

**2** 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、国及び  
他の地方公共団体と連携し、協力して取り組むものとする。

(市民の責務)

**第5条** 市民は、男女共同参画社会に対する理解を深め、職場、  
学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基  
本理念に基づき、男女共同参画を推進するよう自ら努めるも  
のとする。

**2** 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に

積極的に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

**第6条** 事業者は、男女共同参画社会に対する理解を深め、その事業活動に関し、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### 第3章 禁止事項

(性別による人権侵害の禁止)

**第7条** 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他性別に起因する相手方に身体的又は精神的な苦痛を与える行為を行ってはならない。

### 第4章 基本的施策

(基本計画)

**第8条** 市長は、男女共同参画に関する施策について、総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

3 市長は、基本計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

**第9条** 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(広報活動等)

**第10条** 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の関心及び理解を深めるために、積極的に広報活動等を行うものとする。

(教育における措置)

**第11条** 市は、男女共同参画の推進について、学校教育、社会教育、家庭教育など生涯にわたるあらゆる分野の教育において、男女共同参画意識の醸成、個性及び能力の育成等のための必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(調査研究)

**第12条** 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(市民等に対する支援)

**第13条** 市は、市民又は事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、当該活動に必要な情報の提供その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(苦情の処理等)

**第14条** 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって、人権が侵害された場合における被害者の救済を図るため、相談の窓口を置く。

3 市長は、前2項の苦情及び相談を受けた場合には、関係機関と連携を図る等適切に対処するものとする。

(施策状況の公表)

**第15条** 市長は、毎年、市が講じた男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、公表するものとする。

(積極的改善措置)

**第16条** 市は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間の参画に格差が生じている場合、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置を講じるよう努めるものとする。

2 市は、審議会等における委員の委嘱又は任命に当たっては、積極的改善措置を講じるよう努めるものとする。

(生涯にわたる健康支援)

**第17条** 市は、男女が互いの性差についての理解を深め、互いの意思及び権利を尊重するとともに、生涯を通じて男女の異なる心身の健康の保持及び増進を図るために、教育、啓発、情報提供、健康相談その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

### 第5章 委員会

(男女共同参画推進委員会)

**第18条** 男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、土浦市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) 基本計画の実施状況の点検及び評価に関すること。
- (3) 基本計画に掲げる施策の推進方策に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項

3 委員会は、市長が委嘱する委員15人以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の4割未満であってはならない。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

### 第6章 雑則

(委任)

**第19条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し

必要な事項は、市規則で定める。

### 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に策定されている土浦市男女共同参画推進計画は、第 8 条第 1 項の規定により策定された基本計画とみなす。  
(土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年土浦市条例第 14 号)の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略

## 資料8 土浦市男女共同参画推進条例施行規則

(平成24年3月30日規則第11号)

最終改正：平成29年3月31日規則第30号

(趣旨)

**第1条** この規則は、土浦市男女共同参画推進条例（平成24年土浦市条例第13号。次条において「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

**第2条** 条例第18条第1項の土浦市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）の委員（次条及び第4条において「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 男女共同参画の推進に意欲をもって参画することができる市民
- (2) 男女共同参画の推進に関し識見を有する者
- (3) 男女共同参画の推進に関する各種団体の代表
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(委員長及び副委員長)

**第3条** 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会の会議（次条において「会議」という。）の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第4条** 会議は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに委員長及び副委員長がともに欠けたときの会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

**第5条** 委員会の庶務は、市民生活部市民活動課において処理する。

(委員会の運営)

**第6条** 第2条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(補則)

**第7条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成29年3月31日規則第30号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

## 資料9 土浦市男女共同参画推進委員会委員名簿

氏名	所属・役職等	備考
横山 博子	つくば国際大学医療保健学部教授	委員長
河野 禎之	筑波大学助教（ダイバーシティ部門）	副委員長
鈴木 豊	公募委員（浄化槽サービス代表）	
内藤 幾愛	公募委員（理学療法士）	
今高 博子	土浦市女性団体連絡協議会会長	
吉田 礼子	土浦商工会議所女性会	
森 浩孝	土浦市地区長連合会顧問	
松井 泰信	一般社団法人土浦青年会議所副理事長	
矢萩 晋二	栗田アルミ工業(株) 取締役総務部長	
清水 裕美	土浦市消防団女性部分団長	
佐々木 重義	土浦市民生委員児童委員協議会連合会理事	
今野 貴子	土浦市市議会議員（総務市民委員会）	
柳澤 奈津子	(有)ワールド翻訳サービス取締役	
松延 芳子	土浦市教育委員会委員	～令和2年10月29日
長沼 早苗	土浦市教育委員会委員	令和2年10月30日～
栗原 正夫	土浦市副市長	

※敬称略

## 資料 10 土浦市男女共同参画庁内推進会議設置要綱

(平成 5 年 8 月 16 日訓令第 6 号)

最終改正：令和 3 年 2 月 1 日訓令第 3 号

(設置)

**第 1 条** 男女それぞれの個性や能力が最大限に生かせる社会、互いの人権を尊重し、平等に生きられる男女共同参画社会の実現を目指して、基本的な課題を検討し、その解決を図るため、土浦市男女共同参画庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

**第 2 条** 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画に関する効果的な企画及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する関係部課間の連絡調整に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項

(組織)

**第 3 条** 推進会議は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長には市民生活部長をもって充てる。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会議の議長となる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員には、次に掲げる職にある者をもって充てる。

市長公室長、総務部長、保健福祉部長、都市産業部長、建設部長、教育部長、消防長、政策企画課長、広報広聴課長、総務課長、人事課長、障害福祉課長、こども福祉課長、こども相談課長、高齢福祉課長、健康増進課長、商工観光課長、文化生涯学習課長及び指導課長

(会議)

**第 4 条** 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、推進会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

**第 5 条** 推進会議の庶務は、市民生活部市民活動課において処理する。

(補則)

**第 6 条** この訓令に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この訓令は、公表の日から施行する。

付 則 (平成 6 年 3 月 28 日訓令第 1 号)

この訓令は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 8 年 3 月 29 日訓令第 4 号)

この訓令は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 10 年 3 月 31 日訓令第 2 号抄)

(施行期日)

この訓令は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 10 年 5 月 18 日訓令第 4 号)

この訓令は、公表の日から施行する。

付 則 (平成 13 年 3 月 30 日訓令第 3 号)

この訓令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 13 年 5 月 7 日訓令第 6 号)

この訓令は、公表の日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 (平成 15 年 5 月 16 日訓令第 9 号)

この訓令は、公表の日から施行する。

付 則 (平成 16 年 3 月 30 日訓令第 3 号)

この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 16 年 3 月 31 日訓令第 9 号)

この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 17 年 3 月 31 日訓令第 8 号)

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 19 年 3 月 30 日訓令第 5 号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 20 年 3 月 31 日訓令第 4 号)

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 21 年 3 月 31 日訓令第 2 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 24 年 3 月 30 日訓令第 1 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 26 年 4 月 1 日訓令第 14 号)

この訓令は、公表の日から施行する。

付 則 (平成 29 年 3 月 31 日訓令第 5 号)

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 29 年 4 月 26 日訓令第 26 号)

この訓令は、公表の日から施行する。

付 則 (平成 29 年 11 月 10 日訓令第 39 号)

この訓令は、公表の日から施行する。

付 則 (平成 30 年 3 月 31 日訓令第 5 号)

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (令和 2 年 3 月 31 日訓令第 21 号)

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (令和 2 年 3 月 31 日訓令第 22 号)

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (令和 3 年 2 月 1 日訓令第 3 号)

この訓令は、公表の日から施行する。

## 資料 11 土浦市男女共同参画庁内推進会議委員名簿

役 職	所 属	氏 名
会 長	市民生活部長	塚本 隆行
委 員	市長公室長	川村 正明
委 員	総務部長	望月 亮一
委 員	保健福祉部長	塚本 哲生
委 員	都市産業部長	船沢 一郎
委 員	建設部長	岡田 美德
委 員	教育部長	羽生 元幸
委 員	消防長	鈴木 和徳
委 員	市長公室政策企画課長	佐々木 啓
委 員	市長公室広報広聴課長	北島 康雄
委 員	総務部総務課長	真家 達成
委 員	総務部人事課長	今野 修
委 員	保健福祉部障害福祉課長	加藤 史子
委 員	保健福祉部こども福祉課長	菊田 宏巳
委 員	保健福祉部こども相談課長	中川 光美
委 員	保健福祉部高齢福祉課長	水田 和広
委 員	保健福祉部健康増進課長	羽成 信明
委 員	都市産業部商工観光課長	羽成 健之
委 員	教育委員会文化生涯学習課長	中澤 達也
委 員	教育委員会指導課長	中山 弘

## 資料 12 用語解説

### \* 1 持続可能な開発目標（SDGs）【1 ページ】

平成 13 年（2001 年）に国連で策定された「ミレニアム開発目標（MDGs）」の後継として平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において記載された“2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標”のことで、17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、我が国としても積極的に取り組んでいます。

### \* 2 一般事業主行動計画【2 ページ】

女性活躍推進法に基づいて一定規模以上の大企業に策定が義務付けられている計画のことです。一般事業主行動計画では、自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析の結果、その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組が盛り込まれており、策定後は都道府県労働局への届出と周知・公表が義務付けられています。

### \* 3 ワーク・ライフ・バランス【3 ページ】

誰もが仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を自分の希望するバランスで実現できる状態のことです。

### \* 4 ダイバーシティ・マネジメント【3 ページ】

女性や若者、高齢者、障害者、外国人など多様な人材を採用・育成し、その個性や能力を引き出し、組織の成長につなげる取組のことです。

### \* 5 DV【3 ページ】

英語の「Domestic Violence」のことであり、我が国では配偶者や恋人など親密な関係にあたり、あった人から振るわれる暴力のことを指します。

### \* 6 エッセンシャルワーカー【3 ページ】

英語で「必要不可欠な」を意味するエッセンシャルと、「労働者」のワーカーを組み合わせた言葉であり、一般に医療・介護・保育従事者をはじめ、私たちの社会を支える必要不可欠な仕事を担う人のことを指します。

### \* 7 合計特殊出生率【8 ページ】

その年の 15 歳～49 歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が仮にその年の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを生むとしたときの子どもの数に相当するものであり、出生の傾向をみる上での主要な指標となっています。

### \* 8 キャリア教育【24 ページ】

子ども一人ひとりが「生きる力」を身に付け、明確な目的意識を持って日々の学校生活に取り組みながら、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力を高め、しっかりとした勤労観・職業観を形成し、激しい社会の変化の中で将来直面するであろう様々な課題に対応しつつ社会人・職業人として自立していくことができるようにする教育のことです。

### **\* 9 パワー・ハラスメント【29 ページ】**

職場で行われる優越的な関係を背景とした言動のうち、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものであり、労働者の就業環境が害される行為のことで、客観的にみて業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、職場におけるパワー・ハラスメントには該当しません。

### **\*10 SDGs実施指針【36 ページ】**

我が国が国内外において SDGs を達成するために策定した中長期的な国家戦略のことで、平成 28 年 5 月に内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官と外務大臣を副本部長とし、全閣僚を構成員として設置された「SDGs 推進本部」の下で、行政、民間セクター、NGO・NPO、有識者、国際機関、各種団体等を含む幅広いステークホルダーによって構成された「SDGs 推進円卓会議」における対話を経て、同年 12 月に策定されました。令和元年 12 月には、最新の動向を踏まえた取組の方向性を示すため、実施指針が改定されました。

### **\*11 指導的地位【36 ページ】**

政府の男女共同参画会議では、「議会議員」「法人・団体等における課長相当職以上の者」「専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者」を指すこととしています。

### **\*12 特定事業主行動計画【51 ページ】**

女性活躍推進法第 15 条に基づき、各特定事業主（国や地方公共団体）に策定・公表等が義務付けられている女性職員の活躍のための行動計画のことで、特定事業主行動計画では、数値目標、取組内容とその実施時期等が定められており、1 年に 1 回以上公表することが求められています。

### **\*13 テレワーク【53 ページ】**

本拠地のオフィスから離れた場所で、情報通信技術を活用して時間や場所を有効に活用して働く柔軟な働き方のことで、テレワークには自宅で働く「在宅勤務」、移動中や出先で働く「モバイル勤務」、本拠地以外の施設で働く「サテライトオフィス勤務」があります。

### **\*14 デートDV【61 ページ】**

交際中の若い男女間に起こる身体的・精神的・金銭的・性的暴力等のことで、

### **\*15 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ【68 ページ】**

性と生殖に関する健康と権利。すべての男女が、単に発病や障害がないというだけでなく、身体的、精神的、社会的に良好な状態で満足できる性生活を送り、子どもを生むかどうか、いつ何人人生むかを決める自由と権利を持っていることを指します。

### **\*16 アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）【71 ページ】**

就労の場や地域社会、学校現場、メディア、家庭等のあらゆる場において、無意識のうちに男女の役割に対する固定的な価値観を与える思い込みのことで、

## 資料 13 土浦市男女共同参画都市宣言文

土浦市は、男性と女性が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて「男女共同参画都市」を宣言しました。

### 土浦市男女共同参画都市宣言

豊かな自然と 生命はぐくむ湖 霞ヶ浦に恵まれ

深い歴史と誇れる文化を培ってきた  
私たちのまち土浦

このまちに生きる私たちは  
男女が互いに尊厳と人格を尊重し  
世代をこえて一緒に  
誰もが自らの意思でその人らしく幸せに暮らせる  
「男女共同参画都市」をここに宣言します

平成24年11月18日

(英語)

### Tsuchiura's Declaration of a Gender-Equal City

Tsuchiura, our City, is blessed with a rich natural beauty and our cherished Lake Kasumigaura, and it has fostered in us a long history and a proud culture.

We who live in this City declare it a “gender-equal city”, where men and women together respect each other’s dignity and human rights from generation to generation, and where everyone can live happily according their heart’s desire.

---

## 第4次土浦市男女共同参画推進計画

令和3年3月発行

発行 土浦市  
編集 土浦市市民生活部  
市民活動課男女共同参画室  
〒300-8686 茨城県土浦市大和町9番1号  
TEL 029-826-1111 (代表)  
URL <https://www.city.tsuchiura.lg.jp/>

---



